

参議院商工委員会議録第四号

(七二)

昭和五十年十二月九日(火曜日)

午前十時十七分開会

十二月八日
委員の異動

辞任

高橋雄之助君

相沢武彦君

三治重信君

補欠選任

福岡日出磨君

桑名義治君

藤井恒男君

國務大臣	國務企画庁長官	通商産業大臣	國務大臣
福田赳夫君	河本敏夫君	植木光教君	高橋俊英君
官	官	官	官
公正取引委員会	事務局官房審議会	水口昭君	鷲崎均君
官	官	官	官
通商産業政務次官	通商産業審議官	天谷直弘君	高橋俊英君
官	官	和田敏信君	高橋俊英君
通商産業省産業政策局長	通商産業省立地公害局長	宮本四郎君	高橋俊英君
官	官	官	高橋俊英君
通商産業省基礎産業局長	通商産業省生活産業局長	野口一郎君	矢野俊比古君
官	官	官	官
資源エネルギー局長官	資源エネルギー局長官	増田実君	矢野俊比古君
官	官	官	官
中小企業庁計画部長	中小企業庁長官	左近友三郎君	左近友三郎君
官	官	官	官
常任委員会専門部長	常任委員会専門部長	大永勇作君	大永勇作君
官	官	官	官
大蔵省主税局税課第二課長	大蔵省主税局税課第二課長	阿具根登君	阿具根登君
島崎 菊地	島崎 菊地	森下昭司君	森下昭司君
中尾辰義君	中尾辰義君	安武洋子君	安武洋子君
藤井恒男君	藤井恒男君	藤井恒男君	藤井恒男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事事

衆議院議員

修正案提出者

中村重光君

説明員

制第二課長

島崎 菊地

○委員長(林田悠紀夫君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨八日、相沢武彦君が委員を辞任され、その補欠として桑名義治君が選任されました。

○委員長(林田悠紀夫君) 産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○小柳勇君 福田副総理にお願いいたします。
先般来、問題になつております独占禁止法の改正案がこの臨時国会に姿を出しませんでまことに残念であります。先般の衆議院の商工委員会で副総理が、次の通常国会には独占禁止法の改正案を提出する、こういうことを約束されたと新聞が報じています。新聞ではちらつと拝見いたしました

たが、この参議院では一向にそういう話を聞きませんので、きょうこれを確認しておきたいと思うわけです。

なぜこういう質問をするかということです。原

則論を言う必要はありませんが、私どもは、いまま、この十数年来の日本の経済の発展の姿を見て、民主政治の基盤が経済民主主義を完成する、經濟民主主義が民主主義政治の基盤であるといふ、そういう原則に立つてかつて労働者にストライキ権が与えられた。その労働基本権が漸次改悪されて、今日のようなストライクの論議になつた。片や原始独占法が逐次改悪されて、今日の独占禁止法になつてきた。終戦以来三十年たちまして、この占領政策が必ずしも私は日本の風土に完全にマッチしていると思わぬれども、終戦以来三十年のこの姿を見ましても、一般大衆の大部分であるいわゆる労働者の基本的権利を片や抑えて、抑制して、片一方の言うならば財閥あるいは資本、その方面には独占禁止法を改悪しながら、これも財閥形成に力をかけてきた。こういう片や右に行き、片や左に行つた、それがいまのこの経済論争を起こしている原因だと思います。もう祝詞に説法であります。したがつていまストライキ権の論争がなされた。これは、一方ではこの財閥形形成に対する歯止めをかけなきやならぬ。でないと、ストライキ権議だけでは私は、本当の労働者の基本的権利の解放にならぬと思うんですね。

先般来、公正取引委員会の調査活動によりまして、十大商社を中心にして、都市銀行などが一体になつて新しい財閥形成がされている。その財閥形成がかつての終戦前のあの四大財閥、それ以上に力を持ってきた。その財閥の力が現在の日本政治を動かしている。これは副総理も否定できないと思うんです。いわゆる自由民主党を通じて日本

ですが、スト権論議だけで本当に日本の労働者の解放はない。その片一方では、先般の通常国会で十分に論議いたしましたが、しかも、全党一致で衆議院を通過した独占禁止法の改正案、これは十分ではありません。公正取引委員会の案はもとと過した。しかし、残念ながら参議院ではそれが通過できなかつた。後で少し触れますけれども、参議院の自民党的議員の中には、公然とこれに反対をして委員会に来た諸君がいた。あれをあのときに時間があつて論議すれば、私はそういう基本的な日本の経済民主主義が漸次破壊されておるということを根本に論議したかつたんだありますが、論議できなかつた。

だから、いまこの国会の大きな任務は、もちろん政府としては財政特例法を通さなきゃならぬ、あるいは補正予算を通すのが大きな任務でありますから論議してまいりましたスト権とか、あるいは独占禁止法の改正案を十分論議したかつたんではあります。しかし、今度はできませんでした。したがつて、そういうような前提がありますから、福田副総理が衆議院の商工委員会で、次の通常国会では独占禁止法改正案を出しますと言われたことに非常に力を得ているし、私が力を得ておるということじやありません。日本の労働者階級、特に消費者団体が福田副総理の言葉に非常に力を得ています。何かこれだけで物価が下がつたような錯覚すら持つているとも私は思う。したがつて、この参議院の商工委員会で再び言明していただきたいが、実は総理にも来ていただきたかつたんであります、総理は社会労働委員会の方にスト権の問題で行つておられるそうです。副総理でありますから、総理よりもっと力があるとわれわれは信じていますから、その副総理の言明をここで聞いておきたいと思います。

す。しかも、この臨時国会を召集したゆえんは、まあ経済対策である。そういう趣旨でありますので独占禁止法のごとき非常に恒久的、また基本的な議案を審議するには適当な場ではないんじやないか。おまた、いま小柳さんが御指摘のようにならなかつた。そのことは、これは参議院の段階におきまして独占禁止法の政府案が審議未了になつた、こういう経過からも御察知できるんじやないか、そういうふうに思うんです。

そこで、まあ自由民主党内の意見の調整はなおこの際いたしたい。そして、通常国会になりますならば政府案を御提案を申し上げたい、これが三木総理大臣の考え方でございます。私も閣僚の一人といたしまして、次の通常国会にはこの法案が提出されるよう最善の努力をいたしたいと、かように考えております。

○小柳勇君 その際の改正案の内容であります
が、いま衆議院では、前の全党一致で通過しました案を野党四党案として出しています。そしてもう審議に入つておると聞いていますが、少なくともこの改正案よりも後退しないものを期待しているわけです。最大公約数としては前の通常国会の各党一致のものを提案されるものと理解してよろしいかどうか、聞いておきたいんです。

○国務大臣(福田赳氏君) ただいま小柳さんの御指摘の点ですね、この辺に問題があるわけなんですね。自由民主党の意見調整。これはなぜかといいますと、法案の内容があれで統一意見として固まるかどうかという点について、まあ問題があるわけなんです。そういうことでいま意見調整をしておりますが、とにかく、この独占禁止法の改正案が出る以上りっぱな改正案だという評価がいただけるようにいたしたい、かように考えます。

正案が出されます。少なくともこの前の政府案よりも後退しないものと存じますが、その必要性についていま私は大きな原則的なものと理解をいたして、それを信じてやりますが、次の通常国会に独占禁止法改訂案が出されます。少なくともこの前の政府案によればならぬ——石油ショックのときもそらであります。したが、いまもなお、現在の経済情勢においても、これが必要であると思うんですが、公正取引委員会の案ができました、その後政府案ができました。と同様ように、現在の日本の経済情勢もあるいは産業構造におきましても、独占禁止法の改正案が出される必要性があると私は考えておりますが、まず、公正取引委員長のこの点に対する見解をお聞きしたいと思います。

○政府委員(高橋俊英君) 私は、独占禁止法のときどきの経済政策、つまり、インフレになつたらこれを抑えるための財政、金融を中心とした政策をとらえる、これはまあ副総理が中心になつて先般の物価の異常な上昇、これを鎮静させるために非常な強い決意でなされましたいろいろな経済政策、こういうものによって景気の波というものは基本的には調整されるものと思います。その点独占禁止法が、こう一般のもし認識がそれと同じようなものであると考えるとしますれば、私はやや違つておると思います。ですから、個々のインフレ現象に対する対応策としてではない、しかし長期的に見た場合、その景気の波の変動を小さくするという政策努力のほかに、独占禁止法がやもすればインフレを歓迎しがちな経済の本質に対するブレーキをかける。個別の現象に対してではありますけれども、国民の好ましくない物価の引き上げを共同して個別に行つていくというふうな行為に対して、十分にブレーキの役を果たすよ

そういう点、実は消費者代表の方と私はこの前の国会が終わりましたときにお会いしたときには、そういう即時即刻、すぐ効くような即効薬的な効果は独占法に期待していない。しかしながら、長期的に見て独占禁止法は国民生活にとってその強化が欠くべからざるものであるという認識を持つておられることについて、私どもは大変その意を強うしたわけです。つまり、公取が働き直ちに物価が下がるというふうなものではない、しかしながら、それはロングランで見た場合に大変重要なものであるということについては深い認識を持つておられる。

私はその点について、大変よく理解がそこまで進んでいただいたいということで感謝しておるわけでございますが、これから経済のあり方、かねてから副総理も言っておられる安定型の成長、これは概して言えば、余り高度成長ではないんですねますが、そのような成長政策のもとににおいては、やもすればこれが収益の悪化につながるとかいう考え方から、人為的に価格を引き上げようとする傾きがより強くなるというふうな傾向もございまして、それから、御指摘の財閥とは申しませんが、強力な企業者の間における結束が強化されて、全体の中における民主的な所得の配分といいますか、利潤の配分といいますか、そういうものに対してもどちらかというと国民大衆の方にしわ寄せが行われる傾きがないとは言えない。そういうたた経済構造の面。

私は主要な点だけ申し上げますが、そういった点について独占禁止法が強化されなければ、いまのままの法律でありますと、それが十分に機能しない面が私どもの経験上明らかになつておりますので、そういう点から言いまして安定成長型の持続的成長といいますか、そういうことをを確保し、国民生活の福祉、実質的な向上を図るために独占禁止法をぜひとも強化さしていくことが必要である、こういうふうに思つておりますので、景気の変動には関係なく私どもも長期的に見てそういう

う方向でいくべきである。また、たとえば西独の
ような私どもの範とすべきに足るところを中心
とした世界的な傾向も、独占禁止法の強化の方向
に向かっているということは争えない事実でござ
いまして、そういう意味におきまして、私どもは
この意義を十分評価していただきたい、かよううに

運動ということになりますと、実質的には株式の持ち合い状況等からも見まして、それらの主要社長会で大きなことは皆決まってしまうというものが実態のように思います。そういうことでありますので、いわゆる民主的な経済の運営というものはそういう面からもないと言つてもいい、過言ではないと思います。

ですから、ときにはこれが日本の経済の民主化の非常な阻害要因になるということありますので、何とか対策を講じたいのですが、今回の独禁法改正の修正で一致いたしました衆議院での案でございますが、これは、いわばそれに対してはやや弱められた形になつており、株式の保有についての制限が、当初の私どもの考え方よりは大分後退しているように思います。種々の条件も、例外も認められておりますが、なおかつその上で株式の保有について上限をつくるということだけにはやはり意味がある。そういう方向をひとつ株式の面からと、それから、これはすでにある程度実施されておりますが、大口融資という形でもって、そういう大きなものだけを特別に助長するような融資政策がとられておったことに対する、まあブレーキをかけることがあります。

さらに、これだけで十分であるというふうには考えませんで、それらの行動は今後、たとえば中小企業に対する優越的地位の乱用というふうなことも十分考慮いたしまして、私どもは力の及ぶ限りそういうものの矯正、是正、防止という面に力を注いでいかなければならぬかと思ひますが、それは、もしその株式の問題から行き過ぎが起つりました場合には、株式の持ち合いというものに対しても考へなければならぬかと思ひますが、その点は必ずしも独禁法的な立場だけでなく、資本充実の原則というふうな、まあそういうわれわれの独禁法外の面からも検討をする問題ではないかと思っております。

通常国会には必ず提出されるよう、総理にも働きかけてもらいたいと思いますし、担当大臣でありますから、出すという決意をお聞きしたいのです。

これは余分でありますけれども、十一月三十日付けの大きな新聞の「余録」にこう書いてあります。自民党が祝賀パーティを延期したことに対するあれですが、「祝賀パーティの延期など、実は大した約束違反ではない。それと言うなら、天下に公約した独禁法改正を早急に実現すべきだ。大問題の公約違反の方は、ほおばかりし、小事にこだわるのは、本末転倒だ。」こう書いてある。これは十一月三十日ですね。自民党に対していま世間の人はそう見ているわけだ。

特に私残念だったのは、この間の通常国会の終末で、この与党の議員十名の中で、八名が差しかえで入ってきて、公然と理事会で、おれはこの独禁法改正反対のために入ったんだと堂々と私に名刺を出して公言された。このような自民党的体質がいまこの経済構造に反映しておるし、また、消費者団体や一般国民大衆に対して非常に大きな悪い影響を与えております。

独占禁止法の改正というものは通ったとしても、私は大して現在と違ひはせぬと思う。公正取引委員会の機構もそうち肝心な動きはできませんでしたよ。しかし、あれが通らなかつたということでお民党に対する失望、政府に対する失望、三木総理そのものに対するふんまんやる方ない焦りを感じています。したがつて、いま副総理の言明なり公正取引委員長の要望なりありましたが、植木総務長官としても、次の通常国会では必ずこれが通過できるように御努力されるということを期待すると同時に、公正取引委員会事務局の調査能力などまだ弱いわけです。

けさの大きな新聞の投書欄に、「弱者泣かせる不況カルテル」という投書があります。これも聞きたかったんですねが、時間ありませんから委員長に聞きませんが……。不況カルテルを許

したけれども、これは弱い者泣かせたと書いてある。こういうことで独占禁止法改正案を出さなかつた、あるいはもう三木さんが後退してしまったことに対して、三木内閣に対して、自民党に対し非常に失望を感じております。したがって、次の通常国会では少なくとも前の全党一致のの改正案より以上のものを提出して、これが通過できるように担当大臣として努力されるかどうか、見解を聞いておきたいんです。

○國務大臣(植木光教君) 公正かつ自由な競争が促進をせられまして、国民経済の発展及び消費者の利益の増進を図るという独占禁止法の目的が達成されるような独占禁止政策の強化は必要であると、私は確信をいたしております。したがいまして、政府案取りまとめに当たりましても努力をいたしましたし、また、前国会におきましてもこの成立方に努力をしたわけでございますけれども、廃案になつて今日に至つているわけであります。

ただいま副総理からも、次の通常国会に提案をすべく最善の努力をするという御答弁がございましたし、総理御自身も、次の通常国会に提案をするということを明言をせられておりますから、私も主管大臣といたしましてこの提案方について努力いたしますことはもとより、ただいま申し上げましたような独占禁止法の目的、理念といふものが十分に果たされますように最善の努力をするということを、ここではつきりと申し上げておきます。

○小柳勇君 じゃ、公正取引委員長は退席ください。あと副総理に経済問題を十分ばかり質問しますから。

第一は、前の予算委員会でも質問いたしましたとおり、いま日本の経済計画の基本がありません。言うなら、羅針盤がないまま年度の予算を編成するわけです。もちろん、今までの歴史的な経過はありますけど、経済計画というものがいま編成中である。新長期経済計画はいつ一体でできるかということ。来年度予算はどういう経済計画を予想しながら組まれるか。もちろん、予算は

具体的には大蔵大臣でありますけれども、日本の経済計画は副総理が責任者でありますから、ます具体的には、来年度の予算は一体どこを基礎にして編成するかということと、それから、新計画はいつできますかということです。

○國務大臣(福田赳太夫君) 一昨年の石油ショックを中心として始まりました経済的大混乱、これの収拾には大体三カ年を必要とする、さようにいま考えておるのであります。第一年度が四十九年度、第二年度が五十年度、第三年度が、これが五十一年度になるわけであります。その五十一年度という来年度は、ちょうどその調整期間の最後の年になる。そういうことで、若干まだ流動的因素もいろいろ包蔵しておるという、そういう年柄になりますするけれども、しかし、さらばといって五十一年度という年を、これを何のかじなきままに運航する、こういうわけにはいかぬ。そこで政府におきましては、五十一年度を初年度とする新五カ年計画、これの策定を準備しておるわけであります。

そこで、この作業はかなりいろんなむずかしい問題を含んでおりますのは、現在経済を取り巻く環境が流動的である、そういうことでございます。そういうことで、この新中期計画の策定はなるべく早くして、そうして五十一年度予算、これをその第一年度目の予算だというふうにしたいのです。しかし、詳細な新中期計画、これは年末までには間に合いません。したがいまして、当面の措置をいたしましては、年末までに新中期計画の概略案とも称すべきものをつくりまして、そうしてその初年度である五十一年度、その五十年度に適用する、この予算編成の指針とする、せんけれども、概略案、素案とも言わべきものを年内に作成する、かような考え方でございます。したがって詳細な、細かなものじやございませんけれども、概略案、素案とも言わべきものをた。こういうものが基礎になってできると思う。

○小柳勇君 ここに「新計画のスケルトン要約」というのがあるんです、総合計画局がつくりまし

ですが、これと、もちろん「産業構造の長期ビジョン」という産構審の答申があります。もうこれで数字が相当変わっていますから、ほとんど役はないと思うんですが、この「新計画のスケルトン要約」を読んでみまして、たとえば新聞で書かれています、これから予算は安定成長の予算であるとか、あるいは福祉優先型の予算であるとかいろいろ言われていますが、最近この一、三日の新聞報道なりテレビ報道によりますと、どうも福祉優先の予算などということまだまだ手が回らぬこと、そういうような印象を受けるわけですね。したがって、まず第一は、来年度の予算については、「一口に言うなら一体どういう型の予算であるか」といふこと。その中でわれわれはいま福祉優先、社会福祉関係にうんと予算をとつてもらいたい、つけてもらいたいという、そういう希望があります。それはいまの経済不均衡を是正する大きな課題でありますからであります。けさのテレビですが、きのうのテレビですか、どうも福祉優先の予算といふものはなかなか困難だということを報じていますが、副総理としてはどういう予算を期待しながら予算を編成していかれるか、お聞きしたいんです。

したがって、中期的には成長中心からこれは生産活動を中心へという基本的な考え方でござりまするけれども、来年度の予算はやっぱりいろいろ工夫をして最終需要を盛り上げる、そして景気を安定軌道に乗せる、つまり、景気対策的侧面というものが非常に重視されなければならぬ年柄になる、そういうふうな認識でございます。したがいまして、予算の相当大きな部分というものは公共事業費が占めているというような形にならざるを得ないから、こういうふうに考えておりますが、先ほど申し上げましたように、中期的には成長中心から生活重視、こういう考え方であるので、その考え方を阻害するようなことは、これはとるべきではないし、そういう福祉、生活という側面につきましては、これはもう十分配慮していくべきなからぬけれども、それだけの余裕があるかどうかといたことになりますと、私は、財政的に来年度という年は景気政策が中心になるがゆえになかなかそれをだけの余力を持つかねる年になるのではないか、これは大きづばな私の検討です。

○小柳勇君 生活中心という言葉は非常に複雑で、幅が広い。また、景気刺激といいましょうか、景気中心といいますと、相反するような言葉だと思いますが、景気はどういうふうに回復するという御判断であるか。特に第五次不況対策の必要性はないとの御判断であるか、お聞きいたします。

○國務大臣(福田赳氏君) 基本的な考え方とは、物価はかなり鎮静の方向に進んでおる。他方、景気はかなり政策的な努力をいたしませんとなかなか浮揚しない、こういうことで第四次不況対策までの諸施策をとつておるわけであります。

それらの考え方の中心は、財政がそういう景気をもつてするということでありましたわけですが、そういう対策を背景としてこれから先を見通しますと、景気はそう急カープじゃございません

けれども、上り坂になつていくだらか、こう見ておるわけです。その上り坂になる経済情勢、景気情勢というのを五十一年度には定着させる、こういうような方向で経済諸施策を進めていこう、このどの国をとりましても、本年度という年はプラス成長の国はないです。わが日本だけがプラス成長。

ただ、プラス成長であるにかかわらず、財界は非常に困つておる、事実困つておるのであります。それは、わけがあるのであります、そのわけと、いうのは、一つは、そういう経済形態の状態ですから、これはどこの国でも操業度が非常に落ちるわけであります。操業度が落ちますれば人手が遊ぶ。その際に諸外国におきましては、遊びになる人手を遠慮会釀なく解雇する、こういうことでござりますが、わが国は終身雇用体制でありますて、そういう遊びになる人手を企業内に抱えておるという状況、こういう問題がわが国にはあるんです。

もう一つは、外国の企業というものは、太体その大半の設備資金を自己資本で賄つておる。わが国は逆に大半を借入資金で賄つておる。そこで諸外国では、遊びの設備が出るという状態になりましても金利費の負担といふもの、これはそう痛痒を感じない。わが国におきましては、この金利費の負担が非常に強くのしかかつてくる、こういうことがありまして、経済全体としては日本はまだひとり黒字成長という中におきまして、個々の企業はだんだんと収益が悪化する、そして利益が減ることになっておる。そこで結局、設備、人員の遊びを早くなくするという政策をとるほかない。それには最終需要を盛り上げるほかはない、そういう考え方でいろいろ努力しておるのですが、その最終需要とはこれはいろいろありますけれども、当面具体的な施策として考えられるのは財政だというような考え方のもとに、ただいま申し上げました

ように財政主導型の景気対策をずっととつてきておりまして、また来年度もこれはやはり大局から見まして、財政主導という形をとらざるを得ないだろう、こういうふうに見ておるわけでござります。

○小柳勇君 時間がありませんから具体的に聞きます、簡単に。抽象論では論議になりません。

景気の廻りを何月かとおもひしながな
たとえれば来年の三月とか六月とかありましょ
うか、それはどうか。
それと、来年度の実質経済成長率を何%と御判断
ですか。副総理は六%とか考えておられるようだけ
れども、一体何%と御判断かということですね。
それと、不況対策は、特にもういわゆる第五次
不況対策はいま必要ないとお考えか、あるいはやは
るとお考えか、
この三つの問題を具体的にお尋ねいたします。

○國務大臣(福田赳氏君) 景氣の底はことしの三月だというふうに……
○小柳勇君 来年の三月か。

○國務大臣(福田赳氏君)　いや、ことしの三月。
それからずっと生産はふえ、また、品物は出回り、企業の操業率も上昇する、こういう経過をたどつて今日に至つておるわけであります。
それから、来年の成長率を一体どう見るかといふこと、これはいまどういうふうな成長率にしますか、これは財政との関係が実はあるのです。財政をどの辺の規模にするかによりまして成長の高さが決まつてくる、そういうようなことで、具体的な数字につきましては、この十日間ぐらいの間に大体の見当をつけたい、こういうふうに考えております。

それから第三は、第五次不況対策を必要とするか、というお話をございますが、経済、景気の動き、これは生き物を相手にしておるのでありまするから、その動きに応じまして機動的、弾力的な対応をしていかなければならぬ。ですから、いろ手を打つということもありましょうが、しかし、第五次と銘打つような性格の対策、これはも

う差し迫つてあと十日ぐらいの間に来年度予算の大枠をきめます。これこそが私はこれから経営運営の大きな指針になつていくであろう、こういうふうに考えておるわけであります。これが鉢詰めならば最大の景気対策である、こういうふうに見て

おるわけであります。機動的、弾力的なあの手この手は打ちますけれども、まとまった政策、手段としてまとめて考えておきます。

○小柳勇君 もう副総理は時間がないようでありますから、ただ新聞記事を読みますと、非常に具体的に発言があるので、委員会の答弁は非常に抽象的で不満です。だから、また別途機会をつくりまして、少し数字的にも意見をお聞かせ願いたいのです。何もこれは抽象論をやるんじゃないんですね。だから、もうきょうは仕上がりませんから御退席ください。あとは通産大臣にお聞きしますからね。

○國務大臣(福田赳夫君) それじゃ、ありがとうございます。
○小柳勇君 では、通産大臣にお聞きをいたしま
せざいました。

ですが、景気の見通しとそれからいまの不況対策などについてですが、けさの新聞でも、経済団体が第五次不況対策を切に望んでおる、近く政府に今見を申し込んで何とかしてもらわなきややつでいいとか……。それは方々から陳情がありますし、私の周囲にもたくさん、中小企業のめんどりを見てますが、もうこの年が越せない、三月から四月には相当の倒産が出るだろうと言つておるわけです。その実態を、副総理の見解では非常に楽観的に見てありますから、これでは大変だと田畠ですが、通産大臣の見解を聞きたいのです。

○國務大臣（河本敏夫君） 先ほども副総理から申

話がありましたように、私たちも大体景気の底はどことしの一、三月であった、こういうふうに判断をしております。まあ三月以降は何回かの景気対策によりまして、徐々にではありますけれども上昇をしてきたわけでございます。景気は回復過程に入つた、こういうふうに判断をしておるわけですがござります。

ただ、去る十一月二十日現在の経済の情勢、いろいろな機能を給動員をいたしまして全国的な調査をいたしましたが、その結果によりますと、どうも九月、十月ごろまでは比較的順調に景気の回復も進んできたわけでございますが、調査時点において

きましてはや足踏みの状態になつておる。まあ一進一退の状態といいますか、そういう状態になつてしまつてゐるところにござります。

そこで、先ほど副総理からお話をございましたように、いま着々と昭和五十一年度の予算編成がござります。在庫の関係ももう一つよくあります。それから貿易もちょっと伸び悩みになりました。倒産関係也非常に多いわけですし、それから、労働情勢も需給関係がもう一つよくなかった、こういうことで非常に心配をしておるわけでござります。

進んでおりまして、昭和五十一年度の予算編成を、景気対策を相当強力に織り込んだ予算にいたしましたことを副総理も言っておられました

が、私もそのとおりすべきである、こう思います。それから、五十一年度の予算が成立いたしましたのは順調にいきましても三月の末、こういうことになりますので、その間三ヶ月半ばかり時間がかかりますので、その間は第五次という景気対策を打つ時間が余裕もありませんので、これもいまお話しをございましたように、この間は弾力的かつ機動的に経済を運営いたしまして、もう少し具体的に言いますと、主として金融面でのいろんな配慮を十分にいたしまして景気の落ち込みを防いでいく、そして来年の予算が成立するまでつないで、く、こういうことが必要ではなかろうか。特に上

小企業関係、いろんな面で相当長期間にわたるて況の影響等もありまして、ずいぶん経営も苦しくなつておりますので、この面に対するやはり特別の金融面での配慮が必要ではなかろうか、こうふうに私たちは考えておるわけでござります。きょうも議論で決めていただきましたことはもし中小企業関係の金融が年末に不足するよう

期、つまり、来年の一月から三月までに政府系中小企業金融三機関で約五千億ばかりの枠がござりますから、その分を臨機応変に繰り上げ使用する。そして年度末に足らなくなれば、その分はま

た適当な手段で補っていく。それから、あわせて民間の金融機関から中小企業に対する貸し出し等

○小柳勇君 質問を終わります。

○対馬孝且君 灯油価格の問題に専しましてお尋ねをいたしたいと思います。時間もありませんので、きょう、実は質問する予定になつておりませんが、緊急にきのう北海道から電話が入りまんが、そこでも特別な配慮を払つてしまふうに感じておるわけであります。

て、非常に事態が緊迫をいたしておりますので、すばりひとつ質問にお答えを願いたい、こう思ふわけです。

石油審議会で新価格が決定をされました。特に北海道新聞並びに朝日、毎日等に出ましたが、日本では、正式に北海道の石油業界を通じまして、一一千二百五十円の元売り価格引き上げロリッター通達を出しました。きのう入った状況では、すぐにもう小売店に対しましてこれを示達をいたしましたとして、現実に十八リッターに引き直しますと、一二円五十銭、これも、しかも下限指導という十二円五十銭、と言ふ所であります。こういう間につきまして一体、この間の石油審議会の最終階における消費者側との話し合いがどういう結果

になつたのか、これをまずひとつはつきりして
らいたいと思います。消費者との間の結論。
○政府委員(左近友三郎君) 先日の石油審議会
の結論について申し上げます。
石油審議会で標準価格を設定をすべきものと
うふうに決まりましたのは、ナフサとC重油で
ざいます。したがいまして、灯油については標

価格といふやうなものは設定されておりません。したがいまして、標準価格以外の油については本來行政介入をしないというたてまえでございますが、灯油については別であるといふにわれわれは考えております。
すなわち、ほかの油種は実はほうつておきますのと値が上がらないということから、対策を講ずる必要がありますが、ということでおわかれは別の見解を持っております。まして、この需要期を控えまして行政措置を講じないと上がる、そして、それが適当でない価格になるおそれがあるという感じを持つております。したがいまして、本需要期におきましては、従来からやっております通産省の行政指導を継続するという気持ちでござります。
従来からやっております行政指導と申しますのは、家庭用灯油の元売り仕切り価格については既に力抑制をしていくことでございますが、その抑制の範囲は、類似の油種、つまり、軽油とA重油といふものとの価格のバランスを保つ範囲内で抑制をしていくという形の指導をやつていておるわけでございまして、今回、灯油価格がナフサ、C重油について出ました後もその指導方針を継続していくということでございます。しただいまして、今後灯油が上昇傾向にありますればそれに対して抑制的な指導をしていくということは従来とも変わらないということでございます。
○対馬孝巳君 これは石油審議会の専門委員会になりました日生協連の勝部専務、消費者代表の田中里子さん、二名入つておるわけですが、
「委員長退席、理事補正俊君着席」
エネルギー庁と代表と話し合いの結果ですね。さてこの間私のところに来てまして、勝部専務から大きな御報告を受けました。
このときは、エネ側ではかなり、指導価格しきは参考価格ということで、いま私が前段に上げました千二百五十円なるものを明示したというかなり強硬なおたくの態度であったようあります。ところが消費者側としても、

百五十円を出されたのでは、結果的にこれは便乗されて、一千二百五十円が上限になるんでなくて下限になるようなおそれがある。したがって、価格は絶対に明示してもらつては困る。これをまあ抵抗——相當がんばつて、最終的にはいま左近石油部長が言われるように、値上がりの動きがあつた場合については極力抑制指導いたします、現在の実勢価格に向かつて指導いたしますという、これが最後の結論であります。こういうふうに勝部専務が私のところに来まして報告をされているわけであります。

そうなるとすれば、ここではつきり申し上げなきやならぬことは、きのう私に、北海道の消費者協会、北海道生協連から入つた、すでに日石を先頭にして皮切りしました通告というのは、千二百五十円が最低であつて、一千二百五十円は最低を意味したんだと、こう説明しますが、これ以上上げることについては、つまり流通マージンとしてこれを換算してよろしい、こういうことは現に出でいるわけです。

そうすると結果的に、もう通産省はうまいこと言つているんだが、相変わらずやっぱりこれは業界の旗を持って参考価格、指導価格という当初の打ち出した千二百五十円、つまり十八リッター一千二円五十銭というものは、現在の実勢価格にプラス二十二円五十銭、こうなつてくると、北海道は現在六百八十円です、率直に申し上げて。そうしますと大体七百円台、正確に言えば七百二円五十銭。こういうものを通産省は肯定をしたのかと云つて、これが問題なんです。これをきょうははつきりしてもらいたいということで、けさも電話が入つていてるわけですよ。それで質問に立つたわけですが、この点そうでないとすれば、私は特にこの間大臣にもこれを確認をしているんであります。が、大臣も北海道へ来られたときに、大量消費地である北海道については、本州よりもひとつ安く行政指導をしていただきたいと、これは長官も力説をされているし、再三お聞きになつて、九月二十七日に特別通達まで出していただいたという経緯

ところが現実には、北海道の場合は次の点が問題なんですが、二点目は、つまり共同購入、何回も私は言つているんですが、ホームタンク購入あるいは集団購入をやつた場合については一割引か二割引をかける、つまりボリュームディスカウント方式を採用しようということを何回も言われているんですが、現実にいまなお、これは都市市別ですよ、都市部を離れていきますと、つまり分子と分母が変わって、いままでは値段が、結果的にドラマかんで買った場合は十一本分になるわけですから、一割引をされるわけであります。ところが、現実に田舎の方へ行つたら、逆に一本分が十本分で値段が査定をされてしまつて、つまり一本分の価格が、一本分の六百八十円そのままずっと一本分取られていつてしまつて、こういうことです。この点がやっぱり私は問題だと、こう言つているわけです。

何回も言つているんだが、いや、これはそりはなつてしませんとか、この間も、いや、調べてみますとかといふ悠長なことを言つてはいるんだが、いまもう北海道は、けさも雪が降つて、いるんだ。それは、そんなこと言つたってあなた、現実に本当に行つてもらわなきや困る、正直な話。向こうは雪でこんなおつとりした天候でないんだから。けさだつて零下五度から六度だつて、いやどう、現実に旭川で。そういう状態のときに、相変わらず通産省はこれは新聞にも書いてあるが、わかつたようなわからないいような、何かそれこそ歌の文句じゃないけれども、「黄色いさくらんぼ」みたいなことを言つてもらつたつて困るんだよ、これは正直に、率直に申し上げて。

だから、きちっとここではっきりしてもらいたいことは、第一点は、千二百五十円という日石が、出してはいるような、つまり、十八リッターに直しかったようなわからないいような、何かそれこそ歌の文句じゃないけれども、「黄色いさくらんぼ」みたいなことを言つてもらつたつて困るんだよ、従つて極力ひとつ行政指導をいたしますと、これ

が第一点です。第二点目は、先ほど言った北海道における共同購入の場合についての特別行政指導というものについて、もう一回私は長官に、これは部長でも結構ですが、ひとつ現地に係官を派遣してもらいたいということをすいぶん言つてゐるのに、何も行っていないのだ。私が聞いてみたって、問い合わせをしているわけだけれども、この時点で派遣をしてもらいたいんです。それで、札幌へさつと行って帰つてくるようなことをやめてもらつて、たとえば稚内の片田舎や、この間も言つた羅臼だとか稚内の最果ての地だとか、根室の果てだとか、こういうところへ行って現実にやつてもらいたいのですよ。ただ机上のペーパープランで、調査をいたしました。わかりましたというふうなことは、これは行政指導が行われたということになりますよ。私はこの点をなぜ言うかといったらないわけです。私はこの点をなぜ言うかといったら、北海道はもう最需要期なんだから、現実に毎日二十四時間たいしているんだから、その点はそこではだに触れた行政指導をしてもらわないと、通産省というのは、これはやっぱり庶民の立場ではないんだということになりますよ。この点どうですか、これ二つ。

また、そうしなければ類似の油種との間のバランスが崩れますと、数量の確保も問題になつてくるということでございますので、それをらみながら持つていただきたいというふうに考えております。

ただ、付け加えて申し上げますが、今需要期に限りましてはそれでは軽油の動くそのままにどんどん上げていいかと言いますと、それはいかないというふうにわれわれは考えておりますので、一定の価格でわれわれはとめるよう努力をいたしていきたいというふうに考えております。

それから、第二の点でございますが、北海道につきましては、御指摘のとおり大量消費地でございますので、ことにドライカムかん売り、あるいはホームタンク売りについては極力割引きをするということを現在特別に指導しております。現地についていろいろ調べておりますが、確かに御指摘のとおり、都市部では比較的割引率が高いという現象がございますが、地方へ行きますと必ずしももうまくいってない点も御指摘のとおりございます。これはわれわれもいたしましては極力この割引率を高くする、これは大量消費でございますから、そういう点が可能でございますので、それを現地の通産局、道と協力して推進してまいつておるわけございますが、まだ足らざることは十分これからも指導を続けてまいりたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 そこでいま千二百五十円という、つまり新灯油価格というものを明示をしないで協力、抑制するよう指導していただきたい、こういうことです。その点は類似油種を考慮に入れながらやっていく、こういうことですから、これはもう一回だめ押しますけれども、消費者団体と専門委員になられた勝部専務あるいは田中さんとの話合いの考え方どおりひとつ行政指導していくということでしょう。この点どうですか、ここできつちりしておきたいんですよ。これは長官ちょっとお伺いしたい。

○政府委員(増田実君) いま対馬先生から言われました、石油審議会におきまして、専門委員の田

中委員、それから勝部委員から申し出のありますと、具体的な金額は出さない。

それから、政府としては灯油の重要性、ことにして、具体的な金額は出さない。

北海道地域におきます灯油の生活に対する非常な重要性にかんがみまして、抑制的な行政指導をすることと、具体的な金額は出さない。

○対馬孝且君 時間がありませんから、それで確認したいのですが、石油連盟に対して、北海道の石炭十三社ありますけれども、これに出先の通

商局長、道を通じてひとつ行政示達をしてもらいたい、この点が第一点。

二点目は、先ほど左近部長が肯定しております

○國務大臣(河本敏夫君)

確認したいのですが、石油連盟に対して、北海道の石炭十三社ありますけれども、これに出先の通商局長、道を通じてひとつ行政示達をしてもらいたい、この点が第一点。

二点目は、先ほど左近部長が肯定しております

○國務大臣(河本敏夫君) 倒産件数でございますが、大体この八月までは月間ほぼ千件前後ございましたが、九月からだんだんとふえ始めまして、先般の民間調査機関の発表によりますと、十一月の倒産は千三百十七件とこれまでの一番多い数になつておりますし、金額も二千四百億円と、こういう数字になつてきております。しかもその内容が、いまお話をございましたように放漫經營といふ理由によつて倒産するものがだんだん減りました。もうそういうものはすでに倒れてしまつておるわけですね。減りまして、一つは、二年間に及ぶ長期間にわたる不況から体力がだんだんと消耗いたしまして、もう持ちこたえ切れないと、こういう形の倒産が非常に多くなつたと思います。いわゆる不況による、一生懸命仕事をしておるけれども、不況のためどうもしようもない、こういう倒産が非常に多くなつたということ、その点私たちも非常に心配をいたしておるわけでございます。

○中屋辰義君 それで、いま問題になつた来年度の経済見通し、そういうものもいまお伺いしましたが、とりあえずの問題として、つなぎとして第五次の不況対策といいますか、第四次の不況対策に補強するといいますか、ちょっと大臣の見解をお伺いしましたけれども、経済閣僚会議も近くあ

○対馬孝且君 それじゃ終わります。

○中屋辰義君

景気問題につきましては、小柳君から質問がありましたので大体見解をお伺いしま

したけれども、それで、中小企業庁長官もまた衆議院に行つておられます、この第四次対策がス

タートいたしましたけれども、御承知のように、非常に足どりが重い。倒産の方もかなりふえてき

ておりますが、従来の倒産といふのは、放漫經營

というか、本業以外に不動産なんか買って、そ

いつたところで失敗したというような例もありま

したけれども、最近の倒産は、いわゆる不況型と

いいますか、採算が悪化して企業がもたなくなつた、そういうようなことが多発しているようであ

りますけれども、倒産の実情をちょっとお伺いし

たいのですが、

○國務大臣(河本敏夫君) 景気の実情につきまし

ては、先ほども答弁いたしましたように、十一月二十日現在の調査によりますと、どうも足踏み状

態が続いている、倒産も非常に多い、雇用関係も

よくない、こういうことで非常な心配をしてお

わけでございますが、まだ四次対策は完全に実施されていないわけでございます。そういうやさきにいよいよ昭和五十一年度の予算編成と、こうい

うことになりましたので、ここで五次対策とい

うふうなものを持ち出す時間的な余裕というものが成立するまでの間若干の日数等もございます

ので、一つは金融対策を彈力的、機動的にやつぱり

実施する必要があるんじゃない。金融対策は、

一つは地域別、業種別にきめの細かい対策が必要

で、二つは金融対策を彈力的、機動的にやつぱり

同時に、中小企業対策であります。この件につきましては先ほど申し述べたとおりでございま

す。

○政府委員(増田実君) いまの先生の言われまし

た二点につきまして、これを各通産局、関係団

体、あるいは道庁への指示あるいは示達という形で行つていただきたいと思います。

ただ、この大量割引その他につきましては、こ

れはすでに出ておりますので、形として二重に

出すのはあれですから、それを確認する形で出

していただきたい、こういうふうに思つております。

○対馬孝且君 大臣、いま長官からお答え願つ

たが、とりあえずの問題として、つなぎとして第

五次の不況対策といいますか、第四次の不況対策

について大臣、了承していいですか。

○國務大臣(河本敏夫君) 長官の答弁したとおりでござります。

なお、そういうような一連の金融対策のはか

に、貿易に対する対策でありますけれども、貿易

がやや足踏み状態でありますので、特にプラント

ものの輸出につきましては全力を挙げたい、こう

いうふうに考えています。その結果、もし、輸出

入銀行等で資金が不足する、今度四次対策で相

当する金額は増量いたしましたけれども、なお不足する

というふうな事態になりますと、この場合にはや

はり年度末に緊急の対策というものが必要じやなかろ

からうか、追加融資というものが必要じやなかろ

うか、こういうふうに考えております。

それから貿易の振興対策、それともう一つは、や

は、この十二月一日の告示をもちましてガソリン、ナフサ及び重油二品種につきまして発表いたしました。

それで、いま中尾先生の御質問のありましたこれへの達成というものがどういうふうにして行われるかということをございますが、御存じのように、石油業界が非常に逆さや、その上にOPECの値上げということで、現在の状態では企業が存続していきますのに非常に危機的状況にあるといふことで、私どももやむを得ない措置だというところでこのたびの標準額を発表いたしたわけでございませんが、この標準額は、需要業界の協力と納得によりまして、できるだけ早くこの額に達成することが望ましい額ということで発表いたしたわけ

でございます。

したがいまして、需要業界が、石油業界といふものがいかに苦況にあり、また、このまま放置いたしますと、自分たちのエネルギーを供給しております産業が崩壊するといふことで、共存共榮という立場で十分この値上げの必要性を納得されて、そしてこれに協力を願う、こういうふうに考えております。

先ほど先生からおっしゃられました、供給をカ

ットして、そしてこの標準額を無理やり達成するということは、私は望ましくないといふうに思つております。やはり、石油といいますのは各産業にとりましては原動力になるエネルギーでござりますので、先ほど申し上げましたように、この標準額にまで値上げすることの必要性につきまして十分需要業界と話し、納得と協力のもとにこれを達成するということが望ましいものと考えております。

○中尾辰義君

とにかく、いま石油がだぶついておるわけですね。このままの状態では標準価格の実現というののはいつになるか、それは私もわかりませんが、各産業界も赤字を相当抱えておるし、石油業界の赤字もあるわけですが、そうすると、減産による需要調整といふようなものを指導されるのかどうか、その辺はいかがですか。

○政府委員(増田実君) 石油業法によりまして毎年供給計画を定めまして、それを後から全部チェックをしております。そういうことで、供給計画に基づいた生産というものが行われておるわけですが、先ほど申し上げましたように九月に改定いたしまして、それ以後は毎月の生産計画というものが

年供給計画を政府が定めております。また、それに基づきまして各石油会社から生産計画を届け出さしております。そういうことで、私どもの方は石油といふものの商品の重要性にかんがみまして、この供給が需要と均衡するようについてござります。

ただいま先生のおっしゃられました、つまり、供給が非常にだぶつきであればなかなかその価格の値上げはできない、あるいは標準額の達成はできないといふことでござります。そのとおりでございませんが、この供給計画につきましては、まだ供給が過剰であるということで、四月の供給計画を九月に改定いたしました。それによりまして、大体供給と需要とが均衡するという供給計画を定めまして、これに基づきまして各社の生産計画を届け出さしておるということでござります。結論的に申し上げますと、現在の石油業法に基づく供給計画による行政指導というものによりまして、生産と需要というものがマッチすると申しますか、均衡するという形の行政指導を行つております。

○中尾辰義君

それで、その石油の需給計画は減額修正されたわけですが、あなた方が減額修正されたとおりに実施されでおるんですけどどうですか。私がちよつとお伺いしておりますと、計画そのものはそうなつたけれども、実際そのとおりいつおらぬ、そういうなことも聞いているんですが、いかがですか。

○政府委員(増田実君)

石油各社が生産計画を出

して、実際の生産はそれより増産するという事実があるかどうかという先生のお尋ねでござりますが、私どもはそういうものはないといふうに考

えております。これにつきまして、毎月の生産が終わりました後に、直ちに各種の報告を求めてお

ります。もちろん虚偽の報告があれば、これはそ

れ以上の生産になるということをございますが、私どもの方にいろいろの情報で聞いております範

囲内では、生産計画を超えて生産している事

実はないものと信じております。

それから第二点でございますが、こういうよ

うに供給計画を石油業法に基づいて定め、それによ

りまして各社の生産計画を届け出して実際には生産

の行政指導をやつておりますといふことにつきまし

ます。ただ問題は、本年度の上期におきまし

て、若干供給計画が大き過ぎたということから、

供給過剰といふ問題があつたわけでござります。

ただいま先生のおっしゃられました、つまり、

供給計画の作成、あるいは各社別の生産計

画につきましての調整といふものにつきまして

は、これは全部通産省資源エネルギー庁でやって

ました供給計画の作成、あるいは各社別の生産計

画につきましての調整といふものにつきまして

格、つまり、値上げということにはなると思うますけれども、できるだけ先に延ばしたい、こういう考え方でございます。

その他の産業等についても、もちろん相当の影響は出ますけれども、これもできるだけ合理化等によって吸収してもらら、しかし、若干のやはり値上げは万やむを得ないのではないか、こういうふうに理解をいたしております。

○桑名義治君 最初に通産大臣にお聞きをしたいわけですが、この十一月の十五日に訪中をされまして、中国政府要人との会談をしたように報道されております。この内容はどういうふうな事柄が話がなされたのか、つまびらかにしていただきたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) 今回私が訪中をいたしました直接の動機は、去る十一月の十八日から二月の二日まで二週間にわたりまして、北京でジエトロと通産省がバックアップしまして、工業技術展覧会を開くことにしたわけでございますが、この展覧会は、政府が参加をいたします展覧会といたしましては戦後最大の展覧会でございます。また、ジエトロが聞く展覧会といたしましても、戦後最大の展覧会である。日本から二百数十社が参加をいたしまして、出品のいろいろな機械類も七千八百点という、きわめて大規模なものであつたわけでございますが、そういうことから私が政府代表といったしまして訪中をしたわけでございます。その機会に中国側の要人と何回かの会談をいたしましたが、会談の内容の一つは石油問題でございます。それからもう一つは貿易問題でござります。

石油問題につきましては、長期契約の話がずっと前から出でるのでござりますけれども、なかなか問題点がたくさんございまして最終結論が出ない。そこで、これについて主要な問題点をずつと煮詰めることにしたわけでございます。それから、貿易等につきましても、日中の国交が正常化されましてから三年間に、貿易が往復で三倍半に増加をしております。昨年度は往復三十

三億ドルでございましたが、ことは約四十億です。こういう非常に大幅な増加をしておりますが、しかし、日本からの輸出が二十五億で向こうからの輸入が十五億、こういうことで片貿易になつておりますので、この問題をどういうふうに考えるかということ。それから、伝統的な商品で若干のトラブル等もございますが、こういう問題はどうするか、こういう問題につきましては、話し合いをしたわけでございます。

○桑名義治君 そこで、目的的に貿易の不均衡的是正あるいは石油の長期取り決めの問題、あるいは伝統的商材の輸入と日本製品との競合問題、こういった問題が項目としてはいまお話の中で挙がつてきましたが、この中で一番問題になりますのが、貿易の不均衡是正の問題をどうするかという問題と、それから、日本にとって特に重要な今後の問題として石油の長期取り決め問題だらうと私は思っています。そういう立場から私は、中国の石油輸入について少し大臣のお考えをお聞きをしておきたいと思ひますが、通産大臣としては、今後中国からの石油の輸入の見通しについてははどのよう認識の上に立っておられるのか、基本的な問題としてまず伺つておきたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) わが国の基本的なエネルギーの戦略でありますが、その第一は、エネルギー全体における石油の占める比率、シェアといふものをできるだけ少なくするということが第一分散するということが第二の戦略でございます。それから第一は、この輸入ソースをできるだけ多くするということが第三の戦略でございます。

そういう意味におきまして、隣の中国から大量の油が産出されるということになつたということは、わが国にとりましても非常に大きな関心事でございます。できれば安定的な長期契約をしたく、こういうことによって生産量が決まるべき、こういうお話をございました。

五ヵ年計画が決まった段階で、今後五ヵ年間の油の需給量もおよそ見当がつきますし、その段階におきまして価格の問題を解決しながら数量を決めておらぬわけあります。それで、新しい五ヵ年計画が決まりました段階で、いま事務当局におきまして、その線に沿つて詳細を検討しておるところでございます。

○桑名義治君 いまの大臣のお答えで、今後の日本の石油というものは輸入源の多角化が必要である、そういう立場から中国の石油というものを見直していかなければならぬ、しかしながら、

画、こうしたこと等についてもやはり説明を求めなければならぬわけであります。

そこで、そういう説明を受けまして、長期契約の問題点に入ったわけでありますけれども、長期契約の一番の問題点は、数量をどうするかということがありますね。その問題につきましては、中

國の油の性質上、現在程度であれば問題ありませんけれども、これを将来大量に増加をするということがありますね。設備そのものから変えいかなければならぬ。設備そのものを変えるということがありますと、これは非常に多額の資金を必要といたしますと、そうするとコストというものが高くなる。現在の日本の石油の精製設備は中東の軽い油を受け入れるようになっておりまして、中国のああいうう分の多い重い油を精製するには適しないわけでございます。

そういう問題がありますので、私の方からは、もし将来この数量というものを飛躍的に増量しようと、こういう場合には、設備の問題に関連して当然価格の問題が起つてくる。この問題を解決しない限り、わが国としては大量に輸入するということはむずかしい、こういうことを言いましたところが、それに對しては、双方が利益のある形でひとつ相談の上で解決できるじゃないか、そういう提案がございました。

それからまた、数量の問題につきまして、わが国といましましても、先ほど来質疑応答がございましたように、まだ最終的に新しい五ヵ年計画が決まっておらぬわけあります。それで、新しい五ヵ年計画が決まりました段階で、今後五ヵ年間の油の需給量もおよそ見当がつきますし、その段階におきまして価格の問題を解決しながら数量を決めておらぬわけあります。それで、新しい五ヵ年計画が決まりました段階で、いま事務当局におきまして、その線に沿つて詳細を検討しておるところでございます。

それから生産につきましては、これは非公式の話でありますけれども、大体昨年は六千五百万トンの生産であった、ことしほぼ二割弱生産が伸びる、こういうお話をございました。

それから将来的見通しにつきましては、これらは向こうも計画生産でございますから、どの程度輸出できるのか、それからどの程度国内の消費を考えるのか、こういうことによって生産量が決まるのだと思います。アメリカの議会筋の報告によりますと、五年後には一億三千万トンないし三億トントンは可能であると、こういう報告がありますが、先方のお話によりますと、その程度の数量の生産を達成するためには相当なやつぱり開発機械の輸入が必要であると、こういうことを言っておられましたですね。でありますから、日本が必要とす

いま当面の問題として石油のいわゆる需要量を見直しを固める必要がある、第二点には、現在の中

近東向けの石油精製設備を改善をしなければならない、そのためにはいわゆるコスト、値段の問題が問題になる、こういうお話をございます。それ

とでございますが、現在のエネルギー庁の中ではどのように中国の石油の埋蔵量というお話をございましたが、現在のエネルギー庁の中ではどのように中国の石油を見直していらっしゃるのか。ことには大

きすし、五年後には、文献によれば二億トンになることになりますと、これは非常に多額の資金を必要といたしますと、そうするとコストというのが高くなる。五千億トンぐらの埋蔵量があり得る、五年後には文獻によれば二億トンになることになりますと、これは非常に多額の資金を必要といたしますと、設備そのものから変えいかなければならぬ。設備そのものを変えるというこ

とにありますと、これは将来大量に増加するということがありますと、設備そのものから変えいかなければならぬ。設備そのものを変えるというこ

とにありますと、これは非常に多額の資金を必要といたしますと、これは非常に多額の資金を必要といたしますと、設備そのものから変えいかなければならぬ。設備そのものを変えるというこ

とにありますと、これは非常に多額の資金を必要といたしますと、これは非常に多額の資金を必要といたしますと、設備そのものから変えいかなければならぬ。設備そのものを変えるというこ

とにありますと、これは非常に多額の資金を必要といたしますと、これは非常に多額の資金を必要といたしますと、設備そのものから変えいかなければならぬ。設備そのものを変えるというこ

か。何かこう規制をして完璧を期していかないといけないと、こういう都市ガスは多数の家庭に影響力がありますので、いまから先、そこら辺を一つの教訓にして、エネルギー庁としてはどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか。これが一つ。

それからもう一つ、新聞報道によりますと、石崎社長は、単純なミスによる事故を起こして申し訳なかつた、それで、被害者の方にはできるだけの補償をするというふうに発言をしているわけですが、この補償状況についてはどういうふうに掌握をしておりますか。この二点についてまずお伺いしておきます。

況でございまして、現在、まだ補償等につきましての話し合いが具体的に進んでいるとは承知いたしておりますが、いずれにいたしましても、これは誠意を持って十分なる補償をするよう、われわれとしても指導する所存でございます。

○桑名義教君 そこで、プロパンガスの問題でございますが、こうやつた爆発事故が多発しておる関係上、一月、LPGガス法の改正が行われたわけですが、その後も事故が続発しているわけですね。主な原因は大体どういうところにあつたわけですか。

○政府委員(宮本四郎君) LPGガスのその後の事態は、やはり大変嚴重で、うらうなまむにござりますが、

省としてはどういう手を打たれたのか。私の方にいろいろと苦情が持ち込まれております。というのは、主婦の方から、特にアパートの場合が多いわけですが、二階の何々の何々さんが留守中でどうしても届けられませんでしたので、あるいはお金がないので下から借りていってくれと、こういうふうに言われてお金を払ったとか何とか、いろいろな問題が持ち込まれているわけです。だから、こういうふうな消防器の問題と同一に、一見詐欺的な行為でこの販売が行われているわけでございますが、これをどういうふうに規制をなさるかというふうにお考えになつていらっしゃいます。

ックにつきましては、高圧ガス保安協会におきまして、いわゆる型式承認制度というのを採用いたしております。御存じのようにこれはサンプルにつきまして型式審査、それから書類及び工場の審査をいたしまして、品質管理体制が完備しておるかどうかかということで承認を与えておるわけでございます。もちろん、このガス漏れ警報器が開発されて市場に出回りましたのは比較的新しいことになりますが、そのときにおきますところの技術的なデータといふものも、必ずしも十分の蓄積はなかつたわけでございますが、粗悪品の流通防止ということでおきまして、そのときにおきますところの技術的なデータといふものも、必ずしも十分の蓄積はなかつたわけでございますが、粗悪品の流通防止ということでこういう制度をスタートさせました。その後、から重ねて日々規制

○政府委員(大河原作春) 分生微指揮のよきに
バルブ操作のまことに初步的なミスでございます
が、これにつきましては、東京通産局が早速千葉

基づくものが多いように思われます。それは、たとえばボンベから燃焼器具の間にパイプが連結されたりするなどと、直接的な原因には

○政府委員(天谷直弘君) 明白に詐欺的手段を用いて売りつけるとか、あるいは居座り、押し売りが

警報器につきましては、経年変化——年がたつとともに変化があるというふうな状態もわかりました。

ガスの社長を呼びまして、文書によりまして作業管理体制等の強化につきまして指示をいたしました。この十二月二十六日までに改善の結果につきまして報告を求めておるわけでございますが、指示の内容といたしましては、一つには作業計画を一本につきましても一九〇作業十面はあつこ

れておるところ、燃焼器具の先におけるところの漏洩の問題とか、二カ所が可能性としてはあるわけでございますが、そういうことが中心かと思ひます。

等々の行為は、これは刑法上の問題でござりますので、警察当局に取り締まりを強化していただきたいなど、方法はなからうかと存じます。

たので、ことしの初めから制度をさらに変えて競重にいたしました。つまり、従来の型式承認に加えまして、ロットから抜き取り検査を加える、いうことで、毎年一年ごとにその検査を続けていくということにいたしておる次第でございます。

操作の操作等についても、作業終了後のバルブの操作でございますけれども、作業終了後のバルブの操作等については詳細に触れてないというふうな点がござります。したがいまして、一つには作業計画を総密に策定する。それから、ただ作業計画にバルブの操作が触れてありましても、その手

直に各家庭に送りたいと思ひますか。電気警報器の普及化のため、通産省は、ガス漏れ警報器の普及を五十年度から五十二年度までの三年間に、独立住宅は五〇%、集合住宅は八〇%ということを目指しております。ところがこれを悪用して、ガス漏れ警報器の販売方法が一部問題になつておりますが、

○桑名義治君　新聞紙上によれば、次期国会に無
は、通産省の方で産業構造審議会の答申も受けまして
わけでございので、この問題に関しましては、
して、これを規制するための立法の作業を現在行
つておるところでございます。

○桑名義治君 そこで、業者の中にはこの保安協会の検査も受けずに販売をしておるところもある、こういふうに言われてゐるわけです。ところが、これは完全な義務的なものにはなつていなかつし、検査で不合格になつても、それを販売して

順が逆になりますとこれは事故を起しますので、手順等につきましても明確にして、かつそれを徹底させる。それから、何よりも前提といたしまして社員教育ということが問題でございますので、社員教育の徹底を図る。この二点につきまして厳重な指示をいたしまして、現在、報告を求めおるということです。

が持ち込まれているというふうに言われておりますが、その苦情の内容について、あるいは件数についてまず伺っておきたいと思います。

○政府委員(天谷直弘君) 無店舗販売等の特殊販売につきまして規制する法律を次期国会に提出する方向で、関係各方面と折衝いたしておるところです。

も別にそれが刑罰に処せられるということもなしに、
わたしは、要するに、こちら辺はやはり人命に
かかわるような問題なんです。ガス漏れ警報器が破
こわれておってそれで気がつかないために爆破
してしまった、何のために取りつけたかわからな
いというようなこともあるわけでござります。ま
ず一部では、そういう不良品を回収していると、

他の東京管内のガス事業者に対しましても、本件事故にかんがみまして、同様な措置をとることを同時に指示をいたしております。

それから、補償等につきましては、実は事故の内容につきましても、本日、ふろ場の一部が損傷したというふうな新しい被害も出てきたような状

す。ただし、これの中でガス漏れ警報器に関する苦情というのがどの程度あるかということにつきましては、いまのところまだ把握いたしておりません。

○桑名義治君 それと同時に、このガス漏れ警報器の中には非常に悪質な販売と、それから不良品が多い非常に多いというふうに言われているわけでございまが、この点についてのチェックはどういうふうになさっておられますか。

○政府委員(宮本四郎君) ガス漏れ警報器のチ

話も聞いているわけでもあります、その点についてはどうですか。

で検査をいたしました結果が出ております。それは先般八月の十二日に結果を公表いたしておる次第でございます。この中に不適当な商品が二つございました。したがいまして、私どもの方で、直ちに流通段階あるいは消費者段階における総点検をやって不適当なものは全部回収せよ、こういう指示をいたしました。この指示に基づきまして会社側におきまして早速新聞広告を行い、回収の措置をいたしまして、現在十一月の末までの段階で約六五%が回収されておる状況でございます。

いと思ひます。

いと思います。
最近、中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による織機の登録の特例等に関する法律、こういう法律に基づく織機の登録に関する法律で不正事件が発生して問題になつておりますが、事件の概要と、主管官庁としての通産省はどのような措置をとつてきたか、お聞かせ願いたいと思います。

査をいたしているわけでございます。現在調査中でござりますので、最終的にどうだという確定たることを申し上げる段階には至っておらぬわけでござりますけれども、確かに福井県織物構造改善工業組合の一部の事業者が、先ほど申しましたように、偽造した公文書等を用いて、現実に設置していなかつた織機について架空の登録を受けた疑いがあるということは事実だというふうに考えるわけでござります。

おきましてその趣旨を奉じて努めますという回答を受けているわけでございますが、福井県織物構造改善工業組合におきましては、当面問題の人とされている人に対しましては、その責任をとるよう辞職勧告をいたしました。その当の理事者は、そのあれを受けましてやめたわけでござりますが、組合全体といたしましても姿勢を正す意味におきまして、十一月上旬、理事長、副理事長をの他関係の職員が全部辞職をいたしました。現在暫くの間は、理事長、副理事長、監査委員、執行部

○桑名義治君 いずれにしましても、こういううるうらな不良販売あるいは不良品の販売、こういう事柄がいまいろいろと問題になつておりますので、この点については少なくともやつぱり必ず検定を受けなければならないという、そういう事項にしていかなければ、この問題はまた解決しないんじやないかと、いうふうに考えますが、そういう方向でお考えいただけますか。

○政府委員(宮本四郎君) ただいま先生の御指摘の点も十分配慮してまいるつもりでございますが、具体的には私どもの方でリース制度というのを考えておる次第でござりますが、このリース制

午後零時二十二分休憩
にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。
○委員長(林田悠紀夫君) 午前の質疑はこの程度
で乗ります。前提要件といたしまして、検定に
合格しておつてアフターサービスがきちっとでき
るというのを条件にしたいと考えております。

午後一時二十七分開会
○委員長(林田悠紀夫君)　ただいまから商工委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き産業貿易及び經濟計画等に関する調査を議題といたします。

○須藤五郎君 非常に時間が短いんですから、政府当局も簡潔に要領を得た答弁をしていただきたい質疑のある方は順次御発言願います。

この法律に基きまして籍を得たときに、手続をやりまして、通産大臣の登録を受けることになるわけでございます。この仕組みに基づいて、この登録を受けるためには、先ほど私が申し上げましたように、昭和四十七年の十一月一日現に無籍の市町村長等が確認をいたしまして、その確認書を受け取ることが条件になっているわけでございますが、その確認書——いろいろなケースがあるわけでござりますけれども、その確認書を受けることにつきまして、不正の手段によりまして市町村長等の確認書を示す公文書を発行してもらった、あるいはその公文書を偽造をしたというような事件が福井に起きたわけでございます。

これは、現在私どもの方も通産局、県と協力しながら実態を調べておりますし、場合によっては、刑法上の問題であるということで、警察の方も含めて調

申しましたように、事実の確認に努めているわけ
でございます。これは何回も当省より調査のため
に人も派遣をいたしました。そして、さらに現在も
調査中でございますが、とりあえず以上のような
ことがあるということをございますので、中間的
な措置といたしまして、十月九日の日に日本網内
織織物工業組合連合会を通じまして、次の措置を
とるよう指示をいたしたわけでございます。
これはとりあえずの措置でございますが、まず
第一に、責任の所在を明確にしるということでござ
ります。第二は、登録事務の改善を行うべきだ
あるということでございます。もちろん最終的に
は、以上のことにつきまして事件の内容がはつきり
いたした場合には改めて最終的な措置をとるわ
けでございますけれども、十月九日の日付をもち
まして、文書と及び責任者を呼びまして私の名前
おいて強く戒告し、かつ指示したわけでございま
す。それに対しましては、やはり中間的な段階に
おいて強く戒告し、かつ指示したわけでございま
す。

申しましたように、事実の確認に努めているわけではございません。これは何回も当省より調査のため
にも派遣をいたしました。そして、さらに現在も
調査中でございますが、とりあえず以上のようない
ことがありますので、中間的な措置といたしま
して、十月九日の日に日本網内
織物工業組合連合会を通じまして、次の措置をと
るように指示をいたしたわけでございます。
これはとりあえずの措置でございますが、まだお

第一に、責任の所在を明確にしろということです。第二は、登録事務の改善を行なうべきであります。第三は、登録事務の改善を行なうべきであります。もちろん最終的に、以上のことにつきまして事件の内容がはつきりいたした場合には改めて最終的な措置をとるわざです。

○政府委員(野口一郎君) お答えいたします。
その前に一言、私、先ほど答えました中ではつきりとしておきたいと思うわけでございますが、公文書の偽造あるいは偽造された公文書の行使等のことにつきましては、これは刑法上の問題に絡んでまいりますので、現在司直の手において調査中でございます。その疑いが非常に強いといふ意味で私の発言をお受け取りいただきたいと思ひます。

いうことをいまあなたは答弁されたと思うんですねが、それに対して私少し質問したいと思うのです。が、通産省は十月九日付で生活産業局長名で、福井原織物構造改善工業組合の責任を明らかにするよう日本絹人織織物工業組合連合会理事長あて通告を出しておりますが、その結果は一体どうなつたるのか、ここで伺つておきたい。簡単に言つてしまふと、ごたごたと説明する必要ないですよ。

卷二

それから組合につきましては、明らかにやるべき無籍機械の申請及び登録に至る一連の手続を、関係の組合は通産大臣の委任を受けてやることになつておりますが、その手続の遂行に当たりまして、法令で定める規定どおりにやつていなかつたということは、これは明らかでございます。その面につきまして、登録事務の改善方につき今後嚴格に臨むつもりであるわけでございます。

先生の御質問でございますけれども、私どもが十月九日付で厳格にその責任を追及し、かつ今後とるべき措置につきまして指示したことに対しまして、十一月二十日付をもちまして、中間的なものであるということで断りつきでございますけれども、次のような措置をとるというふうに連絡が来ておるわけでございます。

事長、副理事長は今回の不祥事件の道義的責任を負つて十一月六日に辞表を提出いたしました。それから関係の常務理事につきましても、辞表を提出したということを報告しております。それから第三番目に、当時の職員の責任でございますが、やはり実際の登録事務に關しましては、連しております数名の職員がおります。この職員につきましては、それぞれその仕事にかかわりへつた程度によりまして、退職その他の措置をとったということを報告してきております。

○委員長(林田悠紀夫君) 答弁を簡単にしてください。

○政府委員(野口一郎君) はい。

第二に、このような事件がなぜ発生したかとすることにつきまして、いろいろ問題の分析をして

書は警察が押さえてしまつて、われわれの手元にその文書が戻らぬというような、いろいろなそういう工作がされているわけですよ。そういう中であなたたちは、そういうのやりくりとしたような答弁しているんですねけれども、そんなことは私は聞き飽きてるくらいのことなんだ。

そこでひとつ、大臣に私は率直に答えてもらいたいのですが、不正を働いた二人の理事は、団体法や特例法の規定から見ましても、当然通産大臣が解任命令を出す場合に該当すると私は思つております。そこで通産省は、みずから辞任して責任をとつたことだからこれ以上の処分はしない、こういうことを言つておりますが、それでは伺いま

は、次のようなことでござります。
第一は、組合の執行権限に関する事でござりますが、理事長あるいは副理事長、専務理事、常務理事というような各組合の執行部各部門の長の権限といふものをはつきりさせる。これは今月十二月の二十日までにそういう案をつくって、執行体制と及び責任を明確化いたしますというのを第一点であります。
それから第二番目は、監視体制の強化でござりますが、現在織機類につきましては、生産設備調整規則あるいは織機設置制限規則等がございまして、それによつて規制を受けているわけでござります。この規則の厳正なる実施を確保するためには、産地監視委員会の組織を強化改善をいたすこと、いうことを言つておるわけでございます。これは

第一は、私どもの方が指摘した責任の所在の明確化という問題に関連してでございますが、本件につきましては冒頭申し上げましたように、当時の組合の役員——現に役員であったわけでございませんけれども、その役員が関与しておるわけでございます。一、二の役員でござりますけれども、そういう役員につきましては、通産大臣の委託を受けて特例法の業務をやっている組合の役員として問題があるということと、当時の副理事長に対する訓告をしておきました。それから、さしあては辞任をいたしました方がおります。それから、さらにはかに関係する理事もございますが、この理事についても同じく辞任をしておるわけでござります。

おるわけでござりますが、そういうことを踏ままして、今後の登録事務を厳正に行なうために次のような措置をいたしますということで、二、三報告をしてきておりますが、その第一は、執行権の明確化をいたしたいということをございます。それから第二は、今回の登録事務に関連をいたしまして、今後の登録の監視体制を強化をいたすということで、たとえば産地監視委員会の組織を強化する、あるいは独立をする、あるいは監に当たつては県の協力を仰いでやるというふうなことを言っておるわけでございます。その他事局組織の改編等、あるいは役員、総代選出方法検討等もございます。さらには、こういうことならないよう組合員の指導啓蒙も大いにやら

え
限報ののましに視織械の務務なうか、どうですか。大臣の所見を伺つてみたいと思ひます。

○國務大臣(河本敏夫君) 通産大臣には解任の命令があるわけでござりますが、この場合には該当すると思います。

○須藤五郎君 この場合には解任のあれに該当するといふ御意見ですね。

○國務大臣(河本敏夫君) そうです。

○須藤五郎君 それじゃそういうふうに了承しておきます。

先ほど通産省が言った同じ日に、今後の登録事務を改正に行うための改善策を出させるようになつたので、解任命令の処分に該当すると思いきりますが、もしこの理事が辞任せずに居座つてゐる上であれば、解任命令の処分に該当すると思ひます。

多岐にわたる幾つかの項目があるわけでございま
すが、中心は、産地監視委員会の組織を強化する
ということと、特に監視委員会の事務局といふも
のを強化いたしまして、これを組合から独立した
機構にするということが中心ではないかといふふ
うに考えております。

第三番目に、福井の工業改善組合の事務局組織
の改編を行いたいと、いうことを言つておるわけで
ござります。組合の事務局の適正かつ能率的な運
行をはかるために、新しく登録のための組織、登
録を実行し監視する組織をつくるということで登
録室を設けるということを言つております。これ
れも十二月の十日までに事務局をこのように改編
するということを言つてきております。

次に、執行部の責任でございますが、このようなことを起こしました組合といたしまして、管理監督の責めがあろうかと思うわけでございます。そういう私どもの意図を受けまして、全理事は現在執行部はやめたわけでござりますけれども、十一月二十日付の文書は、福井の構造改善組合から中央団体でありますところの日編連に——日本編織人織織物工業組合連合会の方に提出されたものでござります。さよう御了解いただきたいと思いまますが、それによりますると、当時の、現組合の理

ければいかぬということで、幾つかの改善点を
べているわけでございます。

おおよそ以上申し上げましたが、中間報告
いうことで日綱連を通じまして私どものところ
届いている回答の内容でございます。

○須藤五郎君　あなたの答弁、えらい長々とや
れて、こつちは時間がなくなるから気が感じや
いんだな。そんなことはこつちはみんな知つて
るんだ。不正がなかつたら警察が逮捕する必要
ないんだし、不正があつたからそういうことに

示されておりますが、どんなものが提出されておるのか。地元の新聞などではいろいろ報道されるようございますが、内容をお聞かせいただきたい。

○政府委員(野口一郎君)　お答え申し上げます。

十一月二十日付で出てきておりますのは中間的な報告でございますので、最終的にどうするかと申しますが、中間的な段階におきまして改善策とてこうなことをやりたいと言つてきているもの

第四番目に、役員並びに総代選出方法の検討でございますが、健全な組合運営をはかるための役員及び総代の選出方法につきまして、来年の三月までに検討し、所要の改正を加えます、こういふことを言つてきております。

第五番目に、組合員の指導啓蒙につきまして定期的に地域ごとの会合を開いて組合員の指導を行いう等、数項目にわたりまして具体的な指導啓蒙の措置につきまして報告が来ておるわけでございます。それから、組合の職員の資質を向上するため

つっているんで、肝心なところへいくと、いま裁判書は警察が押さえてしまつて、われわれの手元にその文書が戻らぬというような、いろいろなそりあう工作がされているわけですよ。そういう中であなたたちは、そういうのやりくりとしたような答弁しているんですねけれども、そんなことは私は聞き過ぎているくらいのことなんだ。

そこでひとつ、大臣に私は率直に答えてもらいたいのですが、不正を働いた二人の理事は、団体法や特例法の規定から見ましても、当然通産大臣が解任命令を出す場合に該当すると私は思つております。そこで通産省は、みずから辞任して責任をとつたことだからこれ以上の処分はしない、こういうことを言つておりますが、それでは伺いますが、もしこの理事が辞任せずに居座つているようであれば、解任命令の処分に該当すると思いますが、どうですか。大臣の所見を伺つてみたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) 通産大臣には解任の命令があるわけでござりますが、この場合には該当すると思ひます。

○須藤五郎君 この場合には解任のあれに該当するという御意見ですね。

○國務大臣(河本敏夫君) そうです。

○須藤五郎君 それじゃそういうふうに了承しておきます。

先ほど通産省が言った同じ日に、今後の登録業務を厳正に行うための改善策を出させるように指示されておりますが、どんなものが提出されておるのか。地元の新聞などではいろいろ報道されておるようでございますが、内容をお聞かせいただきたくたい。

○政府委員(野口一郎君) お答え申し上げます。

十一月二十日付で出てきておりますのは中間的な報告でございますので、最終的にどうするかと申しますが、若干の時間が要ると申しますが、中間的な段階におきまして改善策とし

は、次のようなことでございます。
第一は、組合の執行権限に関する事項でござりますが、理事長あるいは副理事長、専務理事、常務理事と、いろいろな各組合の執行部各部門の長の権限というものをはっきりさせる。これは今月十二月の二十日までにそういう案をつくって、執行体制と及び責任を明確化いたしますというのを第一点であります。
それから第二番目は、監視体制の強化でござりますが、現在織機類につきましては、生産設備調整規則あるいは織機設置制限規則等がございまして、それによって規制を受けているわけでござります。この規則の厳正なる実施を確保するため、産地監視委員会の組織を強化改善をいたすこということを言っておるわけでございます。これは多岐にわたる幾つかの項目があるわけでございますが、中心は、産地監視委員会の組織を強化すること、ということと、特に監視委員会の事務局というものを強化いたしまして、これを組合から独立した機構にするということが中心ではないかというふうに考えております。
第三番目に、福井の工業改善組合の事務局組織の改編を行いたいということを言つておるわけでござります。組合の事務局の適正かつ能率的な遂行をはかるために、新しく登録のための組織、登録を実行し監視する組織をつくるということで登録室を設けるということを言つております。これも十二月の十日までに事務局をこのように改編するということを言つてきております。
第四番目に、役員並びに総代選出方法の検討でございますが、健全な組合運営をはかるための役員及び総代の選出方法につきまして、来年の二月までに検討し、所要の改正を加えます、こういうことを言つてきております。
第五番目に、組合員の指導啓蒙につきまして定期的に地域ごとの会合を開いて組合員の指導を行なう等、教項目にわたりまして具体的な指導啓蒙の行ない措置につきまして報告が来ておるわけでございます。それから、組合の職員の資質を向上するため

に、内部研修その他教育訓練の場を設けて研修を行います。

簡単でございますが、以上でございます。

○須藤五郎君 通産省は、いまお答えになつた内容で十分対策が立つてあるというふうに考えられますか、どうですか。

○政府委員(野口一郎君) 必ずしも十分とは存じませんが、ともかく新しい執行部のもとにおきまして、以上、時間的なスケジュールでも入れてやりますということございりますので、この十二月あるいは来年早々までの間、組合としてどういふうにやるかということをウォッチしていきたいと思つております。

○須藤五郎君 十分だとは思つていないと、いう争いが、どういう点が十分ではないというように考へるのです。じゃ、十分でないとあなたは考へるなら、十分だと考へられるような処置をとつたらどうですか。どこなんです、十分でないといふ考へえは。

○政府委員(野口一郎君) その点につきまして、私どもの方も慎重に検討している段階でございま

す。

○須藤五郎君 慎重に検討しているということと、十分でないということを考へたということとは別の問題だと思うんですよ。

○政府委員(野口一郎君) お断りいたしましたよう、十一月二十日付の措置は、組合の方も中間措置と、いふうに断つてきているわけでございま

す。冒頭申し上げましたように、本件につきましては、私ども県や通産局と協力して、現在いろいろ実態を調査しておる段階でござりますので、最終的措置は、そういう調査を待つて私どもの方

も実行いたしたいといふうに考へております。

○須藤五郎君 議論する時間がないのははなはだ残念ですが、このような事件を背景とした業務の改善策ということですから、組合の役員だけで決めるのではなく、広く組合員の意見を聞いてまとめるべきものと私は考えます。通産省の見解はどうでございましょうか。この改善策はこのよ

手続がとられた改善策かどうかということ、簡単

に答えてください。

○政府委員(野口一郎君) 今回の改善案が出るま

で総代会あるいは総会等にかけたかどうか、私、

現在我がまづまづらかにしておりませんけれど

も、ともかく先ほど申しましたように、中間的措

置ということで一応執行部も臨時的暫定的では

ござりますけれども、組合入れかえをやつて新し

い体制のもとに根本的に立て直しを図る、こうい

うことでござります。

○須藤五郎君 今回の不正事件で、不正に登録さ

れたものは何件で何台あるのか明らかにしてほし

いと思います。調査中でもあると思いますので、

現在判明している数字と、今後ふえるかもわから

ない、もう大体出尽くしておるというのか、その

辺のことを聞かしてもらいたいと思うんです。

○政府委員(野口一郎君) 先ほどのこの中間措置

は総代会にかけたものかどうかということにつき

ましては、理事会でございまして、総代会には諮

っておりません。理事会にかけて決めてこちらの

方に報告があつたわけございます。

それから、何台ぐらいあるのかということをご

ざいます、現在調査中でござりますので、はつ

きりした台数は申し上げかねるわけございません

が、相当数あるのではないか。件数も、現在わか

つておりますのは一件でございますが、いま現在

調べておりますので、調べが進むにつれまして若干

干増加するというふうに見ております。詳細な調

査が終わりましてから御報告申し上げたいと思

います。

○須藤五郎君 こういう問題が、理事会だけで、

そういう権力を持つたボスだけができるからこうい

うことが起るんですよ。そういうことをしない

ためには、やはり組合でも民主化という問題が重

要だと思うんです。だから、組合員に諮つてすべ

ておきたい。

今回の不正によつて登録された機械は今後どのよう取り扱いをするのか、その方針を伺いたい。地元の業者の中には、不正で登録されたものは無効にすべきだ、そうしないと正直者が損をすることがあります。こういう意見があるんですが、これについて考え方はどうか。

○国務大臣(河本敏夫君) 組合には理事会で決めるべきことと、それから全員の総会に詣でて決めることと、それぞれが定款で決まっておると思いますが、それに従つて組合の運営を図つていいくべきである、こういうふうに考えております。

それから、この議論問題につきましては政府委員から答弁させます。

○政府委員(野口一郎君) 不正な手段によりまして登録をされたものにつきましては、当然はつきりとした措置がとられるべきでございまして、これは登録は無効でござりますので、取り消されるべきものというふうに考へております。ただ問題は……

○須藤五郎君 そうすると、こういう不正な行為で獲得した、それは無効だということですね。定款に従つてと大臣お答えになりましたが、その定款そのものにも私、問題があると思うんです。大臣、そういう連中ばかりが権力を握つてやつて、それもまた、一つの定款になつてますから、その定款をもう一遍考え方をすらすら必要になります。なるんじやないか、こういうふうに私は思ひます。もっと民主的な定款をつくるということですね。それは大臣御異論ないでしょ、どうです

か。

○國務大臣(河本敏夫君) 定款は組合員全体の意

思で決まるわけでござりますから、私がその内容についてまでどこで申し上げるのはいかがかと思

います。

○須藤五郎君 機械の登録証を単独で譲渡できな

いことになつて、これは皆さん御存じのとおり

ありますから、全部無効にしてよいといふ議論もあ

りますが、その点はどうか。これに対しても先ほど

無効だと、こういうふうにお答えがありました。

○須藤五郎君 不正な手段で登録した

ものはそれは無効である、取り消さるべきもの

であるということは当然でござります。ただ問

題は、善意の第三者がいた場合に問題が出てく

る……

○須藤五郎君 それをこれから私が言つてから。そ

んなところまであなた言つておるか。

○政府委員(野口一郎君) 現在調査中でございま

すので、何台ということはただいま申し上げる段

登録は何台あると見ておるか。

○政府委員(野口一郎君) 現在調査中でございま

すので、何台ということはただいま申し上げる段

階に至つております。

○須藤五郎君 通産省が本気で実態を調べれば、

権利の取り消しをしても被害はほとんどないとい

うことに私は気づくはずだと思うんです。それ

は、今回の事件を起こした人々が從前からの登録

を持っておる人々で、自分の織機についている從

来のプレートを外して売却し、今回の不正登録に

よつて得たプレートを自分の織機につけていると

いうことなんです。したがつて、無効になつても

自業自得だと私は思います。不正を働いた人々

は、従来の登録を持つてゐる人ばかりですから、

その人の従前の登録を善意の第三者に渡して、み

ずから織機を破壊すればそれでよいわけだと思います

うのです。そうして、善意で権利だけを買ひ受けた人々はそのままに残したらどうか、こう私たち

は思ひますが、そういうことに対する御意見はどうでしよう、大臣。

○國務大臣(河本敏夫君) そのとおりです。

○須藤五郎君 ところが問題は、権利を買った人

が善意であつたか、悪意であつたかの判断が實際

むずかしいと思ひますね。この判断を避けようと

すれば、結局のところ、よほどのことがない限り

全部の登録を認めるということにならざるを得ない

と思いますが、それはどういうふうに処理をな

○政府委員(野口一郎君) 非常にむずかしいことだと思いますけれども、私ども主として通産局を通じ、通産局と県とが協力をいたしまして、どういうルートで第三者に渡つたのかというようなことにつきまして現在調査中でございます。なかなかむずかしいかと思いますが、やれるだけ詰めてみようということでやっております。

○須藤五郎君 特例法によりまして、向こう五年間に特例法による織機を四分の一だけ破碎することになつておりますが、四分の一の数量は、従前の登録織機と特定織機とを区別しないで実施することになつておると思うんです。福井の場合は破碎する数量のうち三〇%を特定織機から、七〇%を従前の登録織機から実施するような案を考えているようですが、これによると、今回の不正登録のために破碎台数が多目になるんで、従前の登録織機の中には、本来破碎しなくてもよいものまで破碎せざるを得ないものが出てくることになるわけです。水増しになるから、現地の業者の中には不當であると、こういう意見がございますが、通産省はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(野口一郎君) 違法な手段によつて間違つて登録されたというものが判明いたしました場合に、先ほど申しましたように、それは取り消されるわけでございます。結局それはつぶさなければならないわけでございます。

○須藤五郎君 この問題に関連しまして、特定織機四分の一相当分の破碎の問題について伺いたいと思いますが、特例法制定の際の衆商工委員会の審議の経過からも明らかかなように、この数量は従来からの登録織機と特定織機とを合わせたものの中から破碎することになつております。石川県は織物構造改善工業組合は、特例法の趣旨に反しまして、特定織機のみ破碎を割り当て、強制し、応じないものには資金借り入れのための登録証明書を交付しないということで差別しておるという事

態が起つております。このために、零細な業者

は織機を壊せば仕事もできない。據さなければ資金が借りられない、こうなつて非常に苦しいであります。これをやめさせるよう至急指導をすべきであると思ひますが、どうでございますか、簡単に答えてください。

○政府委員(野口一郎君) 織物業の構造的な不況を改善いたしますためには、この過剰設備の処理といふものをできるだけ早く早期に行うということが必要だと思います。それに関連いたしまして、特例法による買い上げも、そういう意味ではできるだけ早く時期を繰り上げて早期に完了したい。こういうことで指導をしているわけでございます。

そういうことに関連いたしまして、いま先生が述べられた、ただ、事が関連して起きてきたわけですが、そのために、各組合におきましては、その組合員のあるのは、関連事業者の協力を求める、こうしたことでは、通産省は不正を起こした役員と癒着しておると言わざるを得ません。私は仕方がないと思うのです。徹底的に調査をしてその結果を文書で詳細に報告してもらいたいと思いますが、約束していただきたい。

○國務大臣(河本誠夫君) 借入金の返済期限が来定めております四分の一をつぶすということに、違法ということでつぶされる分はプラスされてしまうわけでございます。

○須藤五郎君 この問題に関連しまして、特定織機四分の一相当分の破碎の問題について伺いたいと思いますが、特例法制定の際の衆商工委員会の審議の経過からも明らかかなように、この数量は従来からの登録織機と特定織機とを合わせたものの中から破碎することになつております。石川県は

臭い物にはふたをするようなやり方をこれまでし

てきている。たとえば現地調査にしましても、現地、地元から要請が来ても、なかなか腰を上げない。やつと行ったかと思えば、短時間業者の話を聞いてだけで帰つてくる。しかも不正事件の調査についても、現地の人々が調べてはつきりしたものを見つけると、それだけしか調査せずに、はかに不正の疑いのあるものについてはみずから積み重ねておるわけですね。これが発表されておりますけれども、私も立入検査あるいはサンプル調査等での調査をやつしていくつもりでございます。

○安武洋子君 四十九年の九月が最後の設備調整認可の時期でございますので、それ以後改めて公的な中期需給見通しを策定しておりません。

○國務大臣(河本誠夫君) 借入金の返済期限が来たけれども返せない、返済猶予をしてもらいたい、こういう場合にはケース・バイ・ケースで十分な話でございます。そこで、私どもは名古屋の通産局を通じまして石川県と相談をし、石川県に指導を要請したわけでございます。その結果、最近の話でございますけれども、証明書の発行を保証されておりました。その結果、まだ来年一月につけまして十分な詰めが終わっておりませんので、現在のところ確たることは申し上げられませんが、上期だけの実績に即して店、支所に徹底してほしいと思いますが、大臣、約束していただけますか、どうですか。

○安武洋子君 いや、本年度はどの程度になるかと見通しをお伺いしておりますので、見通しでお答えください。

○須藤五郎君 いま申し上げましたように、上期が約四千四百万トン弱といたしましたが、これがこのまま下期につながるといたした場合に、は、約八千六百万トン強ということにならうかと思います。

○政府委員(野口一郎君) 今回のような事件が起きましたことは、私どもとしてもまことに残念、遺憾至極に存じておる次第でございます。

今後はこうなつてあるといふことで、改めて指示をしたいと思います。

うことがないように、努めて厳格に各組合を指導してまいりたいと思つております。ほがの組合等にはこうなつてあるといふことで、改めて指示をしたいと思いますけれども、私ども、そういうことのないようになりますけれども、立入検査あるいはサンプル調査等での調査を通じ、これが発表されておりますけれども、これは現在も生きているかどうかをお伺いいたしま

うカテゴリーですね、これはどうお考えか、ここ

の点ちょっとと明確にしてください。

○政府委員(宮本四郎君) 立地公害の観点からお答え申し上げさせていただきますが、私ども、実際の権限は市が一応直接持っております、県がその審査をし、許可をする権限を持つておられますので、市及び県を指さすものと考えております。

○安武洋子君 県はわかりました。

市ですが、市というのはその工場があるその市だけという意味ですか。そうとつていいわけですか。通産省の地元というカテゴリーですか。

○政府委員(宮本四郎君) その当該市の行政にかかる部分と心得ております。

○安武洋子君 念のためもう一度お伺いいたしま

すが、被害を及ぼす市町村全城というふうには、

おたくの方で地元というカテゴリーはどうましていらっしゃらないのですね。

○政府委員(宮本四郎君) その点は、隣接市町村

といふことで事実上協議が行われ、関係のある市

町村の間で相談が行われ、県がそれを包摶してお

ります場合には、県の方で権限を持つております

のでそこで処理されるものと心得ております。

○安武洋子君 ちょっとあいまいです。いま工場

のある市だけがというふうにおっしゃいましたけ

れども、被害を及ぼす全城の市町村じゃないんで

すかということで念のためにお伺いしているん

です。どちらなんですか。

○政府委員(宮本四郎君) 地元の判断でございま

すので、それは権限のある加古川市がお決めにな

ることだと考えております。

○安武洋子君 じゃ加古川市だけですね、通産省

があるというふうに理解いたしております。

○安武洋子君 そんな御理解だけでは困るわけで、加古川の市議会の中での公害特別委員会の開催をめぐって、わが党の木戸議員が推進派の暴力集団によって暴行を受け、五日間の治療を要するというふうな状態にあります。これは、推進派の背後には神戸製鋼があるんじやないかという

わざがたつぐらい、町ではこういうことが言われているわけですし、また、特に県議会の中では、

県当局すらも現在のアセスメントというのは十分

でないというふうなことも言っております。この

アセスメント 자체が神戸製鋼でつくったもんです

ね。ですから、該当する企業がつくったアセスメ

ント、これでは私はコンセンサスもアセスメント

とは存じておるわけでございますが、どのような

アセスメントをやり、どのように評価されるとい

うことか、その認可の権限を持っておられます県

の方で御判断されておることだと存じております

ので、私どもの具体的な意見は差し控えさせて

いただきたいと思います。

○安武洋子君 通産大臣は諮問機関をお持ちでござりますね。産業構造審議会のこういう答申を

ごらんになっていらっしゃると私は思っています。

○安武洋子君 じゃ、加古川市だけですね、通産省

についてアセスメントを行わせたわけでござい

ます。しかし、その結果に基づいて判断をされるのは県

であり、市であると存じておる次第でございま

す。

○安武洋子君 じゃ、加古川市のいま二号高炉が

建設されているだけで、亜硫酸ガスが国の基準の創

造を図ること」、こういうことを言っております

p.p.m.です。それから窒素酸化物、これが〇・二

〇・〇五九p.p.m.それで小学校の入学児童です

い開発効果を実現すること」と、こういう「三點

に十分な配慮を払うことにより「地域社会との調

和ある発展に寄与すること」というふうになつて

いるわけです。環境保全については最大の英知を

ふうなことがありますし、二号高炉が火入れが行

われてから光化学スマッグ、これは十数回発令さ

れている、こういう問題もあります。それから大

量の工場排水によつて、これは今まで赤潮を発

生させて徳島の漁民から赤潮訴訟が提訴されてい

るんです。そうすれば、この海の底がどういうふ

うに汚染されているか、こういう調査ももちろん必

要なんですね。それから水産資源調査、これも必

要なんですよ。だけど、こういうことは全然行わ

れていない、こういう点についてアセスメント不

十分だ、しかも企業がやつているという点につい

ては、これはどうだといふうにお伺いしたいん

ですけれども、御答弁お願いいたします。

○政府委員(宮本四郎君) いろいろ問題のあるこ

とは存じておるわけですが、どのような

アセスメントをやり、どのように評価されるとい

うことか、その認可の権限を持っておられます県

の方で御判断されておることだと存じております

ので、私どもの具体的な意見は差し控えさせて

いただきたいと思います。

○安武洋子君 通産大臣は諮問機関をお持ちでござ

りますね。産業構造審議会のこういう答申を

ごらんになっていらっしゃると私は思っています。

○安武洋子君 じゃ、加古川市だけですね、通産省

についてアセスメントを行わせたわけでござい

ます。しかし、それから「当該地域の住民感情や世論の動向に応えること」、「また、当該地域に対する望ましい開発効果を実現すること」と、こういう「三點に十分な配慮を払うことにより「地域社会との調和ある発展に寄与すること」というふうになつているわけです。環境保全については最大の英知をふうなお気持ちも全然ないわけですか。

○国務大臣(河本敏夫君) 産業構造審議会鉄鋼部会のお話だと思いますが、加古川の高炉三号もこの建設の場合には、公害対策ということも十分考慮されなければならぬということになつておるわけ

で、発揮することを求めているわけです。これは大臣の諒解機関だと思いますけれども、この答申はどのようになるんでしょう。尊重されるという

ふうなお気持ちも全然ないわけですか。

○國務大臣(河本敏夫君) 産業構造審議会鉄鋼部会の答申を得て着工も承認されたわけでございまして、お話のように、こういうふうに高炉の建設の場合には、公害対策ということも十分考慮されなければならぬということになつておるわけ

です。しかし、実際にこれをどう具体的に取り扱い、どういう基準でこれを許可し、指導するかと

の審議会の答申を得て着工も承認されたわけでございまして、お話のように、こういうふうに高炉の建設の場合には、公害対策ということも十分考慮されなければならぬということになつておるわけですね。い

いことは、当該の県及び市が責任を持ってやらなければならぬということになつておるわけですね。い

なことが行わなければならないかというふうなことがあるし、それから、私はいまどれだけ公害がひどいかということを数字を挙げてお話をしました、そしてアセスメントが抜けている、海の状態についてもそういうことが全然なされていない、こういうことを申し上げたんです。ですから、権限は通産省にはありませんというお返事ですけれども、行政指導の責任はもちろん通産省にあるわけで、こういうふうに産業構造審議会の答申に全く沿わないような状態が現実にあるということについて、通産省としてはどう行政指導をなさるかというところを明確にしていただきとうございます。

号高炉を設置するということについては、これはやつぱり最大限の注意を払わなければならぬ問題なんです。いま工場立地法というのがつくられておりますけれども、この地域指定というのは現まで一件も行われていない、私はこういろいろと二年にならうかと思うんです。これは一件も行われていないということはどうでしょう、間違いありませんか。

○政府委員(菅本四郎君) 御指摘のとおり、四十八年に工場立地法の改正が行われまして、その第六条第一項に、産業公害総合事前調査に基づきまして、特に配慮する必要がある場合には、通商産業大臣にその地区の指定がありました後届け出るような規定になつております。まだ指定は行われておりません。

〔理事楠正俊君退席、委員長着席〕

○安武洋子君 これね、一年たつてもそういう該当地域が通産省としては、ないとお考えなのかどうかというのが一つなんです。しかもこれは、加古川のような既存の工場過密地帯にはこの法が適用されないということがあるわけですね。しかし、先ほど私が申し上げたように、これは大変な、高炉たつた一つというような問題でなくつて、大きな影響を地域に与える。しかも加古川だけでなく、これは与えるのは瀬戸内海といふこの大変な地域、それと加古川だけでなくって、高砂市、それから播磨町、それから稻美町、こういう三つの町ですね、それと二つの市、ここが全部影響をこうむるわけなんです。こういう法の適用が除外されるというのは、私はやつぱりこの工場立地法が不備だというふうに思います。で、この法の私は改正は必要だろうと思いますけれども、さあたってこういうことがいますぐにはできませんから少なくとも通産省としては産權権の答申のこの趣旨を尊重して環境保全のために強力な行政指導を行なうべきだ、こういうふうに私は思いますが、これ、いかがでございましょう。

○政府委員(宮本四郎君) 先生御案内のように、確かに法律上規定はできたわけでございますが、地区的指定を考えます背景になつております考え方では、これは第二条の第四項に「公害の防止に関する調査は、大規模な工場又は事業場の設置が集中して行なわれる」ことにより云々という思想が背景にございまして、現在この地区に対しましては直ちに要件を満たしておるかどうか、私どもこの法律が改正されましたときの経緯を踏まえますと、直ちには満たしているとは言ひがたいと思うわけでございます。ただ、後段の、しかばいままのようないくさく状況でアセスメントもしないでいいのか、こういう点に関しましては私どもも、行政上の問題としてはやはり十分な環境に与えるところの調査を行つて、通産省は通産省としての態度をあらわすべきであるという感じは持つておりますので、別途このような個別の問題につきましてはアセスメントが必要な場合があるので、それを私どもは調査をしたいんだけれども、いろいろ関係省庁、自治体と関係が深うございますので、そういう話し合いを一般的にさしていただいておる状況でございます。

被害を与えている。しかも高砂、そして播磨もありますしね、稻美町もあるというふうに、付近全体に、そして明石の漁民にだって大きな被害が出来ているんです。そのところで加古川市だけが、しかもその加古川市の中で暴力ざたまで起こらなければならぬ、こんなような状態の中で、こういう手順だけでスムーズにものごとが運ぶとお考えでございましょうか。

○國務大臣(河本敏夫君) そこで、この場合の手続として、先ほど局長が答弁をしたわけでございますが、工場立地法第二条第四項では、加古川が責任を持つてこの問題を処理する、こういうことになつておるわけですね。周辺全部がこれに關係して処理する、こういうことではなくして、加古川が一応責任を持つてこの問題を処理する、こいつことは大変遺憾に思ひます。そこで、せつからくここまで話し合いをしてこられたわほどもお話しいたしましたように第十回目の公害対策特別委員会におきまして、若干のトラブルがあつたということは大変遺憾に思ひます。そこで、せつからくここまで話し合いをしてこられたわほどもお話しいたしましたから、どうかひとつ、一刻も早く円満にこの問題が地元で処理されることを強く期待しておるわけでござります。

○安武洋子君 明石の住民だつて大きな被害を受けるということを申し上げたわけですね。明石の住民はじやどこにこゝに反映すればいいわけですか。そして、播磨町だつてそう、高砂の住民だつてそなんです。その住民には何の相談もないわけなんですね。住民の意向を十分に尊重するといふのがたまえじゃないですか。被害を受けるのはそこに居住している住民なんですから、現にそこの学校に通つている子供たちが小児ぜんそくになるというふうな問題、それから、農業の方はネギが先枯れをするというふうな被害も受けられておられるわけです。何も加古川に住んでいた人たちはでない。加古川が行政機関を通じて云々、そんなことでなくして、住民もたくさんいろんな組織を持つております。そういう住民の声も十分に聞く

べきでないかどうか、通産省の御意見を伺います。

○國務大臣(河本敏夫君) そこで、お話をよう
に、加古川の周辺の一部の方々は自分たちも関係
があるんだ、そういうことを言い出されまして、
いまその問題をどう処理するか、県の方でいろいろ
考へておる、こういうふうに聞いております。
県の方の処理の仕方をもう少し見守っていきたい、
こう思います。

○安武洋子君 ジや、県の考へがまとまるまで需
給見通し、そういうふうな関係もありますし、そ
れから環境保全の問題もある、住民のいまの状態
もあるというふうなことで、何も強行していま急
いでやるべきではないと思うんです。私はこうい
う点で、急いでやるべきでないというふうなこと
を通産省としては会社に言われるべきだと思います。
そして、もう時間が迫っておりますので、一つ
大きな問題だと思うことは、申し上げますけれど
も、この鉄鋼部会の構成、これは大変なメンバー
なんですね。これは部会はもちろんのこと、需要
分科会です。これを見てみますと、委員長は川崎
製鉄調査部長です。ほか一名、これは調査部の副
部長さんが入っていらっしゃる。そのほか十一名、
ですね。その委員さんたちは新日本製鉄から三
人、いずれも課長です。それから日本钢管、これ
は市場調査部の課長ですね。それから住友金属調
査部長ほかです。それから神戸製鉄所の管理部の
鉄鋼調査課長、それから大同製鉄それから日新
鋼と、いずれも大手企業の七社です。その中で新
日鉄三人。

それから環境分科会ですね、これは二十四人お
ります。これがまた新日鉄が三名ですね。工作本
部長ほか二名です。それから日本钢管が環境管理
部長ほか三名。川崎製鉄が設備計画部長ほか三
名。それから住友金属東京総務部長ほか五名。神
戸製鉄環境技術本部担当部長ほか一名。それから
新製鉄、大同製鉄、大谷重工、中山鋼業、企業
の代表ばかりですね。

それから立地分科会、これは新日本製鉄二名と
住友金属一名、いずれも役職。

こういう中で、住民に直接関係のある先ほどの
ような高炉の建設の問題が審議をされるというの
はこれは大変なことだ。企業代表ばかりでこうい
う問題をなぜ討議するのか、ここに住民代表を加
えるなり学者を加えるなりして、私はこのメンバー
一を再検討されるべきだ、こういうふうに思いま
すけれど、大臣はいかがお考へでございますか。

○説明員(石井賢吾君) ただいま先生御指摘のメ
ンバーは、七〇年代の鉄鋼業の答申作成のための
臨時の委員でございまして、通常設備調整等を行
います鉄鋼部会の本委員は、学識経験者及び産業
界から出ております。

○安武洋子君 それもお名前は学者がほんのわず
かで、企業代表がほとんどでござりますでしょ
う。ほとんどが企業代表だ。私はこういう企業代
表ばかりといふうなことでなく、もっと住民
代表も加えて、民主的な運営ができるよう検討
すべきだ、こういうことを思いますが、その点い
かがでございますか、重ねて伺います。

○説明員(石井賢吾君) 鉄鋼業に関しましては、
きわめて鉄鋼業特有の技術問題あるいは資金問
題、非常に広範な分野にわたりまして高度の学識
経験を必要とするところが多うございます。そう
いう関係から鉄鋼業のあり方等を検討いたします
場合には、そういう現実の実態をよく把握した方
方の意見をまず吸収し、その上で中立委員の見解
を徴しまして、そういう実態から生じてまいりま
すいろいろな意見をも過いたしまして地方行政に
反映する、そういう仕組みをとつておるわけでござ
ります。

○委員長(林田悠紀夫君) 時間が来ました。
はい。最後にじや一問伺いますけ
れども、環境分科会、住民に直接関係あるじやあ
りませんか。こういう環境問題だって討議をしな
ければならないというふうに思います。高炉なん
か建設する場合に、だから私はこういうところに
住民の声を反映するように、もつと民主的に検討
の代表ばかりですね。

すべきだ、こういうことを要求申し上げて、質問
をお伺いいたします。

○藤井恒男君 まず、大臣にお伺いいたします。
景気対策に関する問題でございますが、先ほど
來の委員会で一、三の方からこの問題について触
れておるところでございますが、重ねて大臣
にお伺いいたします。

昨日、全國の通産局長会議を開催なさつておる
わけでございますが、報道によりますと、それぞ
れの地域における景気の動向については、先行き
に対しても見通しが立たないという報告がなされて
いるよう聞いております。つまり景気の現状と
いうのは、四次にわたる不況対策を行つたもの
の、回復がはかばかしくない。そのことは鉄工業
生産指数あるいは需要の動向、在庫の動きなど
は設備投資、倒産、貿易あるいは雇用の問題など
を見ても、これらのすべてのデータが先行きをさ
らに暗くしておるよう判断されるわけでござ
いまして、倒産件数を一つとつてみましても、十月
の倒産件数が千二百七十九件、十一月が三千三百
七件、これはまさに戦後最高を毎月更新しておる
という大変憂慮すべき事態になっておりま
す。織維産業の例をとつてみましても、八月以降十一月
までの間、倒産件数は累増いたしております。こ
の傾向をたどつていきますと、まさに年末の倒産
多発は必至でありまして、さらに一一三月におけ
る倒産と、いうことも多発されるよう見受けられ
るわけです。

午前中の会議で副総理は、第五次不況対策とい
うものはいまの時点を考えられない。これは通産
大臣自身も時間的余裕がない、金融問題でカ
バーする以外にないというふうに言われ、さら
に、五十一年度予算そのものが景気回復予算にな
るべきものであるというふうに言われるわけでござ
りますが、第四次不況対策それ自体が現在効を
奏していないし、五十一年度予算執行までの間の
プランの期間を、手をこまねいてかまねいてかま
ないのかどうか、この辺のところをもう少し突っ込
んで大臣の景気の現状並びに見通しについて、あ
るいはこれから打つべき施策について総括的な
御意見を承りたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君) 景気の問題につきまし
ては、いまお述べになりましたとおりでございま
す。

この春を一番の底といたしまして、比較的この
秋までは順調に回復するのではないか、こうい
うふうに考えておったわけございませんが、最近
になりましてからどうもいろんな指標が一進一退
を続けておりまして、足踏み状態になつてきました。
これはいまお話しのとおりでございまして、昨日
通産省で調べました各地の動向、業種別の動向等
においておきましてもそういう数字が出ております。

そこで、これから対策であります。第四次
対策が九月の十七日に決定をされまして、そし
て、財投で実施することのできる分野につきまし
ては直ちに実施したわけでござりますが、一般会
計から支出を必要とするものにつきましては、國
会で関係の法律案等を御審議をしていただいてお
りますので、なお実施に至つてない、こういうこ
と等もありまして、私たちは、第四次対策そのも
のは一刻も早く完全に実施されるということを強
く期待をしておるわけでございます。それと、そ
れからこの年末等も控えておりますし、景気の動
向がはかばかしくありませんので、地域別、業種
別に必要な緊急の金融対策はやはり講じていかな
ければならぬ、こういうふうに考えております。
それから同時に、貿易の分野ではプラント輸出
を大幅に伸ばしたい、こういうふうに考えまし
て、この面でいろいろ努力をいたしておるわけでござ
りますが、この面で輸出入銀行等の資金が不足をするという場合には、これも当然臨時
に追加をしなければならぬ、こういうふうに考え
ております。それで、産業金融と貿易金融、この分野で
臨機応変の弾力的な対策を三月までは続けたい、
そうして、一刻も早く景気対策を内容としたしま
す昭和五十一年度の予算が成立をいたしましてそ
れが実施に移される、そういうふうに期待をしてお
るわけでございます。

スケジュールといたしましては、第五次対策、いま申し上げましたような第四次がまだ一部実施過程にある、こういうことを考えますと、第五次をやる時間的な余裕もありませんし、いま申し上げましたような金融対策で何とか補強していくたまに、こういうふうに考えておるわけでございます。

○齋藤伸男君 財政を王道にして金融を俗どする形でこの難局を切り抜けたいというのが大方のお考えのようですが、実際問題として需要創出効果を求めなければ経済の立ち直りはないというのが、これはもう偽らざる事実であろうと思うんです。第四次不況対策の財政が全部功を奏しても、需要創出効果は多く見ても三兆円程度だと、需給ギャップそれ自体は十八兆円とも二十兆円とも言

われておる状況のままである。そういう中で民間の設備投資を刺激するということも、操業率それ自体が八十数%なんだから、これはもうとてもじゃない、できっこない。輸出それ自体も、仮にかなり進んだとしても、全体のやつぱり一七、八〇%じゃないでしょうか。そうだとすれば、需要に占めるウエートは何といつたって個人消費が過半数を占めておるわけですから、もととこれをドラッグな形で喚起する方法を講すべきである。

政府の立場からは常に、減税は行わないということを言つておるわけだけど、産業界を預かる通産省の立場として、現在の冷え切つた需要というものを立て直そとすれば、やはりこの辺のこところを刺激して何らかの形で方向性を見出さなければ、経済が失速してしまうというふうに私は思うわけです。アメリカなどにおいても、やはり一番先に手がけたのがこの減税の措置でございまして、通産省の事務次官などもややそれに類するような御発言をしておることを私も間接的に聞々承つておるわけです。したがつて、そういう面、経済闘争協議会のメンバーということよりも、通産当局としてこの問題を現実的にとらえてどうするのかということをもう一度聞きたいと思いま

○國務大臣(河本誠夫君) いろいろ景気を浮揚させるための財政、貿易、民間設備投資等についてのお話がございましたが、大体おつしやったとおなりであると思います。特に国民消費は国民経済全体の半分近くも占めておりますし、これがある程度伸びるか伸びないかによりまして景気の動向が大きく変わってくるわけです。でありますから私たちは、国民消費がある程度伸びるということを強く期待をしておるわけです。

しかば、それにはどういう対策が一番いいのかということが問題になるわけでございますが、これにはいろいろ方法があろうかと思います。しかし、やはり最終的には、国全体の財政運営を一体どうするのか、国民経済全体の運営を一体どうするのか、こういう総合的な判断によつて最終判断が下さるべきであつて、その方向がもう十日もたたない間に決まる、こういういまの段階でございますから、私から、国民消費を伸ばすため的具体的な方法はこういうふうにすれば一番いいんだといつようなことについていま申し上げるのは適当でないと思いますので、ちょっと答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○藤井恒男君 昨日あるいはきょうの新聞で、拘束預金問題が大きく取り扱われておるわけです。いわゆる歩積み両建ての問題でございますが、日経の調査を見てみますと、連続四期減益という深刻な企業業績に陥つておる中で、企業の金利負担の重圧が一段と深まつておる。日経の調査によりますと、東京証券の一部上場百社の調査によるものではございますが、拘束預金が一兆三千五百億円、こういうべらぼうな数字になつておるわけであります。期末の現金預金残高の五六・七%に当たるこのいま申しました二兆三千五百億に及ぶ金、これは企業の借入金や手形割引高の一・九%、実にございまして、仮にこれを借入金の返済に回しした場合には二千二百億円近い支払い金利が減少す

利の支払いすら貰えないほど企業の体力が衰弱しておる。企業が営業活動によって得た利益だけでは金をますます増しておるという実情について、これはもうしばしば国会でも論議されるところなんですがございまが、通産省の立場としてこの問題などを見ていくのか。こういうふうに過大な、どちらかと言えば公取の問題にもかかるわけですが、まあ広義の解釈になるかもわからないけれど、優越的な地位を利用した不公正取引ということにもなりかねない状況にあるわけでございまして、通産省としてこの状態を見たときに、私は異常な状態だと思うんだけれど、どのように感ずるか、またどのようなアクションを起こすべきか、大臣にお聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(河本誠夫君) 景気対策の非常に重要な一環といいたしまして低金利政策を推進しておるわけでございます。そのために公定歩合を四回にわたりまして引き下げたわけでございますが、実際は政府の期待しておるようく低金利政策は進んでいないということを事実でございます。

その一つの大きな原因に、この拘束預金があるということとも事実だと思います。大変遺憾なことだと思いますが、大藏省の方におかれましても非常にこの問題を重視されまして、常に調査をしておられるようでございますが、こういう問題が一刻も早く解消することを期待をいたしておるわけでございます。これは産業界にとって非常に大きな問題であろう、こう思います。

○藤井恒男君 日本の企業が総体的に重い金利負担の中にあるということとは、もう公知の事実でございますが、そういった中で、さらに過大な預金を日本的企业が持つておるという状況でございまして、これから国際競争力というような問題を照らしても、私はもう少し通産当局として、大藏省に対する強い姿勢でアクションを起こさなければならぬ問題じやないかと思います。前段の冒頭の浮揚策についても、先ほどの大臣の御答弁の

範囲では、これはとてもじやない、年末年始を越せないぞということになりかねない。五十一年度予算があと十日もすれば決まるというふうにおっしゃるけれども、現実に、第四次不況対策それが完全に始動していない状況の中で、求人倍率はさらにも悪化するし、なお企業倒産は戦後最高を月々記録しておる。こういう状況の中ですから、後手後手の政策に回ることなく、前向きに行動を起こすべきだと。特に所得減税というような考え方もこの際は十分考えなきゃならない。そうしなければ、五一、三ヵ月を占める個人消費を刺激しないことは、景気浮揚の道につながらないということには、景気浮揚の道につながらないといふふうに思いますので、その辺のところをよろしく御検討いただきたいと思います。

時間がありませんから、織維の問題に入りますが、最初に国際関係。

いろいろわが国と外国との間に織維の交渉が持たれておるわけですが、いま懸案になつております日本とE.Cにおける織維交渉の、現在行なわれておる交渉の推移と見通しなどについて最初にお伺いいたします。

○政府委員(野口一郎君) 現在、プラッセルにおいて、日本とE.Cとの織維協定の最終的な討議が行われております。御存じのように、ガット組織取り決めができましてから、各国情との取り決めはこれをM.F.Aに基づく取り決めにしなければいけないわけでございまして、そういうことで、先日、日米が終わり、ただいまE.Cとの交渉に当たっているわけでござります。

E.Cは御存じのよう、対日差別の輸入制限を長い間にわたって実施してきたわけでございまます。それに対しまして、日本といたしましては、織維貿易の自由化を目指しまして、年来E.Cに對しましても主張をしてきたわけでございまして、ことになりますから、四回開いているわけでございます。四回の会合を通じまして、大分双方の対立点も煮詰まつてきておるわけでございま

こととか、あるいは極力急いでおったとかいうようなことがございまして、労働関係の方はお入りをいたくことができなかつたわけでございますけれども、そのときもいろいろ労働界の御意見も並行して聞くということはやつてきたわけでござります。今度の織工審の政策小委員会につきましては、先生のおつしやられたことを踏んまえましてその方向で現在考えております。

それから時期でございますが、現在まだ最終的には日が決まっておりませんけれども、大体来週の後半ぐらいには開きたいということで段取りを進めております。

○藤井恒男君 それじゃ、その次の輸入成約統計に関する問題ですが、「輸入成約統計の利用方法を改善することにより輸入情報の生産者団体にも適宜提供」せよというのが、今度の提言の中にある「政府のるべき対策」の第一項になつておるわけです。まあ「成約統計の利用方法を改善する」という中に入つてくる問題かもわかりませんが、これまでも輸入急増という状況の中で成約統計をつくってきたわけですが、それが自主申告制によるためにカバー率に問題がある、あるいは発表する品目が少し分類が大き過ぎるんじゃないか、したがつて、生産者側がこれを参考指標にして取り組むについては、具体的に資料の効果が薄いといふ声も間々聞くわけとして、その辺のことについてお聞きします。

○政府委員(野口一郎君) 輸入成約統計を秩序ある輸入の道具として十分に活用すべきである、現状においてはどうもその使い方が十分でないではないかという御批判が懇話会の席上でも表明され、いたわけでございます。私どもはそれを受けまして輸入の成約統計をどのように役立てるべきであるか、秩序ある輸入のための有効な道具立てに生かしていくべきであるかということについて、現在いろいろ検討をしているわけでございます。

そのときに問題になりましたのは、確かにカバ

ー率が問題になりました。これは任意、自主的申告、届け出でございますので、そういう意味であります。今度の織工審の政策小委員会につきましては、先生のおつしやられたことを踏んまえてその方向で現在考えております。

二百社から二百二十社ぐらいでございましたけれども、その後さらに報告を提出する企業数はふえてまいりました。この十月では大体三百三十社を超えるような状況でございまして、カバー率も七五%を超えるような状況になっております。したがいましてこのぐらいのカバー率を維持できる

ものでありますと、十分先行指標といたしまして、先行き輸入がどうなるかということを把握す

る役に立つというふうに私ども見ておるわけでございまして、むしろ、輸入成約統計をめぐる問題

はこの活用方法にあるんだということになつてゐるわけでございます。

その点に関連いたしまして、先生御指摘になり

ました発表する項目が非常に粗過ぎるではないか

という点、あるいはどういうふうに業界がこれを知っているのか、数字はあるいはその中身を知つておるのかというような問題があるうかと思うわ

けでございますが、この点につきましては、ただ

いまいろいろ私どもの役所の中では検討してお

りまして、差し支えない範囲内においてできるだ

け詳細な情報を関係の業界には流していく。それ

で同時に、そういう数字がどういう意味を持つか

といふことを関係業界、すなわち、輸入あるいは輸出業界含めてそういう場で検討するということ

を通じまして輸入成約統計の持つておる効果を十分に發揮いたさうにいたしたい、こういうふう

つやつたような要件が整えばこれはやるわけでござりますが、全体に織維産業の状態を申し上げますと、織維産業は不況が早かつただけやや上向いておりますし、それから、輸入もごく一部のものを除きましては大体鎮静化をしておる、こういう状態でございます。

そこで、いまおつしやいましたことにつきまし

申告、届け出でございますので、そういう意味であります。したがつて、それはわかるわけでございますが、現在のところではわかるわけでございます。したがつて、そこ

で一体どのくらい現実の輸入をカバーしている

のだろうかということについて一部に不安がある

強制力がないわけでございます。したがつて、そ

れは、四十七年十一月の円対策、要するに外貨準備

の急増という事態の中でもとられた措置でございまして、これは関税暫定措置法の改正に伴つて織維

産業がこの対象品目に挙がつておるわけです。こ

の品目を指定するには政令でこれを行うことがで

きるわけです。

なお、この関税暫定措置法の中には、円対策と

して行った二〇%の引き下げをもとに戻す条件と

して、これは民間団体の調べによ

るものであります。したがつて、織維産業の倒産

が不況の波が早かつたがゆえに立ち直りもしてき

ておるし、輸入に関しても一時のようものはな

いといふうに当初言われたわけだけど、先ほど

も私ちよつと申し上げたように、織維産業の倒産

が不況の波が早かつたがゆえに立ち直りもしてき

ておるわけですね。

○藤井恒男君 大臣、これは大臣にお聞きした

んですけど、同じ輸入問題についての「政府のと

るべき対策」の中の第四項の(イ)号に「関税の二

〇%引下げ措置の停止を行う」というのがある

んです。これは私は、直ちにいまこれを実施して

いいんじゃないだろうかという意味でお聞きする

んですけど、この関税の二〇%引き下げといふ

の急増という事態の中でもとられた措置でございまして、これは関税暫定措置法の改正に伴つて織維

産業がこの対象品目に挙がつておるわけです。こ

の品目を指定するには政令でこれを行うことがで

きるわけです。

その前に、前段で大臣の言われた点、織維産業

が不況の波が早かつたがゆえに立ち直りもしてき

ておるし、輸入に関しても一時のようものはな

いといふうに当初言われたわけだけど、先ほど

も私ちよつと申し上げたように、織維産業の倒産

が不況の波が早かつたがゆえに立ち直りもしてき

ておるわけですね。

○藤井恒男君 要件を満たすかどうかということ

で検討しておるということは、この適用をしよう

といふことで検討するわけですね。

○藤井恒男君 要件を満たすかどうかといふこと

で検討しておるということは、この適用をしよう

</div

検討する、こういふことになつてゐるわけでござりますが、そういう緊急関税に準ずるような仕組みでこれを取り扱うのかどうか、こういふことともいまのところ未定でございます。したがつて、この仕組みにつきまして、それから現実にどういう場合に適用するかという要件につきまして、現在通産省及び大蔵省の中で検討中でございます。

一方、具体的にどういうものが適用になるかと
いうことでございますが、要件についてではまだは

きり決まっておりませんので、ただいまのところまだと言うわけにはまいらぬわけでございま
すが、ただ先生が御指摘のようて、一部のものこ

ついては確かにことになりました輸入があえて
いるものがございます。繊維製品全般としては対

前年同月六割ぐらいでござりますけれども、一部のものについてはあえている。特に絹関係に輸入の急増を見つらつと、二三

の急坂が見られるわけでございます。したがいまして、もしこの制度を適用するものがあるとすれば、まずその辺あたりから考へる、検討するとい

うことになるかと思っているわけでござります。
○藤井恒男君 わかりました。蚕糸の問題は後で

また申し上げたいと思うんです。

は「一国獨ルレルに基づく強力な措置をとる」、こういう条項があります。しかし、この「政府のとるべき対策」という書き方を見てみますと、一か

ら四項までの措置を講じて、なお輸入が急増した場合には第五項の措置をとるということに書き方

はなつておるんです。しかし、この第五項それ自体は国際ルールに基づく措置ではあるが、それは

緊急避難の場合の措置であるわけですね。

十八年、四十九年の織維事情の経緯を見てみましても、輸入が急増すると、その急増した状態が国内の需給を悪化せしめる、そしてそのことが不況を呼び起こす、不況になつたら今度は輸入が鎮静化するわけですよ。現在まさにそういう傾向をたどつておる。だから、この一から四の経過をたど

つて五の措置をとるということになるなら、私は五項というものは書いたって書かなくたって同じだ。まさにこのしょっぱな輸入急増のときにこの緊急避難の措置がとられてしかるべきだ。これは並列されても提起されるべき内容だと私は思つてゐるわけだ。したがつて、政策委員会で論議されるときにはその辺のことをひとつ踏まえて論議していただきたい。それでなければこれは実効性もないし、まさに飾りみたいな文言にしかならないというふうに思うわけですが、その辺についてどのようにお考えですか。

○政府委員(野口一郎君) 輸入の急増に対処する手段方法といつもののはいろいろあらうかと思うわけでございます。私どもがやつておりますところの貿易輸入業者あるいは流通業者に対する輸入の自肅の要望、あるいは行政指導というようなこと、あるいは関係輸出国に対しまして話し合いで物事を解決しようというアプローチの仕方、いろいろあらうかと思います。

先生が御指摘になりましたよなガットあるいは国際織維取り決めに基づく手段方法、こういうこともあらうかと思うわけでございますが、やはり何と申しましても、わが國はできるだけ貿易は自由であるべきだという原則に立つてゐるわけでございまして、できるならば国内的な措置、先ほどの申しましたような輸入業者に対する指導、あるいはさらには、先ほど説明いたしました輸入成約統計の活用というような方法によりまして秩序ある輸入というものが実現できる、あるいは関係国との話し合いによって、相手方の自主的な輸出の自肅によりまして目的が達成できるというようなことでありますれば、ガットあるいは織維国際取り決めに基づくいわば直接的な輸入規制の措置をとらないで――そういうことによりましてどちらにつけますればそれがよりベターである、こういうふうに考へておるわけでござります。

したがいまして、現実的ないろいろな仕組み、あるいは政策的な措置をいつどのように使うかといたることにつきましては、やはり具体的な状況に

つて五の措置をとるということになるなら、私は五項というものは書いたて書かなくたって同じだ。まさにこのしょっぱな輸入急増のときにつける緊急避難の措置がとられてしかるべきだ。これは並列され提起されるべき内容だと私は思つてゐるわけです。したがつて、政策委員会で論議するときにはその辺のことをひとつ踏まえて論議していただきたい。それでなければこれは実効性がないし、まさに飾りみたいな文言にしかならない。というふうに思うのですが、その辺についてどのようにお考えですか。

○政府委員(野口一郎君) 輸入の急増に対処する手段方法といつもののはいろいろあらうかと思うわけでございます。私どもがやっておりますところの貿易輸入業者あるいは流通業者に対する輸入の自粛の要望、あるいは行政指導というような物事を解決しようというアプローチの仕方、いろいろあらうかと思ひます。

先生が御指摘になりましたようなhardtあるいは国際織維取り決めに基づく手段方法、こういうこともあるうかと思うわけでございますが、やは

り何と申しましても、わが国はできるだけ貿易は自由であるべきだという原則に立っているわけでございまして、できるならば国内的な措置、先ほど申しましたような輸入業者に対する指導、あるいはさらには、先ほど説明いたしました輸入成約統計の活用というような方法によりまして秩序ある輸入といふものが実現できる、あるいは関係国

との話し合いによって、相手方の自主的な輸出の自粛によりまして目的が達成できるというようなことがありますれば、ガットあるいは織維国際取引決めに基づくいわば直接的な輸入規制の措置をとらないで――そういうことによりましてとらないで済むならばそれがよりベターである、こうい

どうとうに考えておられるわけこそざいます。
したがいまして、現実的ないろいろな仕組み、
あるいは政策的な措置をいつどのように使うかと
いうことにつきましては、やはり具体的な状況に

応じて具体的な措置をとることがよろしいのではないかというふうに考えておるわけでござります。輸入が急増していく場合、特に四十八年のように、このMFAに基づく強力な措置をとるべきではなかつたかということも一つの考え方かとは存ずるのでござりますけれども、私は、できるだけソフトな手段でアプローチをいたしたいというのが基本的な考え方でございます。

（藤井恒男君）これは今塵持たれる専門の委員會で十分御検討いただきたい。局長、ソフトなどということだけれど、置かれておる業界の実態は必ずしもソフトな問題では困るわけとして、いつでもやる、やらぬはこれはいろいろな問題がありまして、うけれども、緊急避難としての措置が講ぜられるんだという道はやはりつけておくべきであらう。しかもそれは国際ルールに基づくのですから、悪いことをするわけじゃないのだから、明確にしておいてもらいたいと思います。

構造改善の問題についてですが、この法案が定まるとき、私はこの委員会でもお願いしておったんですが、今度の垂直統合の知識集約化の構造改善善というは非常に難解だと。したがって、中小企業を対象にしてこれが行われる場合に、的確な構改についての情報を提供しなければこれは機能しないというふうに私は申し上げたわけですが、いろいろ産地を回ってみますと、やはりその声を依然として聞くわけです。県の商工課あたりでも指導員がいろいろ努力しておられるようだし、そ

現実に产地の中までこれが入っていないといううらみがあるわけでして、どうかこの点については今後なお金もかけて、これは时限立法でして、ともう四年しかないわけですから、的確に情報を提供していただきたい。

なお、現在の進捗状況というのをお聞きしようと思つたけれども、時間がないからこれはもうやめますが、はかばかしくないと私は見ております。そういう意味で、大臣承認に至るまでの牛

数がもつとあって本来はしかるべきだというふうにも思います。審査をシビアにするということは、私はある程度必要なことだと思いますけど、しかし、広域問題なども出てきておるし、県段階での一〇〇%の予算措置が滞つておるというところもあるし、この運用についてはなお彈力的に運用できる道も、それはルーズにやれといふ意味じゃなくて、弾力的に運用する道というのも考えておいたい。

それから三番目の問題ですが、現在の团体法に基づくところの設備の登録制に関する問題ですね、このことと、今度の垂直的な統合との関係が少しにき合するくらいはあるのじゃないだろうか。これは非常にむずかしい問題でございまして、今後の重要な検討課題になつていくと思うのだけど、その辺のところについてどのようにお考えになつておるか、構造改善の事業を進めるという立場に立つて、ひつくるめてひとつお聞きしたいと思うのです。

それから、設備規制の問題と一應関係あるわけですが、先ほど須藤委員から指摘された福井県の織物構造改善工業組合の織機登録業務にかかるわざの事件の問題、これはやはり、あのときの特例法が議員立法として緊急になされたというようなきらいもあるわけとして、この法案それ自体を整備する必要がありはしないかという気がします。これは単なる指導だけでできるものかどうか、その辺のところもあわせて一括してお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(野口一郎君) 新しい構造改善事業は旧構造改善事業と違いまして、異業種間のいわば垂直的な結合による知識集約化グループというものを核として進めることになつておるわけでござります。前構造改善計画のように、設備の近代化あるいは生産スケールの大型化というような目標達成に比べますると、なかなかむずかしい課題をしょつているかと思うわけでございます。時あたかも不況に際会いたしまして、新構造改善事業の進捗状況がややおくれて、るといふ点につきまして

は、御指摘のとおりかと思うわけでございますけれども、新しい内外の環境に対応いたしまして、構造改善事業の推進につきまして、私ども一層努力をしてまいりたいと思うわけでございます。

ただ、その過程におきまして、いろいろ問題が

出していることは事実でございまして、新構造改善

がどういうものであるかということにつきまして

の、たとえばP.R.不足というような問題等がござ

ります。そういう点は織維問題懇話会におきまし

ても指摘された点でござりますので、通産局、県

等とタイアップしながらP.R.なり趣旨の徹底には

大いに努めてまいりたいというわけでございま

す。それから、制度の動かし方につきましても、

先生御指摘のように甘くなつても困るわけでござ

いますけれども構造改善事業の目標する方向を追

求するものである限りにおきましては、できるだ

け目的達成のために弾力的な考え方で臨みたいと

いうのも私どもの立場でございます。

先生が御指摘されました、設備登録制の問題と

知識集約化グループとの関係においてむずかしい

問題があるんではないか、そこをどういうふうに

考えたらしいのかという御指摘があつたわけでござ

ります。この設備登録をやつておりますのは各

産地の工業組合でございます。一方、新しい構造

改善のための知識集約化グループというものは、

必ずしもそういう産地の組合には限られないわけ

でござりますし、特に流通機能を持つていてもの

も取り入れてよろしいといふようなたでございません

っているわけでござりますので、そういう意味で

は、産地に限らずあるいは一府県に限らず、かな

り広範な地域にもまたがるグループができるかと思

うわけでございます。

そのときに、工業組合を中心とする産地の組合

とこの知識集約化グループとをどのようにうまく

調和両立させるかということは、私どもの一つ

の課題でございまして、今後検討してまいりたい

と思うわけでございますけれども、新構造改善事

業における知識集約化グループというものは、私

どもかなり弾力的に考へているわけでございま

す。産地組合とのうまい結合、調和の方法は必

ずあるというふうに考へているわけでございま

すし、最近幾つかの申請が中央にまで上がってきて

いるわけでございます。そういうもののケースス

タディーを通じながら合理的なうまい解決の方法

を見出していくかと思います。そういうふうに考へておりま

す。

○藤井恒男君 これは非常にむずかしい問題だ

し、奥の深い問題だと私思います。要するに団体

法に基づく設備規制、これは自体二十二年継続し

ておる問題ですから、へたに動かすともう大混乱

に陥る。しかし現実の問題として、いま私が指摘

し、局長が答弁なさつたように、垂直統合、しか

もそれを広域に広げていくわけですね。実際問題

として織りと染めと縫製というぐあいにつなげて

いこうとすれば、一産地一工業組合の中の問題じ

やない。そうなつてくると、設備規制の問題とこ

れはやっぱりかなり関連するわけです。したがつ

て、これはもう十分慎重に検討してもらわなければ

いけない大きな宿題であろう。だから、七〇年

代の織物業を展望するという意味においても、

この問題はよく検討してほしいものだと思いま

す。

時間がないから、蚕糸問題について私申し上げ

ますが、非常に問題になつておる生糸の一元輸

入、そしてそれにまつわる絹撚糸の輸入の問題あ

る韓国との関係、それぞれに問題を派生させてお

ります。大臣が中國に行かれた折も、この絹

について物別れになつておるというのも現状だと思

います。一面、業界が言つておるよう、生糸の

保護育成ということはある程度の効果を奏してお

るけど、同時に、物価上昇にスライドした基準糸

だと思います。

○政府委員(野口一郎君) ことになりましての

価値の高騰で国際間の生糸の価格差が増大してお

る。したがつて、安い人件費と安い生糸によつて

生産された絹製品が日本へ集中する道をむしろ開

いておるのじゃないか。このために各織物産地

は、文字どおり原料高の製品安という状況になつ

て、蚕糸行政を継続するなら、今度は織物業界を

陥れる、結果として日本の蚕糸業界は衰退す

る。まあ目先の養蚕農家の保護に専念するなら、

国外の蚕糸業界を繁栄させ、わが国の業界を

衰退に導くようなことになりはしないか、こうい

った要望なりが出ておるわけです。

これも一面の私は真理だと思います。要するに団体

法に基づく設備規制、これは自体二十二年継続し

ておる問題ですから、へたに動かすともう大混乱

に陥る。しかし現実の問題として、いま私が指摘

し、局長が答弁なさつたように、垂直統合、しか

もそれを広域に広げていくわけですね。実際問題

として織りと染めと縫製というぐあいにつなげて

いこうとすれば、一産地一工業組合の中の問題じ

やない。そうなつてくると、設備規制の問題とこ

れはやっぱりかなり関連するわけです。したがつ

て、これはもう十分慎重に検討してもらわなければ

いけない大きな宿題であろう。だから、七〇年

代の織物業を展望するという意味においても、

この問題はよく検討してほしいものだと思いま

す。

○政府委員(野口一郎君) ことになりました

の原因があらうかと思うわけでございま

すけれども、その一つに、原料ありますところ

の国産生糸が、近隣諸国で生産される生糸の価格

に比べて著しく割り高であるということが指摘で

あります。したがつて、私が指摘でございま

す。

○政府委員(野口一郎君) ことになりました

の原因があらうかと思うわけでございま

す。

○政府委員(野口一郎君) ことになりました

の話が御質問にございました。前国会で改正された法律を施行するため、現在施行のための政令を公布すべく準備を進めているところでございます。いまの予定では、来年の一月十四日から施行といふ線で関係政令の準備を進めているわけでございますが、どういうものを指定するかということにつきまして、法律制定のときからいろいろ問題があつたことは存じておるわけでございます。ただいま政令で指定をしようというふうに予定されておりますものは、当省、通産省所管物資で言いますと、ゴム、綿糸、毛糸、スフ糸などござります。今回の指定から外されるものは当省の関係で申しますと、綿布それから人絹等でございます。とりあえず政令で指定をし、上場を続けるということでござりますけれども、從来いろいろ問題になりました取引所のあり方、運営につきましては、厳しい監視と指導を続けてまいりました。

○委員長(林田悠紀夫君) 石油備蓄法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。河本通産大臣。

○国務大臣(河本敏夫君) 石油備蓄法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたしました。

わが国は、国民生活と国民経済を支える重要なエネルギー源である石油のはとんど全量を輸入に依存しており、一昨年の石油危機の経験に照らしても明らかなように、石油供給の削減や途絶といった事態が生じた場合、きわめて大きな影響を受けることとなります。

世界の主要先進国は、このような石油の供給不安に對処するため、すでに、かなりの水準の石油の備蓄を確保しておりますが、わが国としても、緊急時における石油の安定供給を確保するため石油備蓄の増強を図ることが、国民生活と国民経済の安定を確保する上で不可欠であります。

このため、新たに昭和五十四年度末を目標とする九十日石油備蓄増強計画を発足させることとし、このために大量の資金負担が必要となることから所要の財政、金融上の措置を講ずることとしておりますが、今回の石油備蓄法案は、こうした財政、金融措置とあわせて所要の石油備蓄量を保するための備蓄水準の計画的な引き上げと、その水準の維持に必要な法律上の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律の要旨について御説明申し上げます。

まず第一に、石油備蓄の増強を計画的に実現するための措置として石油備蓄目標の策定、石油備蓄実施計画の届け出等に関する規定を設けております。

すなわち、通商産業大臣は、毎年度、石油審議会の意見を聞いて次年度以降四年間についての石油備蓄目標を定めることとし、これを受けた石油精製業者、石油販売業者または石油輸入業者のうち一定の要件に該当する者は、毎年度、それぞれ次年度以降の四年間にについての石油備蓄実施計画を作成し、通商産業大臣に提出することとなります。

この場合において、通商産業大臣は、石油備蓄目標の達成のため特に必要があるときは、届け出のあった石油備蓄実施計画の変更勧告を行なうことができるなどといたしておられます。

第二に、増強された備蓄水準を維持するための規定であります。すなわち、石油精製業者等は、毎年度通商産業大臣が通知する基準備蓄量以上の石油を常時保有しなければならないものとしておりまます。

この基準備蓄量は、石油精製業者等の前年の石油製品の生産量、販売量、輸入量等を基礎として、その総量が、わが国の前年の石油消費量の七日分から九十日分に相当する範囲内に入るよう算定されることとしております。

また、この基準備蓄量以上の石油の保有を担保するために、通商産業大臣は、石油精製業者等が、正当な理由なく基準備蓄量の石油を保有しておられないことを告げ、また、一定の要件に該当するときは命合することができます。

以上、法律案の主要な点につきまして若干補足説明を申し上げます。

○政府委員(増田寅君) ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して簡単に御説明申し上げます。

わが国の場合、石油供給のはとんど全量を海外に依存しており、また、輸入石油の供給地域が特定地域に偏在していることなどから、石油供給の削減や途絶による影響を受ける度合いが大きく、かつ、一次エネルギー供給の大半を石油に依存している事情から、石油の供給不足がエネルギー需給全体に影響を及ぼし、国民生活と国民経済の混乱に直結するという脆弱性を持っていることは、先般の石油危機においてわが国が経験し、記憶に新しいところであります。したがいまして、わが国にとって緊急時における石油の安定的な供給を確保することはきわめて重要な課題であり、このためには石油の備蓄増強を図ることが強く求められております。

わが国と同様石油供給をはとんど海外からの輸入に依存している西欧主要先進国においては、す

る見地から審査を行い、特に必要があると認めるときは、当該届け出に係る石油備蓄実施計画を変更すべき旨の勧告をすることができるとしております。

第二に、確保された備蓄水準を維持するための措置について規定しております。

すなわち通商産業大臣は、まず、石油精製業者等の前年の石油製品の生産量または石油の販売量もしくは輸入量を基礎として、その総量がわが国の前年の石油消費量の七十日分から九十日分に相当する範囲内にあるようそれぞれの基準備蓄量を算定し、毎年、石油精製業者等に対してそれぞれの基準備蓄量を通知することとしております。石油精製業者等は、毎年度この通知を受けた基準備蓄量以上の石油を常時保有しなければならないものとしておりますが、その実効を期すために、通商産業大臣は、石油精製業者等の石油の保有量が基準備蓄量に達していない場合に、その達しないことについて正当な理由がないと認めるときは、基準備蓄量以上の石油を保有すべきことを勧告し、また、石油の保有量が基準備蓄量に達していない程度またはその達してない期間が一定の基準に該当すると認めるときは、基準備蓄量以上の石油を保有すべきことを命令することができるとしております。

以上のほか、本法では災害その他やむを得ない事由による基準備蓄量の減少、石油保有量等の帳簿記載、石油需給適正化法に基づく対策実施の告示期間における本法の規定の適用除外等について必要な規定を定めることとしております。

なお、石油備蓄施設の設置に当たっては、安全、防災、環境対策に万全の配慮を払う必要があることは言うまでもないことであり、この点に関しては、今国会に提案しております石油コンビナート等災害防止法案を初め関係法令の整備、厳格な運用等により万全を期してまいりたいと考えております。

以上、この法律案につきまして提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げました。

何とぞ、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(林田悠紀夫君) 本案に対する質疑は後刻に譲ることとしたします。

○委員長(林田悠紀夫君) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。河本通産大臣。

○国務大臣(河本敏夫君) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたしました。河

本通産大臣。

中小企業信用補完制度は、創設以来一貫して発展を遂げ、現在三兆二千億円を上回る保険規模に達しております。中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする上で、大きな役割りを果たしているところであります。

政府は、経済活動の停滞に伴う中小企業者の経済的困難に対処するため、これまで数次にわたり中小企業金融対策を強化してまいりましたが、中二国会におきまして改定をして改正をいたしましたが、中

でも信用補完制度につきましては、昨年の第七十

中小企業金融対策を強化してまいりましたが、中二国会におきまして改定をして改正をいたしましたが、中

でも信用補完制度につきましては、昨年の第七十

中小企業金融対策を強化してまいりましたが、中二国会におきまして改定をして改正をいたしましたが、中

でも信用補完制度につきましては、昨年の第七十

中小企業金融対策を強化してまいりましたが、中二国会におきまして改定をして改正をいたしましたが、中

でも信用補完制度につきましては、昨年の第七十

中小企業金融対策を強化してまいりましたが、中二国会におきまして改定をして改正をいたしましたが、中

でも信用補完制度につきましては、昨年の第七十

中小企業金融対策を強化してまいりましたが、中二国会におきまして改定をして改正をいたしましたが、中

度額を現行の一企業者五百萬円から八百万円に引き上げることとする内容の修正が衆議院で行われています。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(林田悠紀夫君) 次に、補足説明を聽取いたします。齊藤中小企業庁長官。

○政府委員(齋藤太一君) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申上げます。

現在、全国で五十二の信用保証協会が、中小企業者の金融機関からの借入債務を保証することにより、担保力に恵まれない中小企業者の信用力の補完に大きな役割りを果たしております。

中小企業信用保険制度は、この信用保証協会の行う保証について、中小企業信用保険公庫が保険を引き受けることにより、その推進を図ろうとする制度であり、創設以来、一貫して発展を遂げ、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする上でも目覚ましい実績を挙げてまいっております。

ちなみに、昭和四十九年度の保険利用状況を見ますと、利用件数で百万件となり、保険引き受け規模では対前年度比一六七%増の三兆二千億円に達し、中小企業金融を支える大きな柱となつております。

しかしながら、中小企業の中でも最も零細な小企業者層におきましては、不況の長期化に伴い、保険特例、保険限度の引き上げ等の措置の機動的運用等により、中小企業の不況対策に大きく寄与しているところであります。

しかししながら、中小企業の中でも最も零細な小企業者層におきましては、不況の長期化に伴い、保険特例、保険限度の引き上げ等の措置の機動的運用等により、中小企業の不況対策に大きく寄与しているところであります。

しかししながら、中小企業の中でも最も零細な小企業者層におきましては、不況の長期化に伴い、保険特例、保険限度の引き上げ等の措置の機動的運用等により、中小企業の不況対策に大きく寄与しているところであります。

しかししながら、中小企業の中でも最も零細な小企業者層におきましては、不況の長期化に伴い、保険特例、保険限度の引き上げ等の措置の機動的運用等により、中小企業の不況対策に大きく寄与しているところであります。

しかししながら、中小企業の中でも最も零細な小企業者層におきましては、不況の長期化に伴い、保険特例、保険限度の引き上げ等の措置の機動的運用等により、中小企業の不況対策に大きく寄与しているところであります。

しかししながら、中小企業の中でも最も零細な小企業者層におきましては、不況の長期化に伴い、保険特例、保険限度の引き上げ等の措置の機動的運用等により、中小企業の不況対策に大きく寄与しているところであります。

しかししながら、中小企業の中でも最も零細な小企業者層におきましては、不況の長期化に伴い、保険特例、保険限度の引き上げ等の措置の機動的運用等により、中小企業の不況対策に大きく寄与しているところであります。

しかししながら、中小企業の中でも最も零細な小企業者層におきましては、不況の長期化に伴い、保険特例、保険限度の引き上げ等の措置の機動的運用等により、中小企業の不況対策に大きく寄与しているところであります。

しかししながら、中小企業の中でも最も零細な小企業者層におきましては、不況の長期化に伴い、保険特例、保険限度の引き上げ等の措置の機動的運用等により、中小企業の不況対策に大きく寄与しているところであります。

以上、この法律案につきまして簡単でございますが、補足説明をいたしました。

何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(林田悠紀夫君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員中村重光君から説明を聽取いたします。中村重光君。

○衆議院議員(中村重光君) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その修正につきまして御説明申し上げます。

○委員長(林田悠紀夫君) 次に、補足説明を聽取いたします。齊藤中小企業庁長官。

○政府委員(齋藤太一君) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を補足して御説明申上げます。

現在、全国で五十二の信用保証協会が、中小企業者の金融機関からの借入債務を保証することにより、担保力に恵まれない中小企業者の信用力の補完に大きな役割りを果たしております。

中小企業信用保険制度は、この信用保証協会の行う保証について、中小企業信用保険公庫が保険を引き受けることにより、その推進を図ろうとする制度であり、創設以来、一貫して発展を遂げ、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする上でも目覚ましい実績を挙げてまいっております。

ちなみに、昭和四十九年度の保険利用状況を見ますと、利用件数で百万件となり、保険引き受け規模では対前年度比一六七%増の三兆二千億円に達し、中小企業金融を支える大きな柱となつております。

しかししながら、中小企業の中でも最も零細な小企業者層におきましては、不況の長期化に伴い、保険特例、保険限度の引き上げ等の措置の機動的運用等により、中小企業の不況対策に大きく寄与しているところであります。

しかししながら、中小企業の中でも最も零細な小企業者層におきましては、不況の長期化に伴い、保険特例、保険限度の引き上げ等の措置の機動的運用等により、中小企業の不況対策に大きく寄与しているところであります。

しかししながら、中小企業の中でも最も零細な小企業者層におきましては、不況の長期化に伴い、保険特例、保険限度の引き上げ等の措置の機動的運用等により、中小企業の不況対策に大きく寄与しているところであります。

しかししながら、中小企業の中でも最も零細な小企業者層におきましては、不況の長期化に伴い、保険特例、保険限度の引き上げ等の措置の機動的運用等により、中小企業の不況対策に大きく寄与しているところであります。

しかししながら、中小企業の中でも最も零細な小企業者層におきましては、不況の長期化に伴い、保険特例、保険限度の引き上げ等の措置の機動的運用等により、中小企業の不況対策に大きく寄与しているところであります。

しかししながら、中小企業の中でも最も零細な小企業者層におきましては、不況の長期化に伴い、保険特例、保険限度の引き上げ等の措置の機動的運用等により、中小企業の不況対策に大きく寄与しているところであります。

しかししながら、中小企業の中でも最も零細な小企業者層におきましては、不況の長期化に伴い、保険特例、保険限度の引き上げ等の措置の機動的運用等により、中小企業の不況対策に大きく寄与しているところであります。

しかししながら、中小企業の中でも最も零細な小企業者層におきましては、不況の長期化に伴い、保険特例、保険限度の引き上げ等の措置の機動的運用等により、中小企業の不況対策に大きく寄与しているところであります。

以上、この法律案につきまして提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げました。

指導を行いたい、そして価格への介入を強調いたしておったのであります。その後、本年の十月末に参考価格なるものがまず行政指導として行われ、そして先ほど申し上げました十一月末の石油審議会の議を得て、言うならば業法十五条の標準額となつたわけであります。

これら一連の動きをながめてまいりますと、いわゆる一貫した行政姿勢といふものが貫かれていない。言うならば、最初は設置法を強調し、落ちついたところはいま申し上げた石油業法第十五条であります。このように最初の構想から石油業法第十五条で標準額を決めた経緯についてお尋ねをいたしておきたいと思います。

○政府委員(増田実君) 石油業界につきましては、先生御高承のとおり、昭和四十八年の十月の石油危機以後、原料であります原油価格が非常に大幅な値上がりをいたしまして、石油危機以前に比べまして現在は四倍以上の価格になつております。それに対しまして石油製品の価格は、これも相当上がつてきていますが、しかし、依然として原油価格の上昇に見合つた販売価格にはなつておりません。大幅な逆ざや、つまり、売れれば売るほど損が出る、こういう状況が続いてきておるわけでございます。このために昭和四十八年度の下期の決算から大部分の会社が赤字でございましたが、その中でも特に石油業界が長期にわたる赤字を負担をしている、こういう状況でございまして、ほかの産業界も現在非常に苦しい状況にあります。このために昭和四十八年度の下期の決算から大部分の会社が赤字でございましたが、その中でも特に石油業界が長期にわたる赤字を負担をしている、こういう状況でございまして、それに加えまして、九月二十七日のOPECの総会で約一割の原油価格の値上がりがあつたわけでございました。従来の逆ざやに加えまして、さらに一部のOPECの値上げというものはとうてい負担し得ない、こういう状況に石油業界が相なつたというわけでございます。

このような状況をこのまま放置いたしますと、産業の基盤でありますエネルギーを供給いたします部門が崩壊に瀕するということで、私どもとしてはこのまま放置できないという判断で、この価

格につきまして何らかの手当をしなければならないということで、OPECの値上げ後、当初考へておりましたのは、指導価格という制度をもつてこの値上げにつきまして措置をする、こういう類ともしては私どもの方は、標準価格といふ制度も、それから石油業法十五条を適用いたしました。そういうことを考へておきたいと思います。

と申しますのは、石油業法十五条におきましても、これは通商産業大臣が標準額を告示するというのだけございまして、それ以上の規定はございません。そういう意味で、片方は業法に基づいて定められた指導価格、もう一つは、いわゆる通商産業省設置法一般においてその権原のもとに行う指導価格、こういうことで両方を考へておるわざでございます。その意味におきまして、九月二十七日のOPEC以後、何らかしらの指導価格制度をしくと、このことでつきましては、設置法に基づく指導価格をとるか、あるいは石油業法に基づく標準額をとるかにつきまして、いろいろ議論をし、またその問題につきましては、独禁法の関係もいろいろございましたために検討いたしまして、一応十月の終わりに発表いたしましたのは、指導価格と申しますより参考価格ということがござります。ただ、標準価格を出すことにつきましては、標準価格制度が適当ではないかといふことで、大体そういう結論に達しておつたわけでござります。ただし、標準価格を出すことにつきましては、これは石油審議会の議を経なければなりませんので、一応内部的にはそういう結論になつておつたわけでございます。

そこで、十月三十日に発表いたしたナフサとC重油の価格がございます。

それから、十一月二十八日だったと思いますが、石油審議会の議を経ましてガソリン、ナフサ及びC重油で定めましたものは、石油業法十五条に基づく標準額ということで行つたわけでございました。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、両方とも一つの行政指導価格だというふうに私ども考えておりますが、やはり、石油業

法にはつきりと標準額の制度がある以上、そちらを適用した方がよいのではないかという議論が非常に多く、また、石油審議会に諮りましたときに、むしろ標準額でやるべきだという議論であります。そこで、第一回目にやつたときには標準額で決定をし、これを通商産業大臣の名前で告示の形で出した、こういう経緯でございます。

○森下昭司君 まあ設置法、石油業法、それから標準額と、それからいわゆる行政指導、つまり、設置法に基づく価格指導というものは、いずれも一つの指導価格制度だ、こういうふうに考えています。

と申しますのは、石油業法十五条におきましても、これは通商産業大臣が標準額を告示するというのだけございまして、それ以上の規定はございません。そういう意味で、片方は業法に基づいて定められた指導価格、もう一つは、いわゆる通商産業省設置法一般においてその権原のもとに行う指導価格、こういうことで両方を考へておるわざでございます。その意味におきまして、九月二十七日のOPEC以後、何らかしらの指導価格制度をしくと、このことでつきましては、設置法に基づく指導価格をとるか、あるいは石油業法に基づく標準額をとるかにつきまして、独禁法の関係もいろいろございましたために検討いたしまして、一応十月の終わりに発表いたしましたのは、指導価格と申しますより参考価格という表現を使わざるを得ないのか、それをお尋ねいたします。

○政府委員(増田実君) 私どもの方は、いま先生の指摘されました十月の終わりに参考価格を発表いたしました時点では、今回の価格の問題につきましては、標準価格制度が適当ではないかといふことで、大体そういう結論に達しておつたわけでござります。ただ、標準価格を出すことにつきましては、これは石油審議会の議を経なければなりませんので、一応内部的にはそういう結論になつておつたわけでございます。

そういう意味で、この十月の三十日にとりあげたナフサとC重油二品目だけの参考価格を発表いたしましたのは、標準額を決めますまでには石油審議会の議を経なければならないということで、まあ時間がかかるということで、一応経過的に二品目だけを挙げまして、私どもの方で計算いたしました金額で、さしあたりこれで石油会社が必要な会社と交渉してもらいたい、そのときの参考の価格であるということで、これは石油会社だけ

に示しまして、そして、この役所で計算いたしまして価格を参考にしてひとつ需要者とよく話し合つてもらいたい、こういうことで出されたわけでございます。そういう意味から言いますと、いまの参考価格の性格が、いわゆる行政指導価格というものに比べましては非常に弱い性格のものである

うと。それで、先ほど言いましたように、標準額を決めるまでの一応暫定緊急措置として発表いたしましたので、第二回目にやつたときには標準額で決定をし、これを通商産業大臣の名前で告示の形

で出した、こういう経緯でございます。

○森下昭司君 これはひとつ大臣にお尋ねしますが、私は五月二十九日、本委員会におきまして、行政による介入、すべて行政指導だ、いざれにいたしましても出てきた回答、結果論は、行政指導による価格であるというお話をですが、それならば、なぜ十月の末に第一段階の値上げを実施をする場合に、いわゆる設置法に基づきまして価格介入を行つて参考価格と呼ばざるを得なくなつたのか。長官の言う、設置法によろうが、石油業法によろうが、また行政介入の指導価格によろうが、すべて行政指導価格だという見解が成り立つならば、十月末の価格もまた指導価格として発表しても差し支えなかつたのではないかと思うのでありますが、なぜ参考価格という表現を使わざるを得ないのか、それをお尋ねいたします。

○政府委員(増田実君) 私どもの方は、いま先生の指摘されました十月の終わりに参考価格を発表いたしました時点では、今回の価格の問題につきましては、標準価格制度が適当ではないかといふことで、大体そういう結論に達しておつたわけでござります。ただ、標準価格を出すことにつきましては、これは石油審議会の議を経なければなりませんので、一応内部的にはそういう結論になつておつたわけでございます。

いま長官の御発言を聞いておりますと、十月末の参考価格は、C重油とナフサだけ二品目についての緊急措置だというお話をありますが、私は、十月末にC重油とナフサだけを、二品目だけを緊急措置をしなければならぬ条件というのがあった

のかどうか疑問視せざるを得ないのですよ。これは明らかに五月二十九日の私の質問に対する答弁と、現に通商産業省がやりになつておりまする標準額に至る経緯とは、合つてないんですよ。私は、できるならばこの標準額を決定する際に答弁と、この五月二十九日の答弁にこだわるわけではありませんが、業界再編成の問題はどうあるべきか。また、各企業が再編成に至るまでの体質改善についてはどうあるべきかというような具体的な

付隨する問題も、やはり総合エネルギー調査会で
すか、そこで時期的に合うような形において答申
が得られるようにはやはり考慮すべき、また配
慮すべき事項ではなかったかと思うんであります
が、五月二十九日の答弁を前提として今回に至つ
た経緯について、妥当とお考えになつておるのか
どうか、お尋ねいたします。

の大きな課題があるわけでござります。一つは、石油價格が非常に大幅な逆ぎやになつておりますので、経営が破綻寸前に来ております。何とかこの破綻寸前の経営状態を立て直すということが第一の課題でございまして、そのためには價格問題を需要家との間に再調整しなければならぬといふ一つのこういう大きな課題がござります。

それからもう一つは、御案内のような状態で、石油業界は非常な乱立状態にあります。体質が非常に弱い。でありますから、体質の強化ということですがどうしても必要であります。そこで、いま考えておりまます手順といったしましては、とにかくこの価格の問題は緊急を要しますので、先ほど長官が申し述べましたような方法で、とりあえず価格問題を解決いたしまして、経営を軌道に乗せまして、そして引き続いて体質強化に取り組んでもらう、こういうスケジュールでいま作業を進めておるわけでございます。

○森下昭司君 この逆ぎや問題は何もことし、先ほど長官がお答えになつた九月二十七日、O P E C が約一〇%の原油を値上げした時点で始まつたわけではないんであります。これは、四十八年の石油危機以来の状況の中で長年続いた結果、赤字経営にならざるを得なかつたと、石油業界はそういう説明をいたしております。いろんな意見もあるようですが、そのことは別におきましても、要するに、そういう逆ぎや現象というものが、もうここ少なくとも一年有半続いておつたという経過の中では、私はこだわるわけではございませんが、五月二十九日に大臣からそういう御答弁をいたしております。

でありますとか、いろんな点が必要だということはあります。私自身はそのときに十分承知もいたしておりまするし、大臣の石油価格の決定もそういったこと踏まえて、将来日本における石油業界はどうあるべきかという前提で私はお答えをいただいたものであると思うのであります。いまの答弁では私非常に不満でありますし、また、今回の石油価格の改定といらものが、いま申し上げた体質改善等に一応の寄与をするかしないか、あるいは本の石油業界はどうあるべきかという点についての関連性については、私認めるにはやぶさかでございません、しかし、通産省当局の指導といふ点については、何だか一貫性のないということ率直に感ぜざるを得ないのであります。

私け 再三新聞報道あるいは衆議院の商工委員会等における高橋公正取引委員会委員長の答弁あるいは新聞報道、談話等を見てまいりまする。終始一貫公正委員会は今まで、ガイドラインを示しまして価格を指導するということは、これ間違いである、それはカルテルにつながる方向非常になりやすいといふような見解を実はおとになつておりますて、石油業法第十五条というのがあるのであるから、業法によって価格改定を行つてみたらどうなんだということを非常に強されたといふように理解をいたしておりますがこのいわゆる公正取引委員会の見解といふもの通産省の今回の標準額の決定に大きな影響を与えたのではないかと思うんですが、その点たのではないかと思うんですが、その点について長官にお尋ねいたしました。

○政府委員(増田実君) 私どもも公正取引委員会の意見につきましては、これは事務的にも十分に御意見をもつておりますので、公正取引委員会委員長の御意見も、私どもが今回標準額をとることに至りました決定の一つの要素にはちろんなつておるわけでござります。

ただ、この独禁法違反と行政指導価格との関係について業界間でいわゆるカルテル行為、談合

為といふものが行われば、これは独禁法違反でござりますので、標準額が定まつたからといって、それすべて独禁法違反になるとは思つておりません。その点につきましても、十分公正取引委員会との間で意思統一をいたしましてこの問題に当たりたい。つまり私どもとしては、絶対独禁法違反のようなことが起こらないように十分行政指導を行つていきたい、こういうふうに思つております。

○森下昭司君 そこで公正取引委員会にお伺いをいたしますが、いまいみじくも増田長官は、拘束性のないガイドラインの設定で行う、つまり、この石油業法第十五条は拘束性がありません、したがつて独禁法違反ではないという見解であります。が、後段でお述べになりましたように、ただ運用ですね、運用と申しますか、石油会社の要するに動ききいかんによつては独禁法違反になるおそれがあるというようなお話をあります。この点について公正取引委員会はどういうお考えですか。

○政府委員(水口昭君) この石油業法第十五条に基づきます標準額、これはただいま通産省の方からお答えになりましたように、あくまで標準額でございまして、強制力を持つたものではございません。しかし、これは石油業法という法律に基づくものでございますから、この法律によつておやりになることについては、公正取引委員会として異存はございません。ただ、この標準額の陰に隠れてと申しますか、石油業界の間でカルテル的な行為がありますれば、それは標準額が定められておられるからとも、そういうカルテル的な行為をすれば当然に違法になるということは、ただいま通産省からお述べになつたとおりでございます。

○森下昭司君 そこで、もう一つお尋ねいたしましたが、仮に拘束性のないガイドラインの設定が可能だいたしましても、そのガイドラインそのものの妥当性あるいは正当性と申しますか、そういうものについての公正取引委員会のお考え方はあるんですか。妥当性がこのガイドラインにあるの

かうか。
○政府委員(水口昭君) 公正取引委員会をいたしましては、価格というものは、自由な競争を通じてその需要と供給の関係を基礎として定めるべきものであるというのがあくまで基本でございます。しかしきわめて異例な、あるいは特殊な場合に政府がこれに介入をする、本来望ましくないのに基づく行政指導、これによつて価格介入を得ないという場合には、やはり法律に基づいてやるのが正しい態度ではなかろうか。単に設置法に基づく行政指導、これによつて価格介入をする、あるいは生産数量を制限するというふうなことは望ましくないというのが、一貫した公取の見解でございます。

○森下昭司君 そこで、再び増田長官に実はお尋ねをいたしますが、この前の昭和三十七年ですか、あのときに、いわゆる標準額というものが決められまして、その標準額が實際に浸透いたしましたのは、二年間ぐらいの期間を経て、そして二年後に浸透いたしましたけれども、実勢価格に合つたというだけで、いわば業法十五条で言う標準額は形骸化したのではないだろかというふうな批判が実は残されたわけであります。

そこで、皮肉な見方をいたしますと、今回の標準額の決定並びにこの実施に当たりましては、一度と再び形骸化を起さないというようなことから、逆に見れば、通産省の行政指導能力がテストされている、つまり、標準額が実勢価格として業界に浸透するかどうかということは通産省の指導いかんだと言われているわけであります。先ほどあなた自身御指摘になりましたように、カルテル行為が業者同士で行われないといたしましても、通産省の行政指導が強力に行われれば、結果論から見ますとカルテル行為と同じような結果が生ずるおそれがある。そこで、通産省の今後の行政指導の方針といふものは、限界としてはどの程度だというふうにお考えになつてゐるのか、もしも具体的にお答えがいただければ幸いだと思いま

す。

○政府委員(増田実君) 標準額を定めまして、私どもはこれにつきましてはできるだけ早くこの価格に石油価格が到達するということが望ましいものとあらうに考えております。そのために、需要業界とそれから石油業界の間で、両者間で十分話し合いが行われ、石油業界のいまの逆さや状況、ことにOPEC値上げによってさらに加わりました逆さやというものを需要者側が十分理解をして、そして、石油産業が存立の危機に立つておると、ということを理解して協力を願うということで価格交渉が行われることを望んでおるわけでござります。そういう意味で、先ほど先生からお話をしました、昭和三十七年にありました標準額といふものが相当長期にわたってそれに達しなかつたし、また、これにつきましても形骸化しているといふことの批判があるわけですが、私どもの考え方といつしましては、この十二月一日の告示で発表いたされました三品目の価格につきましては、需要業界ができるだけ早くこの額といふことで石油を購入するということが望ましいものと思つております。

ただ、御存じのように、いま需要業界も非常に苦況にあります。そういう意味で、一挙にこの価格に達成するということはなかなか困難な点があると思つております。全体の経済がやはり立ち直らなければそれだけの余裕がないと申しますか、むしろ、需要業界において相当大きな犠牲も負担せざるを得ないということになるわけでございますが、ただ、標準額と相当差のあるままの価格が続きますと、石油業界がこのままでは成り立つていかない。成り立つていかないと、石油を原料として使つております各需要業界にも悪い影響を与える。それがひいては国民生活にも全般的な影響を与えるということで、そのつらさといふもの、あるいはOPECの値上げによりますいわゆる犠牲と申しますが、その逆さやというものを需要業界の方も十分理解して、そしてできるだけ早くこれに達成するということが望ましいと思つてま

す。

それで、先生のお尋ねのように、通産省が自己的標準額の決定を、権威にかけて強引にこれに達成させるとということには私は考えておりません。やはり需要業界が十分石油業界の苦況を理解し、話合いが行われ、石油業界のいまの逆さや状況、ことにOPEC値上げによってさらに加わりました逆さやというものを需要者側が十分理解をして、そして、石油産業が存立の危機に立つておると、ということを理解して協力を願うということで価格交渉が行われることを望んでおるわけでござります。そういう意味で、先ほど先生からお話をしました、昭和三十七年にありました標準額といふものが相当長期にわたってそれに達しなかつたし、また、これにつきましても形骸化しているといふことの批判があるわけですが、私どもこれをお説教していただきたいと思うのですが、なほ出光が拒否をしているというよう

するように、私どもこれを説教していただきたいと

いうふうに思つております。

○森下昭司君 まあ、言葉の上では私はそうなら

ざるを得ないと思うんですが、実際問題と

いたしましては、まず、ことしは十一年ぶりに五

年度度の石油供給計画が年度途中で改定になつた

わけですね。これは私は、景気の見通しの誤りと

いうことも一つあると思うんです。まあ大臣は第

四次不況対策まで実施をさせるほど努力をなさ

つたようではあります、景気の回復がない。

私も五月二十五日、長官にお尋ねいたしました

ときは、変える考え方はないというお答えになり

ましたが、その後変更になつたわけであります

が、私どもの立場でものを見ますと、もともとこ

の生産計画といふもの、供給計画といふものは長

年の生産計画といふもの、供給計画といふものは長

期のいわゆるエネルギー政策、そして当年度の工

業生産との見合いの中から生まれてきたものであ

ります。

しかし、この石油化学工業はどういうことをい

まやつておるかといふと、これは通産省の指導

で、ずっとこの九月以来生産の計画を変更して減

産をしているわけであります。たとえば、一番よ

く利用されておりまする高圧ポリエチレン、ある

いは中、低圧ポリエチレン、ポリプロピレンの三

つの樹脂関係につきましては、生産が三分の一ぐ

らいに、八月に比べますと九、十は減ってきてお

るはずであります。その結果加工業者に卸します

りをしておる。末端の中小零細企業のこういう樹

脂加工メーカーといふものは非常に苦しんでおる

というのが今日の実態ではないかと私は思うで

あります。

これは明らかに、通産省の示しましたいわゆる

石油化学工業におけるガイドラインによる生産

の減少、これが一齊に各社が遵守したところに問

題があるのでないだらうか。いわばプラスチック

加工メーカーは兵糧攻めに遭つて無理やり値上

げをのまされた形になつておる。で、独禁法の網

の目をくぐつたカルテル値上げと言われても仕方

がないというような実は批判があるわけでありま

す。であります、最近通産省は、先ほど申し上

ておりますが、第二段階の生産減少計画といつし

まして、来年はこの標準額を浸透させるという意

味ではございませんけれども、来年は相当思い切

った減産を各石油精製会社等に指導するというこ

とが言われておりますが、そのいわゆる減産の実

態について見通しを明らかにしていただきたいと

思います。

○政府委員(増田実君) まず、お尋ねありました

九月の生産供給計画の変更でございますが、これ

はことしの四月から七月の実績が出てきました

これが供給計画と比較いたしました、実績が七・

四%の減少、まあ非常に経済の落ち込みがはなは

だしくて、特にナフサとC重油が大幅に需要が落

ち込みましたために、供給計画で組みました数字

に比べて、いま申し上げましたように実績が七・

四%も落ちたということで、これを需要と供給と

均衡するようなものに直さなければならないとい

うことで、九月に改定いたしたわけでござい

ます。

○政府委員(増田実君) まず、お尋ねありました

九月の生産供給計画の変更でござりますが、これ

はことしの四月から七月の実績が出てきました

これが供給計画と比較いたしました、実績が七・

四%の減少、まあ非常に経済の落ち込みがはなは

だしくて、特にナフサとC重油が大幅に需要が落

ち込みましたために、供給計画で組みました数字

に比べて、いま申し上げましたように実績が七・

四%も落ちたということで、これを需要と供給と

均衡するようなものに直さなければならないとい

うことで、九月に改定いたしたわけでござい

ます。

○政府委員(増田実君) まず、お尋ねありました

九月の生産供給計画の変更でござりますが、これ

はことしの四月から七月の実績が出てきました

これが供給計画と比較いたしました、実績が七・

四%の減少、まあ非常に経済の落ち込みがはなは

だしくて、特にナフサとC重油が大幅に需要が落

ち込みましたために、供給計画で組みました数字

に比べて、いま申し上げましたように実績が七・

四%も落ちたということで、これを需要と供給と

均衡するようなものに直さなければならないとい

うことで、九月に改定いたしたわけでござい

ます。

○政府委員(増田実君) まず、お尋ねありました

九月の生産供給計画の変更でござりますが、これ

はことしの四月から七月の実績が出てきました

これが供給計画と比較いたしました、実績が七・

四%の減少、まあ非常に経済の落ち込みがはなは

だしくて、特にナフサとC重油が大幅に需要が落

ち込みましたために、供給計画で組みました数字

に比べて、いま申し上げましたように実績が七・

四%も落ちたということで、これを需要と供給と

均衡するようなものに直さなければならないとい

うことで、九月に改定いたしたわけでござい

ます。

○政府委員(増田実君) まず、お尋ねありました

九月の生産供給計画の変更でござりますが、これ

はことしの四月から七月の実績が出てきました

これが供給計画と比較いたしました、実績が七・

四%の減少、まあ非常に経済の落ち込みがはなは

だしくて、特にナフサとC重油が大幅に需要が落

ち込みましたために、供給計画で組みました数字

に比べて、いま申し上げましたように実績が七・

四%も落ちたということで、これを需要と供給と

均衡するようなものに直さなければならないとい

うことで、九月に改定いたしたわけでござい

ます。

○政府委員(増田実君) まず、お尋ねありました

九月の生産供給計画の変更でござりますが、これ

はことしの四月から七月の実績が出てきました

これが供給計画と比較いたしました、実績が七・

四%の減少、まあ非常に経済の落ち込みがはなは

だしくて、特にナフサとC重油が大幅に需要が落

ち込みましたために、供給計画で組みました数字

に比べて、いま申し上げましたように実績が七・

四%も落ちたということで、これを需要と供給と

均衡するようなものに直さなければならないとい

うことで、九月に改定いたしたわけでござい

ます。

○政府委員(増田実君) まず、お尋ねありました

九月の生産供給計画の変更でござりますが、これ

はことしの四月から七月の実績が出てきました

これが供給計画と比較いたしました、実績が七・

四%の減少、まあ非常に経済の落ち込みがはなは

だしくて、特にナフサとC重油が大幅に需要が落

ち込みましたために、供給計画で組みました数字

に比べて、いま申し上げましたように実績が七・

四%も落ちたということで、これを需要と供給と

均衡するようなものに直さなければならないとい

うことで、九月に改定いたしたわけでござい

ます。

○政府委員(増田実君) まず、お尋ねありました

九月の生産供給計画の変更でござりますが、これ

はことしの四月から七月の実績が出てきました

これが供給計画と比較いたしました、実績が七・

四%の減少、まあ非常に経済の落ち込みがはなは

だしくて、特にナフサとC重油が大幅に需要が落

ち込みましたために、供給計画で組みました数字

に比べて、いま申し上げましたように実績が七・

四%も落ちたということで、これを需要と供給と

均衡するようなものに直さなければならないとい

うことで、九月に改定いたしたわけでござい

ます。

○政府委員(増田実君) まず、お尋ねありました

九月の生産供給計画の変更でござりますが、これ

はことしの四月から七月の実績が出てきました

これが供給計画と比較いたしました、実績が七・

四%の減少、まあ非常に経済の落ち込みがはなは

だしくて、特にナフサとC重油が大幅に需要が落

ち込みましたために、供給計画で組みました数字

に比べて、いま申し上げましたように実績が七・

四%も落ちたということで、これを需要と供給と

均衡するようなものに直さなければならないとい

うことで、九月に改定いたしたわけでござい

ます。

○政府委員(増田実君) まず、お尋ねありました

九月の生産供給計画の変更でござりますが、これ

はことしの四月から七月の実績が出てきました

これが供給計画と比較いたしました、実績が七・

四%の減少、まあ非常に経済の落ち込みがはなは

だしくて、特にナフサとC重油が大幅に需要が落

ち込みましたために、供給計画で組みました数字

に比べて、いま申し上げましたように実績が七・

四%も落ちたということで、これを需要と供給と

均衡するようなものに直さなければならないとい

うことで、九月に改定いたしたわけでござい

ます。

○政府委員(増田実君) まず、お尋ねありました

九月の生産供給計画の変更でござりますが、これ

はことしの四月から七月の実績が出てきました

これが供給計画と比較いたしました、実績が七・

四%の減少、まあ非常に経済の落ち込みがはなは

だしくて、特にナフサとC重油が大幅に需要が落

ち込みましたために、供給計画で組みました数字

に比べて、いま申し上げましたように実績が七・

四%も落ちたということで、これを需要と供給と

均衡するようなものに直さなければならないとい

うことで、九月に改定いたしたわけでござい

ます。

○政府委員(増田実君) まず、お尋ねありました

九月の生産供給計画の変更でござりますが、これ

はことしの四月から七月の実績が出てきました

これが供給計画と比較いたしました、実績が七・

四%の減少、まあ非常に経済の落ち込みがはなは

だしくて、特にナフサとC重油が大幅に需要が落

ち込みましたために、供給計画で組みました数字

に比べて、いま申し上げましたように実績が七・

四%も落ちたということで、これを需要と供給と

均衡するようなものに直さなければならないとい

うことで、九月に改定いたしたわけでござい

ます。

○政府委員(増田実君) まず、お尋ねありました

九月の生産供給計画の変更でござりますが、これ

はことしの四月から七月の実績が出てきました

これが供給計画と比較いたしました、実績が七・

四%の減少、まあ非常に経済の落ち込みがはなは

だしくて、特にナフサとC重油が大幅に需要が落

ち込みましたために、供給計画で組みました数字

に比べて、いま申し上げましたように実績が七・

四%も落ちたということで、これを需要と供給と

均衡するようなものに直さなければならないとい

うことで、九月に改定いたしたわけでござい

ます。

○政府委員(増田実君) まず、お尋ねありました

九月の生産供給計画の変更でござりますが、これ

でござります。

それで、これができるだけ早目に直さなければならぬということで、先ほど申し上げましたようすに十月の三十日に、標準額を決めます前に一応参考額を示しまして、石油会社から石油化学工業会社に対する交渉を促進させるということでしたしたわけでございます。その間におきまして、いまお話をありました出光と住友化学の間の供給停止の問題が若干あったわけでございますが、私どもは、基本的には石油というものは産業の基礎燃料でござりますので、価格交渉の武器として供給停止を行うということは、これはやるべきことじやないという基本的姿勢に立っております。そういうことで、この供給停止の問題につきましては、私どもが中に入りまして、一応解決したわけでござります。

ただ、ここで一言申し上げたいのは、価格につきまして、何ら価格を決めないでそして供給を続けるということは、非常な、ことに逆ぎやになつてゐる品目につきまして値段を決めないで、ただ数量だけよこせということにつきましては、これは原料である点からいへばいたし方ないと思いますがやはり需要業界も、この価格の交渉についてはできるだけ早くテーブルに着いて両者の言い分をお互い述べ合つて、そして理解と協力のもとに価格を決定してもらいたい。ただ、値上げを要求する、それに対しましてゼロ回答で席に着かない。そうすると切る、切らないということは、私どもは非常に不幸な事態だと思います。そういうふうに思つております。

○森下昭司君 いまお話があつた中で、実際は本当に安く抑えられておつた反動がいまあらわれているというふうによく言われておるわけあります。ですが、価格は、何度も繰り返すようあります。それが、自由経済行為でありますから、需給の関係によつて決められるというならば、いま長官が言われましたように、当事者同士が話し合いで決め

ていくというような形態がとられるることは望ま

いのであります。今回の標準額の決定にあたりまして、各関連産業の代表者等の言を見る限りは、押しつけだ、非常に高いというようなことが参考額を示しまして、石油会社から石油化学工業会社に対する交渉を促進させるということでしたしたわけでございます。その間におきまして、いまお話をありました出光と住友化学の間の供給停止の問題が若干あったわけでございますが、私どもは、基本的には石油というものは産業の基礎燃料でござりますので、価格交渉の武器として供給停止を行うということは、これはやるべきことじやないという基本的姿勢に立ております。そういうことで、この供給停止の問題につきましては、私どもが中に入りまして、一応解決したわけでござります。

ただ、ここで一言申し上げたいのは、価格につきまして、何ら価格を決めないでそして供給を続けるということは、非常な、ことに逆ぎやになつてゐる品目につきまして値段を決めないで、ただ数量だけよこせということにつきましては、これは原料である点からいへばいたし方ないと思いますがやはり需要業界も、この価格の交渉についてはできるだけ早くテーブルに着いて両者の言い分をお互い述べ合つて、そして理解と協力のもとに価格を決定してもらいたい。ただ、値上げを要求する、それに対しましてゼロ回答で席に着かない。そうすると切る、切らないということは、私どもは非常に不幸な事態だと思います。そういうふうに思つております。

○森下昭司君 いまお話があつた中で、実際は不

お見えになりませんので、また、後ほどの機会にひとつ譲りたいと考えております。しかし、もしもこの新聞報道が事実だとすれば、この高橋委員長は「生産数量にガイドラインを設けることは、カ

ルテルに至らない限り目くじらを立てるつもりは

ない。需給をある程度引き締めるためにガイドラ

インによるしおりをかけるのは急激な値上がりを誘わない限り仕方がない」と言うが、この見解と

いうものは先ほどお話があつたように、独禁法の

たてまえからいって疑問はないのかどうか、お尋ねいたします。

○政府委員(水口昭君) 私、高橋委員長が述べた

お尋ねをいたしかつたのであります。きょうは後ほどまた質問いたします。

そこで、公正取引委員会にちょっとお伺いいた

しますが、新聞の報道によりますと高橋委員長

は、押しつけだ、非常に高いというようなことが

実は強調されているわけであります。価格の問題

は後ほどまた質問いたします。

でござります。

それで、これをできるだけ早目に直さなければならぬということで、先ほど申し上げましたよ

うに十月の三十日に、標準額を決めます前に一応参考額を示しまして、石油会社から石油化学工業

会社に対する交渉を促進させるということです

たしたわけでございます。その間におきまして、

いまお話をありました出光と住友化学の間の供給

停止の問題が若干あったわけでございますが、私

どもは、基本的には石油というものは産業の基礎

燃料でござりますので、価格交渉の武器として供

給停止を行うということは、これはやるべきことじやないという基本的姿勢に立ております。そ

ういうことで、この供給停止の問題につきましては、これ

は原料である点からいへばいたし方ないと思いま

すがやはり需要業界も、この価格の交渉について

はできるだけ早くテーブルに着いて両者の言い

分をお互い述べ合つて、そして理解と協力のもと

に価格を決定してもらいたい。ただ、値上げを要

求すると、それに対しましてゼロ回答で席に着か

ない。そうすると切る、切らないということは、私

どもは非常に不幸な事態だと思います。そういうふうに思つております。

○森下昭司君 いや、私がお尋ねいたしております

のは、そういう最も最小限度の値上がりは趨勢とし

て認めざるを得ないということはわかりますが、たとえば、いま私がボリュームの問題を出して

まいりましたが、生産数量を削減させることによつて価格問題を末端において上げていく、これは

実態はそうなつてゐるんですから。そういうよう

なことは関連各企業についてもおやりになる考

えがあるのかどうかということなんですね。

○政府委員(増田昇君) 需要産業がこの石油価格

の上昇を受け入れて、そして今後どうしよう

にいわゆるガイドラインを示して削減をするとい

うことは、事実上価格にはね返るような行政指導とい

うものは行うべきではない。たとえば、いま申し

上げた石油化学工業におけるボリュームの生産

のいわゆるガイドラインを示して削減をするとい

うことは、事実上価格にはね返るような行政指導とい

うものは行うべきではない。たとえば、いま申し上げた石油化学工業におけるボリュームの生産のいわゆるガイドラインを示して削減をするとい

うことは、事実上価格にはね返るような行政指導とい

うものは行うべきではない。たとえば、いま申し上げた石油化学工業におけるボリュームの生

うようなやり方は、私はすべきではないと思うの
であります。もしも私の質問で、化学工業界のポ
リエチレン関係についての生産ガイドを通産省が
指導していないといふならしないでいいんです。
はつきりしてもらわねばいいんです。もしも指導
していることが事実だとすれば、それはいま大臣
がお答えになりますように、結果論においては価
格に反映するわけでありまするが、そういうよう
な行政はやるべきではないということだと思うの
でありまするが、この点についてお答えをいただき
たい。

○政府委員(増田寅君) 生産につきましてのいわ
ゆるガイドラインといふものにつきまして、私も
昔、鉄鋼行政をやっておつたことがあります。
これは四半期別に一応公開の生産のガイドライン
を示して、過剰生産あるいは過小生産にならない
よう通産省がそれを示すということは、これは
従来からもやつておつたわけでございます。そう
いう意味で、やはり政府が一つのガイドラインを
示して、そしてその生産が過剰、過小にならない
ようにするという制度は従来から続けてきたわけ
でござりますので、ガイドラインの性格もいろい
ろあると思いますが、ガイドラインそのものがす
べていかぬということではないというのが、私の
所管とは離れまするが、考え方でございます。

○森下昭司君 大臣に重ねてお伺いしますけれど
も、長官は、所管事項ではないと、いうお話をあり
まして、一般論でお述べになつたようではあります
が、私は実態問題といいたしまして、そういう生産
のガイドラインを示すことが価格にはね返つてい
ることは否定できないのです。そういう否定でき
ないような現状下におきまして、石油関連企業に
ついての指導価格等については一切今後介入をし
ないというお答えがあつたわけでありますから、
そういうような問題については、通産省がはつき
りとした態度をとるべきではないかというふうに
私は思うのですが、その点はどうですか。

○國務大臣(河本敏夫君) 今回、石油に対してこ
ういう措置をとりました理由につきましては、長

官からも詳しく述べ申上げたとおりでございまして、石油業界がこのままではもう崩壊寸前になつておる、それでは日本のエネルギーの中で一番大事な役割りを果たしております石油の安定供給ができない、産業全体に大きな影響がある、これほんと申しますか、需給関係によつて自然に値段が決まる、こういうことでなければならぬと思うのです。私は、今回の措置というものは特例中の特例である、こういうふうに理解をいたしております。

そこで、今度の値上げによりまして大きな影響を受ける産業といえば電力でありますけれども、電力の方は比較的体力も強うございますので、電力業界に対しては、石炭の値上げ、石油の値上げもあるけれども、できるだけこれを吸収して、今年度は値上げしないように、とにかく来年以降の課題として持ち越してもらいたい、こういうふうに言つておるわけでござります。

鉄鋼業界なども若干の影響を受けますけれども、しかし、これは全体の経営規模が非常に大きいいわけでありますし、年間に使用する数量もほんの一千万トンと、こうしたことありますから、若干のC重油の値上がりがありましても、これは全体の経営から考えますと大したことはない。むしろ、紙とかセメントなんかがある程度の影響を受けまして、これは比較的体質が弱いものですから、やっぱり若干の値上げ問題等も起こつてくるのではないかと考えております。しかし、いずれにいたしましても、若干の影響を受ける業界にござましても、できるだけこれを合理化によつて吸収してもらう、そしてできるだけ値上げは避けらる、こういう努力をしてもらいたいと思います。ただししかし、どうしても合理化で吸収できないものは、これは万やむを得ないと想いますけれども、そういうふうにそれぞれ担当の局からそれぞ

の業界に対してもう一つの趣旨のことを言わしておきます。
そういうことでございますから、今度の石油の
値上げが産業界全体にこれが起爆剤になりまして
値上げムードが起らないように、十分気をつけ
てやってまいりたいと思います。
○森下昭司君 それでは私、価格問題のさらにも
よつとしさいなことをお尋ねいたしておきたいと
思うのであります。
今回の標準額の算定に当たりまして、いろいろ
計算の係数等が出ておりますが、その中で企業の
利潤をどう見るかという点について相当の論議が
あったようであります。その結果、一応數字的に
は百八十円の係数として上乗せをする、そして配
当は公営事業並みの配当ができるようにするとい
ふことが伝わっておるわけでありますが、一応この
公営事業並みの配当にしたというのは、標準額として
行政指導をした結果、そういう考え方方が生
まれてきたのか、石油企業の実態からいって百八十
円を上乗せをすればこの程度の配当ができると
お考えになつて決めたのか、その辺を明らかにし
ていただきたいと思います。
○政府委員(増田実君) ただいまお話をありまし
たように、今回の標準額を算定いたします基礎と
して石油製品全体のコスト計算をいたしました。
そのコスト計算の中にこの利潤を入れるか入れな
いかにつきましては、いまお話のありましたよ
うに、いろいろ議論がございました。御指摘ありま
したように、百八十円の利潤といふものを込め
てコスト計算をして、それから標準額を割り出
したというのが今回の石油審議会で決まりました
結論でございますが、この利潤につきましては、
最小の利潤を入れるということで百八十円として
計算されました基礎は、資本金に対しまして八%
の配当が可能な計算ということで、これは八%の
配当金とそのための必要な準備金、それから生
人税というものを全部計算いたしまして、百八十
円として計算いたしたわけですが、ただ、いま生
人がおつしやられましたように、石油企業が全額

八%の配当をすべきだと、こういうことでは計算しておません。また、そういう考え方ではございません。ただ、政府が一つの価格というものを発表いたしますに当たりまして、これを利潤を全然なしにするというのではなくて現在の経済体制からいつておかしいんではないか。たとえば電力料金を算定いたしますときにもフェアリターンとして一定の利潤に値するものは組み込むわけでござります。そこで、いまのような考え方で百八十円組んだわけでござりますが、これが結果的には大体いまの石油企業のうちの、加重で計算いたしまして、六割がこれで収支を償う、それから四割の企業はもちろんその利潤もなく、それで収支ぎりぎりのところがこの点を超える、こういうことで相当この百八十円を上積みいたしましたが、それにもかかわらず石油業界の実態に照らすと非常につらい、つまり四割の企業がこれでは収支ぎりぎりの線より以下の査定を受けた、こういうことになるわけでござります。

それからもう一点は、従来非常に累積赤字、過去の赤字がござりますが、これについても一切見てないということ、先ほどの御質問に対するお答えとしては、こういう累積赤字があり、また四割以上がこれによって収支が償わないという計算でございますので、石油業界が八%の配当をするということを目指して計算いたしたわけではございません。先ほど申し上げましたような最小の利潤を組み込む、こういうことでござります。

○森下昭司君 そういたしますと、平たく言えば、今までの勘定はすべてたな上げをして、たとえばこの実施をされた時期から計算をすれば八%の利潤を生むということになるわけなんですね。

そこで私は、石油のいわゆる各販売会社の実態をながめてまいりますと、精製業者等を含めまして一応日本が五十年上期で一割二分、それからゼンネラル石油が一割、昭和石油が六分、この三社以外は皆赤字で、配当ゼロということになつておるわけであります、企業間の体質が違うからと言ふ

えばそれまでのことでございますが、同じような条件下と申しますか、それはメジャーとかいんなど民族系、外資系ございますが、平たく一様に言えど同じような条件下に置かれている中で、企業格差によってこれだけ利益率が違つてくるわけであります。そういう中におきまして、一般論として標準額八分の利潤を見込むということは赤字会社から見れば干天に慈雨かもしません。しかし、今度は一割二分を配当する日石の需要家から見れば、それほどその利潤を見込む必要はないでないか、多少のこの間に於いて格差があつていのではないかと。それを是正するためには、たとえば赤字会社に対しましては赤字を一時的な上げをして、新しい産業再編成をさして、いわゆる再出発させてもいいのではないかという問題も出てくると思うんであります。でありますから、既存の配当率とこの八分の問題はどういうふうに御判断なさったのか、この点重ねてお尋ねいたしました。

○政府委員(増田寅君) いま御指摘のありました中、たとえば日石が一割二分の配当を行つておるわけでございますが、これにつきましても、実際に日石のコストその他を計算いたしますと、そぞう余裕がある形ではございません。これは日石が精製を日石精という会社に全部やらしておるわけですがございますが、その日石精の方に相当赤字が積んであるということで、日石自身は経常収支その他の黒字が出ておりますが、実態から言いますとその下部の精製会社の方に相当大幅な赤字が積み込んであるということが言えるかと思ひます。

ただ、確かにいまおっしゃられましたように、企業によつて相当差がございまして、ことにいわゆる外資系の企業といつものがコスト的に安くなつております。それから、民族系の企業がコストが割り高になつておるということは、これはもう事実として否めないわけでござります。そういう意味で今回の標準額を策定するに当たりましては、私ども非常にその点を苦慮し、また、審議会の先生方もそのことについてどういう計算方法

が、先ほど御説明申し上げましたように、全部の石油企業の平均のコストをとりまして、そしてそれで標準額をはじいたわけでございます。ただ、その平均のコストに先ほど申し上げました百八十九円を加えたものですから、それが五〇%でなくして、六〇%はこれで收支ぎりぎりのところになるということでお一〇%ばかり上がったわけでござります。その結果、この四割の石油会社は今回の標準額に価格が達成いたしましてもやはり赤字が続く、累積赤字がさらにふえるという形になつております。また、一部の会社におきましてはこれによつて若干余裕が出るということは、これはやはり価格を一本で定めるに当たつては私はやむを得ないんじゃないのかと思ひます。ただこの標準額は、これは公定価格でもその他でもございませんので、やはりコストの安いところはそれなりにまたいろいろな意味の価格について、標準額でなくなりますよ。それをやるから業界が過当競争になりますよ。それをやるから業界が過当競争になりますよ。それより安く供給するということが行われてしかるべきものと個人的には考えております。

○森下昭司君 いや、いま最後の答弁が一番気になりますよ。それをやるから業界が過当競争になりますよ。すると個人的には考えるというふうに、日石はまあこうやって利潤を上げているのだから、日石の供給するナフサにしろC重油にしろ、何かわかりませんよ、需要家に安く供給できること、個人的には考えます。いま長官が言わされましたように、日石はまあこうやって利潤を上げているのすけれどもね。石連自体が、たとえば販売面で通産省の肝いりでつくった共石が非常に廉売をやつて、そうして値崩れの張本人だと指摘を受けるぐらいのことが行われておるわけですね。いま長官の後のこととは、個人的とお断りになりましたけれども、やはり取り消していただきなくちやいかな屈になるでしょ。ですから私は、いま長官の最物は売れなくなつてきますよ。標準額の浸透は前回と同様、二年間形骸化するか、三年間形骸化

するか存じませんけれども、意味がなくなるおそれがあると私は思うのでありますて、この点ひとつお取り消しを願つた方が妥当ではないだらうかということを率直に感じます。

○政府委員(増田実君) あるいは私の発言が不適切であったかとは思いますが、ただ標準額につきまして、全部の石油企業がこれとぴしゃり同じでなければならぬというふうには思つております。やはり価格につきましては、コストに差がありますので、そのコストに応じて若干の差があるのはこれはやむを得ない。そうしますと、やはりコストの安いところが標準額より若干安く売るということは、これはまあ現象的に当然あらわれると思います。

それからもう一つ、私どもの方でこれはけさ対馬先生に御答弁申し上げたんですが、灯油につきましては若干抑制するという政策をとつておりませんので、その分の負担がこれは見てないわけではありますから、そこら辺の負担を各業界に、これだけは実質的にはね返つて赤字累積の一つの原因になりますから、そこら辺に余裕を持たせたいというふうに考えております。ただ、確かに先生のおっしゃられますように、石油業界が体质が弱くて、そうして安定供給の任を果たすのに非常に不安定であるという原因是、御指摘のやはり乱売にあります。そういう意味で、この販売競争あるいはシェア獲得のための値下げをやって、そうして乱売をして、そうしてみずからその産業の体质を弱くすると、ということは、これは避けなければならない、こういうふうに思つております。

○森下昭司君 まあ日石が、灯油の精製のシェアはどの程度になつてゐるか存じませんけれども、私はいま申し上げましたように、業界みずからがやはり正すべきものは正していくという姿勢がなければいけませんし、もつと私は率直に言うならば、日本石油のようなところは、言うならば配当制限を勧告して、これこそ行政指導で勧告して制限してもいいと思うのです。そうして余った利益は、それこそ地元と交流を強化すると、もう意味が限つてないと思つます。そういうことを率直に感じます。

やありませんが、防災対策とか保安対策とか、それから地元のいわゆる環境保全のために使つてもらうというような政策を考え出しても、私は決して間違ではないと思うのです。そういう点で、これは一つの検討事項としていただきたいんです。

そこで、先ほど大臣から——公益事業部長にこれからガスでちょっとやりますから……。先ほど大臣から電気の問題についてはお話をありました。ことじゅうは値上げをしないというお話をあります。が、そこでもう一つだけ確認をしておきますが、この標準額が決まります前に、たしか北海道だったですか、北海道電力だけは電気料金の値上げを申請せざるを得ないということが言われているわけでありまして、さらにこのいま申し上げた標準額が決まりました今日では、その条件は切迫しておるのではないかと思うのであります。ことじゅう電気料金を値上げしないという大臣の御答弁の中に、北海道電力は入っているのか入ってないのか、それをまずお伺いします。

○國務大臣(河本敏夫君) 北海道電力も入っています。

○森下昭司君 そこで、実は今回のこの標準額が決まります前に、大臣は加藤電気事業連合会会長にお会いになりまして、電力業界は決して石油業界に迷惑をかけていない、言葉をかえて言えば、いわゆる逆ざや現象は電力業界では起きていないということの実は説明を受けられたようになります。私は、もしもこの加藤電気事業連合会長がおっしゃるような内容だといたしますと、ことじゅうころか、なお相当な期間電気料金は値上げをする必要はない、多少の企業格差はあるますが、一般論としては電気料金を値上げする必要はないというような感じがありますが、事業部長はどう思われますか。

○政府委員(大永勇作君) 加藤会長がお話しになつたのは私も新聞で見たことがござりますが、多分あの会長の言われた趣旨というのは、一つは、多少こういった標準価格の段位の整理に対しまし

すか、そういう気持ちもあったかと思います。それからもう一つの要素といたしましては、加藤会長がおやりになつております中部電力等におきましては、いわゆるローサルファの重油というのがかなりなウエートを占めております。そのローサルファの重油につきましては、価格の計算が從来から、これはミナス等の特殊な原油によるものでござりますから、個々に原価計算をいたしまして石油業界との間で値決めをしているというふうな実態がございまして、余り逆ざや現象にはなつてないという事実はござります。ただ、電力会社の使つております燃料といたしましては、ローサルファの重油だけではなくて、ハイサルファの重油、これは今度相当上がりましたし、それからナフサもやはり相当上がりますし、それから、原油の高騰に伴いましてLNG等の価格につきましても、やはり値上げ攻勢が相当厳しいわけございまますので、いわゆる電力料金への影響につきましては、これらの点を総合的に判断して考える必要があるというふうに考えております。

げは各社の企業合理化で解決をするというお話をございましたが、私は、いま申し上げたように、この加藤さんの御説明が正しいといたしますならば、ことしだけなく相当期間電気料金を値上げする必要はないというようにも思えます。が、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) 電力会社は、経営内容は個々に違うようあります。したがいまして、中には相当期間値上げをしないで耐えられるという企業もありましょうし、しかし中には、先ほど部長が言いましたような油以外の値上げのほかに石炭の値上げ等もありますので、比較的早い機会に値上げをしなければならぬ、こういう企業もあります。いずれにいたしましても、年々事情を聞きまして、どう取り扱うかということについてよく検討してみたいと思っております。

○森下昭司君 いま大臣の御答弁で年度という言葉がありましたら、ことじゅうというのは昭和五十年度という理解でいいんですね、電気料金値上げしないというのは。

そこで、次はガスです。次のガスは、私も新聞情報だけで恐縮ですが、安西日本瓦斯協会会長の談話によりますと、この標準額の決定に当たりまして会長は「大手ガス業者は個別折衝で段階的値上げに協力するが、中小企業者の八十数社は値上げ幅の大きいナフサを主原料とし、すでに赤字経営をしているので、値上げに応ずる余地は全くない。ただちにガス料金の値上げを申請すれば認められた時点でナフサ値上げを受け入れる。この点については通産当局の了承を得ている」という談話が出ています。こういう事実があるのかどうか、まず最初にお伺いいたします。

○政府委員(大永勇作君) ガス業者に対しますナフサ値上げの影響につきましては、今度の標準額設定の前にいろいろ議論があつたことは事実でございます。

○政府委員(大永勇作君) このナフサを使っておられます事業者は、大体、全ガス業者二百五十の中です九十事業者程度でございます。そのうちで、ナフサだけがなくてほかの原料を使っておるのもござりますし、それからナフサのみ使っておりますのが三十二ございます。それから、この九十事業者の中には大手の事業者もありますし、それから中小の事業者もあります。

それで、たとえば東京瓦斯とか大阪瓦斯といったような大手事業者におきましては、ナフサだけではなくて、最近LNG等の比率が相当高くなっています。こういうところにつきましては、今回のナフサの値上げはございましても、相当期間体力的に耐え得るというふうに考えられるわけですが、さいますが、ナフサの比重の多い中小ガス事業者につきましては、これは、ナフサの値上げがありましたならば、現在でも大部分が赤字会社でございますので、とても耐えられない。したがいまして、やはりこれにつきましては早晩料金改定といふことをナフサの値上げの浸透状況等にらみ合わせて考えていく必要があるけれども、値上げと言いましても、これは公聴会その他の手続もございまますので、やはりそれとの間に合わせでナフサの段階的な値上げについても十分配慮してほしいという話がございまして、それにつきましては石油部の方とも相談いたしまして、そういうことなどで考えて業界を指導するようにしてようということになつております。

とか国鉄の料金だとか、いろいろな点がすべて入ると思うのです。ですが、やはり行政当局みずからが手続を形骸化する傾向ということを否定できません。ですから私は、ナフサの値上げ問題を通じてのガス料金問題については、やはり実態というものを理解した上で法に基づく手続を通して産当局は進めたいという御回答をするのが一番いいのじゃないかと思うのです。それを、石油部と相談して云々というふうなことは、私は多少、業界との癒着という言葉がよく使われますから、そうだけは見たくなりませんけれども、そういう御答弁を聞きますと、そんな感じが実はするわけであります。

でありまするが、いまお話がありましたように、ナフサを主体としたしております三十二社、これは直接影響を受けるわけですね。それから、大手の方はどうやらかと申し上げますと、非常に企業自身の合理化の努力によってこれは解消することができる企業も多いと思います。そういう点について、一応このガス料金の値上げのめどについては、いまお話をあつた東京、大阪、東邦瓦斯、大きなところであります、こういう大手業者の値上げの時期は、いまの試算からいって大体どの時期になるだらうというような考え方を持っておいでになるのか、この点を明らかにしてもらいたいと思います。

○政府委員(大永勇作君) 先ほど大臣が申されましたように、大手ガス事業者、いまおっしゃいました東京とか大阪とか東邦といったような会社につきましては、これは、今年度内の値上げということはないと思っております。来年度に入りまして、影響度等を検討いたしまして考えるべきものというふうに考えておるわけでございます。

○森下昭司君 それでは、大蔵省お見えになつておると思いますんで、若干ガソリン税とそれから石油ガス税の問題についてお尋ねをいたしておきたいと思います。

これはどうしてお尋ねいたしますかと申し上げますと、一応予想されます昭和五十一年度の予

原案を作成するに当たりまして、歳入不足という観点から制度を改正いたしまして、ガソリン税並びに石油ガス税の大幅な引き上げが予定をされているというふうに聞いておりまして、一応私どもは三〇%程度ではないかと思いますが、ガソリン税並びに石油ガス税の引き上げの点についてどの程度お考えになつてあるか。

○説明員(島崎晴夫君) ただいま検討中でござります。御承知のように、二年前に揮発油税につきましては、暫定措置として引き上げが行われております。その期限が来年の三月に参りますので、これを延長するかどうかという問題がござりますけれども、現下の財政事情でございますから、撤廃というわけにはなかなかいかぬと思いますが、さてその後の措置をいたしまして、これを延長いたしますか、また延長するとしまして、どの程度の税負担をお願いするかということにつきましては、まだ政府部内でもまとまつた意見はございません。たゞいま検討中でございます。税制調査会の御審議を経て決めるということに相なるうと思つております。

○森下昭司君 いまお話をありましたように、ガソリン税は昭和四十九年度の税制改正の際に石油消費税等の増税を経て、いま二年間の臨時措置、暫定措置が切れるわけであります。ところが今度は制度を改正いたしまして、一般財源に繰り入れるという制度にいたしまして、現行税額を既成事実といたしまして、若干の増税を行うというような計画だとわれわれは聞いておるんです。そこでいま申し上げたように、三〇%程度ではないかといふお話をありますが、検討中であるというお話をあります。現在の現行額はガソリン税で一千リットル当たり三万四千五百円、これは間違いないふうに私は承知を

いたしております。ところが、このガソリン税が三〇%も上がりますと、これは一キロリットル当たり一万四百円程度ですか、上がつちやうわけになります。このはね返りというものは従来はいわゆる税並びに石油ガス税の引き上げの点についてどの程度お考えになつてあるか。

○説明員(島崎晴夫君) ただいま検討中でござります。御承知のように、二年前に揮発油税につきましては、暫定措置として引き上げが行われております。その期限が来年の三月に参りますので、これを延長するかどうかという問題がござりますけれども、現下の財政事情でございますから、撤廃というわけにはなかなかいかぬと思いますが、さてその後の措置をいたしまして、これを延長いたしますか、また延長するとしまして、どの程度の税負担をお願いするかということにつきましては、まだ政府部内でもまとまつた意見はございません。たゞいま検討中でございます。税制調査会の御審議を経て決めるということに相なるうと思つております。

○森下昭司君 いまお話をありましたように、ガソリン税は昭和四十九年度の税制改正の際に石油消費税等の増税を経て、いま二年間の臨時措置、暫定措置が切れるわけであります。ところが今度は制度を改正いたしまして、一般財源に繰り入れるという制度にいたしまして、現行税額を既成事実といたしまして、若干の増税を行うというような計画だとわれわれは聞いておるんです。そこでいま申し上げたように、三〇%程度ではないかといふお話をありますが、検討中であるというお話をあります。現在の現行額はガソリン税で一千リットル当たり三万四千五百円、これは間違いないふうに私は承知を

得なかつたわけでございます。

○森下昭司君 これは本当に長官のいまの答弁を聞いておりますと、どうもガソリンスタンド屋、仮に言えば中小零細企業のガソリンスタンド屋さんですよ。この点についてはどういうふうにお考えになつてあるかということをまず尋ねたいです。

○政府委員(増田実君) ガソリン税が上がりますと、それがガソリン価格に転嫁され、消費者いわゆるガソリンを買われる方がその分を全部負担されるということであれば、これは国の財政が非常に苦しいときですから、一つの財源対策として常に苦しむときですから、一つの財源対策として考えられるものであるというふうに思つております。

ただ、これは先生もよく御存じのよう、ガソリンが最も乱戦競争が激しくて、これが私はいい悪いません、直さなければならぬとは思つておられます。しかし、現状のままの石油業界にあって、もしも

自動車工業界、関連運輸団体を始めすべての団体

がこのガソリン税の増税に対しましては反対の意

向を唱え、かつ二年間という暫定措置でありますから、廃止を実は言つてゐるわけなんですよ。そ

こで大蔵省当局には、そういう意向というものが非常に強いという要望をこの機会に伝えておきました

いと思いますし、また私は、通産当局といたしましても、備蓄によつてキロ当たり一百七十九円、二百八十円というようなコストはね返りがあるという

試算が出ております以上、こういう税制問題は、これは業者が転嫁できないとなりますと、今度は逆にいわゆる消費者にも転嫁することになります。

○説明員(永瀬章君) 先生お尋ねのタンクの欠陥についても絶えず大蔵当局と交渉していただきたい

という希望を、私は最後に申し上げておきます。

最後の質問で、消防庁の方、おくれましてまことに申しわけありません。実は石油備蓄の問題と

で、一応の目安というものは置かれたよりであり

ますが、実態は、特別防災区域に指定された地

方自治体の消防能力は非常に貧弱であります。ま

た、地域内のいま申し上げたコンビナート等の自

衛消防隊もこれから整備を図ろうというので、非

常にこれもまた貧弱な組織であつて、いまもし緊

急な事態が起きたば、果たしてそれに対応できる

かどうか疑問である。

○説明員(永瀬章君) そういたしますと、結局予防という点に重点を

置かざるを得ないということになるんであります

とで、このガソリン税の増徴の問題につきましては、転嫁が可能であるかどうかというのが一番問題であろうと思います。

○森下昭司君 これは本当に長官のいまの答弁を聞いておりますと、どうもガソリンスタンド屋さんもあるわけでありまして、業者転嫁ということは余り感心した制度ではありません。私はこれは

がこのガソリン税の増税に対しましては反対の意

向を唱え、かつ二年間という暫定措置でありますから、廃止を実は言つてゐるわけなんですよ。そ

こで大蔵省当局には、そういう意向というものが非常に強いという要望をこの機会に伝えておきました

いと思いますし、また私は、通産当局といたしましても、備蓄によつてキロ当たり一百七十九円、二百八十円というようなコストはね返りがあるという

試算が出ております以上、こういう税制問題は、これは業者が転嫁できないとなりますと、今度は逆にいわゆる消費者にも転嫁することになります。

○説明員(永瀬章君) 先生お尋ねのタンクの欠陥についても絶えず大蔵当局と交渉していただきたい

という希望を、私は最後に申し上げておきます。

最後の質問で、消防庁の方、おくれましてまことに申しわけありません。実は石油備蓄の問題と

で、一応の目安というものは置かれたよりであり

ますが、実態は、特別防災区域に指定された地

方自治体の消防能力は非常に貧弱であります。ま

た、地域内のいま申し上げたコンビナート等の自

衛消防隊もこれから整備を図ろうというので、非

常にこれもまた貧弱な組織であつて、いまもし緊

急な事態が起きたば、果たしてそれに対応できる

かどうか疑問である。

○説明員(永瀬章君) そういたしますと、ほかの品目へ転嫁できるかど

うかとということをございますが、ほかの品目につ

きましても、いずれも需要業界が非常につらいと

いうことでなかなか製品の値上げができる。ま

た、灯油につきましても、これは政策的配慮を加

えるということになつておるわけです。そなり

ますと、恐らくこれは業界負担というものが大部

分になつていくことになるんではないかというこ

とで、このガソリン税の増徴の問題につきましては、転嫁が可能であるかどうかというのが一番問題であらうと思います。

○森下昭司君 これは本当に長官のいまの答弁を聞いておりますと、どうもガソリンスタンド屋さんもあるわけでありまして、業者転嫁ということは余り感心した制度ではありません。私はこれは

がこのガソリン税の増税に対しましては反対の意

向を唱え、かつ二年間という暫定措置でありますから、廃止を実は言つてゐるわけなんですよ。そ

こで大蔵省当局には、そういう意向というものが非常に強いという要望をこの機会に伝えておきました

いと思いますし、また私は、通産当局といたしましても、備蓄によつてキロ当たり一百七十九円、二百八十円というようなコストはね返りがあるという

試算が出ております以上、こういう税制問題は、これは業者が転嫁できないとなりますと、今度は逆にいわゆる消費者にも転嫁することになります。

○説明員(永瀬章君) 先生お尋ねのタンクの欠陥についても絶えず大蔵当局と交渉していただきたい

という希望を、私は最後に申し上げておきます。

最後の質問で、消防庁の方、おくれましてまことに申しわけありません。実は石油備蓄の問題と

で、一応の目安というものは置かれたよりであり

ますが、実態は、特別防災区域に指定された地

方自治体の消防能力は非常に貧弱であります。ま

た、地域内のいま申し上げたコンビナート等の自

衛消防隊もこれから整備を図ろうというので、非

常にこれもまた貧弱な組織であつて、いまもし緊

急な事態が起きたば、果たしてそれに対応できる

かどうか疑問である。

○説明員(永瀬章君) そういたしますと、ほかの品目へ転嫁できるかど

うかとということでございますが、ほかの品目につ

きましても、いずれも需要業界が非常につらいと

いうことでなかなか製品の値上げができる。ま

た、灯油につきましても、これは政策的配慮を加

えるということになつておるわけです。そなり

ますと、恐らくこれは業界負担というものが大部

分になつていくことになるんではないかというこ

とで、このガソリン税の増徴の問題につきましては、転嫁が可能であるかどうかというのが一番問題であらうと思います。

○森下昭司君 これは本当に長官のいまの答弁を聞いておりますと、どうもガソリンスタンド屋さんもあるわけでありまして、業者転嫁ということは余り感心した制度ではありません。私はこれは

がこのガソリン税の増税に対しましては反対の意

向を唱え、かつ二年間という暫定措置でありますから、廃止を実は言つてゐるわけなんですよ。そ

こで大蔵省当局には、そういう意向というものが非常に強いという要望をこの機会に伝えておきました

いと思いますし、また私は、通産当局といたしましても、備蓄によつてキロ当たり一百七十九円、二百八十円というようなコストはね返りがあるという

試算が出ております以上、こういう税制問題は、これは業者が転嫁できないとなりますと、今度は逆にいわゆる消費者にも転嫁することになります。

○説明員(永瀬章君) 先生お尋ねのタンクの欠陥についても絶えず大蔵当局と交渉していただきたい

という希望を、私は最後に申し上げておきます。

最後の質問で、消防庁の方、おくれましてまことに申しわけありません。実は石油備蓄の問題と

で、一応の目安というものは置かれたよりであり

ますが、実態は、特別防災区域に指定された地

方自治体の消防能力は非常に貧弱であります。ま

た、地域内のいま申し上げたコンビナート等の自

衛消防隊もこれから整備を図ろうというので、非

常にこれもまた貧弱な組織であつて、いまもし緊

急な事態が起きたば、果たしてそれに対応できる

かどうか疑問である。

○説明員(永瀬章君) そういたしますと、ほかの品目へ転嫁できるかど

うかとということでございますが、ほかの品目につ

きましても、いずれも需要業界が非常につらいと

いうことでなかなか製品の値上げができる。ま

た、灯油につきましても、これは政策的配慮を加

えるということになつておるわけです。そなり

ますと、恐らくこれは業界負担というものが大部

分になつていくことになるんではないかといふ

とで、このガソリン税の増徴の問題につきましては、転嫁が可能であるかどうかというのが一番問題であらうと思います。

○森下昭司君 これは本当に長官のいまの答弁を聞いておりますと、どうもガソリンスタンド屋さんもあるわけでありまして、業者転嫁ということは余り感心した制度ではありません。私はこれは

がこのガソリン税の増税に対しましては反対の意

向を唱え、かつ二年間という暫定措置でありますから、廃止を実は言つてゐるわけなんですよ。そ

こで大蔵省当局には、そういう意向というものが非常に強いという要望をこの機会に伝えておきました

いと思いますし、また私は、通産当局といたしましても、備蓄によつてキロ当たり一百七十九円、二百八十円というようなコストはね返りがあるという

試算が出ております以上、こういう税制問題は、これは業者が転嫁できないとなりますと、今度は逆にいわゆる消費者にも転嫁することになります。

○説明員(永瀬章君) 先生お尋ねのタンクの欠陥についても絶えず大蔵当局と交渉していただきたい

という希望を、私は最後に申し上げておきます。

最後の質問で、消防庁の方、おくれましてまことに申しわけありません。実は石油備蓄の問題と

で、一応の目安というものは置かれたよりであり

ますが、実態は、特別防災区域に指定された地

方自治体の消防能力は非常に貧弱であります。ま

た、地域内のいま申し上げたコンビナート等の自

衛消防隊もこれから整備を図ろうというので、非

常にこれもまた貧弱な組織であつて、いまもし緊

急な事態が起きたば、果たしてそれに対応できる

かどうか疑問である。

○説明員(永瀬章君) そういたしますと、ほかの品目へ転嫁できるかど

うかとということでございますが、ほかの品目につ

きましても、いずれも需要業界が非常につらいと

いうことでなかなか製品の値上げができる。ま

た、灯油につきましても、これは政策的配慮を加

えるということになつておるわけです。そなり

ますと、恐らくこれは業界負担というものが大部

分になつていくことになるんではないかといふ

とで、このガソリン税の増徴の問題につきましては、転嫁が可能であるかどうかというのが一番問題であらうと思います。

○森下昭司君 これは本当に長官のいまの答弁を聞いておりますと、どうもガソリンスタンド屋さんもあるわけでありまして、業者転嫁ということは余り感心した制度ではありません。私はこれは

がこのガソリン税の増税に対しましては反対の意

向を唱え、かつ二年間という暫定措置でありますから、廃止を実は言つてゐるわけなんですよ。そ

こで大蔵省当局には、そういう意向というものが非常に強いという要望をこの機会に伝えておきました

いと思いますし、また私は、通産当局といたしましても、備蓄によつてキロ当たり一百七十九円、二百八十円というようなコストはね返りがあるという

試算が出ております以上、こういう税制問題は、これは業者が転嫁できないとなりますと、今度は逆にいわゆる消費者にも転嫁することになります。

○説明員(永瀬章君) 先生お尋ねのタンクの欠陥についても絶えず大蔵当局と交渉していただきたい

という希望を、私は最後に申し上げておきます。

最後の質問で、消防庁の方、おくれましてまことに申しわけありません。実は石油備蓄の問題と

で、一応の目安というものは置かれたよりであり

ますが、実態は、特別防災区域に指定された地

方自治体の消防能力は非常に貧弱であります。ま

た、地域内のいま申し上げたコンビナート等の自

衛消防隊もこれから整備を図ろうというので、非

常にこれもまた貧弱な組織であつて、いまもし緊

急な事態が起きたば、果たしてそれに対応できる

かどうか疑問である。

○説明員(永瀬章君) そういたしますと、ほかの品目へ転嫁できるかど

うかとということでございますが、ほかの品目につ

きましても、いずれも需要業界が非常につらいと

いうことでなかなか製品の値上げができる。ま

た、灯油につきましても、これは政策的配慮を加

えるということになつておるわけです。そなり

ますと、恐らくこれは業界負担というものが大部

分になつていくことになるんではないかといふ

とで、このガソリン税の増徴の問題につきましては、転嫁が可能であるかどうかというのが一番問題であらうと思います。

○森下昭司君 これは本当に長官のいまの答弁を聞いておりますと、どうもガソリンスタンド屋さんもあるわけでありまして、業者転嫁ということは余り感心した制度ではありません。私はこれは

がこのガソリン税の増税に対しましては反対の意

向を唱え、かつ二年間という暫定措置でありますから、廃止を実は言つてゐるわけなんですよ。そ

こで大蔵省当局には、そういう意向というものが非常に強いという要望をこの機会に伝えておきました

いと思いますし、また私は、通産当局といたしましても、備蓄によつてキロ当たり一百七十九円、二百八十円というようなコストはね返りがあるという

試算が出ております以上、こういう税制問題は、これは業者が転嫁できないとなりますと、今度は逆にいわゆる消費者にも転嫁することになります。

○説明員(永瀬章君) 先生お尋ねのタンクの欠陥についても絶えず大蔵当局と交渉していただきたい

という希望を、私は最後に申し上げておきます。

最後の質問で、消防庁の方、おくれましてまことに申しわけありません。実は石油備蓄の問題と

で、一応の目安というものは置かれたよりであり

ますが、実態は、特別防災区域に指定された地

方自治体の消防能力は非常に貧弱であります。ま

た、地域内のいま申し上げたコンビナート等の自

衛消防隊もこれから整備を図ろうというので、非

常にこれもまた貧弱な組織であつて、いまもし緊

急な事態が起きたば、果たしてそれに対応できる

かどうか疑問である。

○説明員(永瀬章君) そういたしますと、ほかの品目へ転嫁できるかど

うかとということでございますが、ほかの品目につ

きましても、いずれも需要業界が非常につらいと

いうことでなかなか製品の値上げができる。ま

<

つたんございますが、一応今月中にすべて開放に着手するという結果でございます。

大体十月の末の状態について申し上げますと、内部開放の検査を当時実施いたしましたタンクが、百九のうち七十四基でございます。その当時検査未着手のタンクが十三基ございまして、それ以外の中間の二十二基が検査を実施中という状態でございましたが、内部を開放しました七十四基のうち、異常の認められましたのが十四基ございました。この十四基につきましては、十月の末の時点におきまして補修済みが四基、それから未補修が九基で、一基は廃止予定でございます。これは異常のあつたタンク十三ということに相なるわけでございます。それから基礎関係につきましては、当時で六基が修正済みでございまして、一基が修正中、そしてあと十一が未着手、そのほかに廃止一基という状態でございました。

この内部開放検査の結果といいますと、底板に腐食があつたり、あるいは大きく底板が変形していたり、穴があいていたりという状態のものにございますので、この内部のそういう状態のものにつきましては、底板の大きな変形のもの以外はわりに簡単に直せるものでございますので、現段階ではほぼ完了しているのではないかろかと思つております。

それから、この一万キロリットル以上のタンク以外のいわゆる以下のタンクにつきましては、その後引き続いて検査をするように指導いたしておりますが、何しろこの数が全国で九万七千八百基以上ございますので、これの集計につきましては、現在まだ取りまとめておりません。報告を求めているところでございます。

なお、五月の二十日に、既存のタンクの保安点検等につきまして通達を出しまして、年一回外部からの検査をする、その結果沈下の大きいものは内部をあけて検査をするという趣旨、それ以外にまた修正方法等につきましても、あわせまして五月の二十日に通達を出して指導しているところでございます。

○森下昭司君 結構です。

○委員長(林田悠紀夫君) 他に御発言もなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時三十四分散会